

平成29年第3回東大和市議会定例会会議録第20号

平成29年9月8日（金曜日）

出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	高石健太君		

出席説明員（36名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	広沢光政君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	環境部長	松本幹男君
都市建設部長	直井亨君	学校教育部長	阿部晴彦君
学校教育部参事	岡田博史君	社会教育部長	小俣学君
企画課長	荒井亮二君	企画財政部参事	北田和雄君
公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君	秘書広報課長	五十嵐孝雄君
産業振興課長	小川泉君	市民部副参事	宮田智雄君

子育て支援課長 鈴木 礼子 君
保育課長 宮 鍋 和志 君
環境課長 関 田 孝志 君
都市計画課長 神 山 尚 君
土木課長 寺 島 由紀夫 君
教育総務課長 石 川 博隆 君
給食課長 斎 藤 謙二郎 君
中央公民館長 尾 又 恵子 君

子育て支援部 榎 本 豊 君
副 参 事
健康課長 志 村 明子 君
ごみ対策課長 中 山 仁 君
都市建設部 内 藤 峰雄 君
副 参 事
下水道課長 廣 瀬 裕 君
学校教育部 吉 岡 琢真 君
副 参 事
社会教育課長 佐 伯 芳幸 君
中央図書館長 當 摩 弘 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時28分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 東口正美君

○議長（押本 修君） 昨日に引き続き、19番、東口正美議員の一般質問を行います。

○19番（東口正美君） おはようございます。

昨日、御答弁、大変にありがとうございました。本日、引き続き再質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず1番目の再質問といたしまして、今回この平和都市宣言について質問させていただきました。東大和市の平和事業は、さきも述べたとおり変電所を残す運動が中心軸となっているという印象があり、そちらについては文献等もございましたけれども、平和都市宣言がどのような背景でつくられたかということについて今回質問させていただきました。御答弁では、昭和57年からの市議会での決議等があり、平成2年に宣言をされるわけですが、この御答弁の中に核戦争が危険を内包しているというそういう時期に、この宣言が検討されていたというふうにございましたけれども、この当時の時代背景というか、世界情勢というものをどのように捉えてらっしゃいますでしょうか。

○企画課長（荒井亮二君） ただいま御質問いただきました平和都市宣言の制定当時の情勢というところでございますが、こちらのほうでございますが、当時、冷戦といえますか、世界情勢の中で核兵器を所有する国の問題が世界的に問題になっていたというところで、一つございますのが、国連におきまして軍縮特別会議というものが開催されまして、そこで軍縮問題を討議されたというところで、一つその当時のトピックスというところで記録がございます。そういったところを背景にいたしまして、国内、またこの地域でもそういったところの議論が盛んになってきた時期ではないかというところで捉えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

東西冷戦という非常に厳しい状況、キューバ危機を乗り越えて、それでも米ソ首脳が対談をしていく、対話をしていくという中で、この冷戦が雪解けをしていく、またベルリンの壁が崩壊していく、多くの良識ある人々の努力、そして対話によって平和の方向へ大きく扉が開かれていたこの時期に、東大和市のこの平和都市宣言が検討され、誕生されたということ、このことは非常に意義があるというふうに、今回、私、捉えさせていただきました。よく市長も宣言の中の「平和を愛する全世界の人々と手を携えて」との一文を引かれます。四半世紀以上たった宣言ではございますけれども、現在の世界情勢の中、ひとときわ光を放つというふうに考えます。この平和都市宣言が誓うとおりの取り組みを、今こそ求められているというふうに思いますが、なかなかこの市民の方たちが、この宣言に触れる機会がございませんので、変電所の存続とともに、この宣言を当市の財産として、これからも生かしていただきたいと思いますというふうに思います。

続きまして、変電所でのこれまでの取り組みについてでございますけれども、この先人の方々の思いが残された今後とも大事にしていきたい、この戦災建造物、変電所でございます。一方、現在もコンクリートの劣化

が進む中で、その補修工事のための資金をふるさと納税制度を使って呼びかけていく、この取り組み自体はとうとうというふうに思いますけれども、東大和市の平和事業が、イコールこの変電所の存続ということだけにエネルギーが注がれているような印象があるということも否認ないかなというふうに思っております。

そこで、今回はこの変電所を残すということを通して、伝えたいメッセージは何かということ伺いたいと思っております。答弁では、無数に残された弾痕から戦時中の空襲のすさまじさや、戦争の悲惨さを無言で伝えている。変電所を知ってもらうことで、平和のメッセージを伝えたいというふうにございましたけれども、無言だけでは伝えられない部分があるというふうに思っております。

私自身も、東大和市に暮らして20年以上がたちます。私の子供も東大和市で育ちましたけれども、実はこの旧変電所のことは余り詳しく知りませんでした。私自身があの戦災建造物を見て、いつも思っていたのは、あの壁に残された弾痕はいつどのようにしてつくられたのかということです。東京での有名な空襲は3月10日の東京大空襲、それとどう関係するのかなどというぐらいの認識でいて——わけがございませぬ。何だ知らなかったのかと思われるかもしれませんが、東大和市のホームページにも、空襲があったことは2月と4月、昭和20年の2月と4月という記載はございませぬけれども、日にちまでは書かれておりませぬ。また、インターネットで調べれば、例えば総務省の東京の空襲という中には、東大和市のことは書かれておりませぬ。ウィキペディアではもう少し詳しく書かれておりました。今回、改めて勉強をいたしまして、昭和20年の2月17日、4月19日、4月24日の3回にわたり、この地に空襲があったことを学びました。そして、なぜここに3回にもわたり攻撃をされたのかということ、改めて認識をし直したわけがございませぬ。要は、あの変電所の前に立ち、あの弾痕を見て何を感じてもらおうか、どのようなメッセージを発するか、何のためにあの変電所を残すのか、平和へのメッセージというだけでは伝え切れない、もう少し言葉を尽くさなければならないというふうに思います。常設展示等がなかなかうまくいかない中で、市民の方たちが大変に努力をしているということも存じております。あの場所が軍需工場であり、そこで何をつくっていたのか、またなぜ3回にもわたり激しく攻撃されたのか。2度と同じことを繰り返さないために、このことを正しく伝えていかなければならないと感じておりますが、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 都立東大和南公園にあります変電所でございますけれども、今議員が言われたとおり昭和20年に3回の爆撃を受けまして、100名を超えるとうとい命が失われました。その爆撃のとき、奇跡的に残った変電所でございますので、あの変電所を私どもがおりのまま、あのまま残して、戦争の悲惨さ、平和のとうとさを訴えてまいりたいと思っております。

広島市の平和記念公園の石碑には、「安らかに眠って下さい 過ちは繰返ませぬから」と、そういう文言です。メッセージがあるわけですが、東大和の変電所にはメッセージは今のところはない状況でございます。今の段階では、見た目で非常に強いメッセージを持っているというふうに思っております。私も特別公開のときに変電所の前に立って、御案内さしてもらいますけれども、来た子供は入るのを嫌がったりとか、怖くて泣いたりとかいう子供もおりました。そういう見た目で非常に強いメッセージを持っているというふうには思っております。そういう中で、今のところ広島のようなメッセージはございませぬけれども、現状では変電所の姿を今後も残し続けることで、戦争の悲惨さ、平和の大切さを訴えてまいりたいと、現状ではこのように考えております。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

そのような中で、次の質問に行きたいと思います。

「西の原爆ドーム、東の変電所」ということで、なぜこのように言われたのかについて、今回質問させていただきましたけれども、市史に記載されてるということで——ということは自称東の変電所ということなのか、それともこの市史を、東大和市の市史を編さんするときに、かかわった方の中で学術的な研究がされて、この東の原爆ドームと並ぶ歴史的価値があるということで、東の変電所というふうに言われたのか、この点をもう一度お聞かせいただければと思います。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 「西の原爆ドーム、東の変電所」の標語についてでございますが、こちらは平成7年に刊行されました東大和市市史資料の編さんの作業に参加された方に直接お伺いすることができました。実際にお話を伺いますと、変電所の存在の貴重さや重要さを確認され、また広島原爆ドームに匹敵する価値があるという思いを込めて、この言葉を記載されたということを当時の方に確認をさせていただきました。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

当時の方に伺っていただいたということで、貴重な証言をいただけたと思います。その方は、具体的にどなたかということをお伺いしてもよろしいのか、またその方の経歴等々が、お名前ではなくて経歴等が、もしこの場で発表できるようだったら、証明になりますのでお願いいたしたいと思います。御無理だったら大丈夫。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） この方は、現在、東大和市立郷土博物館において嘱託職員を、勤務していただいている方でございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。思いを込めてということで、理解をさせていただきました。

いずれにしても、世界遺産となった西の原爆ドームと肩を並べるということであれば、あの広島の平和公園から学ぶことは多いというふうに思っております。私自身も2回、この平和公園を訪れたことがあります。最初に訪れたときに感動したのは、先ほど部長も言ってくださいましたけれども、平和公園の慰霊碑の前に立ったとき、その奥に原爆ドームを見たとき、自然に平和を祈らずにはいられない心境になりました。そして、そこに書かれている「安らかに眠って下さい 過ちは繰返しませぬから」の碑文が素直に胸に迫ってまいりました。碑文は、当時の市長がこだわってつくられたものだというふうに伺っております。また、あの公園を設計した丹下健三さんたちを初め、多くの人たちの思いが表現されているのだというふうに思いました。変電所の存続の運動の中で、さまざまな制約があり、同じようなことができなかつたということも承知しておりますけれども、このことに対しては今後再び東京都や国と検討していく一つの課題ではないかというふうに、私自身は思っております。

2度目の訪問のときは会派の視察でございました。このときは、原爆ドームの保存のためのさまざまな課題について担当の方からお話を伺いました。世界遺産登録前の保存にどのような取り組みをしたのか、また世界遺産になってから近代建造物の保存、特に被爆したレンガの保存ということ、経験のないことへの困難さなど、さまざまな課題について職員の方から率直な話を伺うこともできました。いずれにしても西の原爆ドームを有する広島市と連携し、平和のメッセージをともどもに発信していくことは、大変に意義があることだと考えます。まずはこの西の原爆ドームである広島市に、尾崎市長に赴いていただきまして、広島市長を表敬訪問する等の取り組みが有効だと思いますけれども、この点についてお聞かせいただければと思います。

○企画財政部長（田代雄己君） 尾崎市長の広島市長への訪問ということでございますけれども、現在、担当部

としましては、市長の訪問につきましては具体的な検討はしてないところでございますけれども、実際には広島市のほうに訪問した経緯としまして、戦後70年を迎えた年ですね、そのときに8月に開催されました平和記念式典に尾崎市長は出席しております。また、同じ年、11月に平和首長会議がございまして、そちらも広島市で開催されておりますので、そちらにも市長は赴いております。それと、平成28年度には平和首長会議が千葉県佐倉市のほうで開催されましたけれども、そこで東大和市の平和事業の取り組みについて、市長のほうから皆さんの前で紹介をしていただいたわけですが、その際には広島市長と意見交換など密にさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

- 19番（東口正美君） 広島市長と密に懇談をされてるということ、初めて伺いました。また、そのこともどこかでいろいろ教えていただければというふうに思っております。いずれにしても、平和への熱い思いを共有するためには、積極的な行動で多くの人たちと対話を重ねていくことが最も大変だと思いますので、さまざま課題がありお忙しいと思いますが、よろしく願いいたします。

続きまして、そういう意味では、今、中学生が取り組んでおります地域の戦争・平和学習と広島派遣事業は、大変意義のある事業だというふうに思っております。この件は、30年度以降も検討ということですが、財政面で、これ市長会の補助金を使ってということですが、これに年度的な制限があるのかということ、今これ企画課のほうを担当して下さるとは思いますけれども、学校教育等と、教育現場との連携について何かお考えがあれば伺いたいと思います。

- 企画課長（荒井亮二君） ただいま御質問いただきました広島派遣事業に関します助成金、市長会の助成金等に関する御質問でございます。こちらにつきましては、平成27年度から活用のほうをさせていただきまして、ここで3年間、その財源を活用した事業を実施しております。来年度以降につきましては、毎年、助成金の申請を行いまして、許可をいただきまして、そういった流れになりますが、来年度以降の助成金の活用につきましては、現在検討中というところでございます。また、市長会の助成金の制度につきましても、毎年、見直しをかける場合がございますので、30年度、31年度以降のその制度自体のことにつきましても、情報収集いたしながら活用する場合は検討のほうをしていきたいと考えております。

以上でございます。

- 企画財政部長（田代雄己君） 学校教育との連携ということで答弁させていただきたいと思っております。

この生徒さんを募集する際には、校長会のほうにお願いしたり、あるいは学校を通じてさまざまな働きかけをしていただいております。そういうことで、教育委員会とも連携をしながら、この事業には取り組んでいるところでございます。仮に今後そういうこと、場面がありましたら、引き続き平和事業の取り組みにつきましても、教育委員会とも連携しながら対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

- 19番（東口正美君） 済みません、ありがとうございます。ちょっと質問が飛んでしまいました。未来の子供たちのために、よろしく願いいたします。

済みません。①、イのdが飛びましたので、済みません、やらさせていただきます。

この平和へのメッセージを世界に広げていくということで、御答弁ではこのSNSを通じて、5番のユーチューブなどもつくっているというふうに伺いましたけれども、ここをもう少し顔が見える形で積極的な行動をお願いしたいと思います。例えば広島原爆ドームと同じように、第二次世界大戦の負の遺産として世界遺

産登録されているポーランドのアウシュヴィッツ強制収容所があります。ここもまた戦後70年以上たちますけれども、過去の過ちから学ぶことが多いはずだと、今なお全世界から多くの方が訪れています。さすがに、このポーランドに市長に行ってくださいというふうには申し上げるつもりはございません。実は、このアウシュヴィッツ平和博物館というのが福島県の白河市にあります。この博物館は、市民による手づくりのミュージアムですが、NPO法人でございますけれども、白河市は市のホームページにも紹介をされております。また、この別の機会になりますけれども、ホロコーストにつきましては、ホロコースト教育資料センターというのが都内にあります。こちら訪問事業等、さまざまな活動を行っております。どちらもさきの大戦の過ち、後悔、なぜあのような多くの殺りくがなされたのかの反省に立ち、平和運動を行った方たちが世界におられるということで、日本でも活動をされております。

また、今回、勉強する中でとてもうれしかったことがあるんですけども、この核兵器廃絶のための科学者の国際会議に、バグウォッシュ会議というのがございますけれども、この拠点も日本バグウォッシュ会議ということで、日本に拠点があるということ今回勉強して、とてもうれしく思っております。皆さん、御存じかもしれませんが、このバグウォッシュ会議について少しお話をさしていただきたいと思っております。

このバグウォッシュ会議は、ジョセフ・ロートブラット博士が設立されております。博士はポーランド出身の物理学者で、後にノーベル平和賞を受賞しております。ロートブラット博士は、1908年、第一次世界大戦を5歳で経験します。その大戦中、飢餓や疫病、感染などさまざまなことがあり、科学で人類に貢献したい、これらの問題を解決したいというふう思ったそうでございます。科学の進歩は、さきに述べました飢餓や疫病などの解決をもたらした一方、その進歩は大量殺りくを可能とする化学兵器、そして核兵器を開発する力ともなりました。科学者となった博士は、後にマンハッタン計画に招聘され、核兵器の開発に携わります。戦況が緊迫する中、核兵器をどこが最初に開発できるのかが争われる中、ロートブラット博士は、それでも核兵器は開発すべきではないと科学者の良心に従って計画からたった1人、離脱をされます。しかし、その離脱をしたことで、スパイなのではないかとさまざまあらぬ嫌疑をかけられ、迫害にも遭われております。博士につきましては、奥様とさまざまポーランドにドイツが侵略する中、留学していた博士と会うことができずに、奥様はアウシュヴィッツで亡くなられたのではないかとというふうに言われております。博士は、広島・長崎へ原爆が投じられたことを心を痛め、その後、ビキニ環礁で水爆実験が行われ、再び犠牲者が出たことを聞き、立ち上がり、核兵器廃絶のための科学者によるラッセル・アインシュタイン宣言を宣言するために尽力をされます。そして、その宣言の具現化のためにバグウォッシュ会議を発足し、ラッセル・アインシュタイン宣言の最後の生存者として、96歳の生涯を通して核兵器の廃絶の運動を行われているわけでございます。この博士がつくられたバグウォッシュ会議も、日本を拠点に活動しているということ今回学びました。

このように、さまざまな方が日本を舞台に世界平和のために活動をされています。この東大和市としても、このさまざまな平和団体と地道に交流をし、対話を重ねていただきたいと思っておりますけれども、このようなことは御検討いただけますでしょうか。伺わせていただきます。

○企画財政部長（田代雄己君） 国は違っても戦災遺跡があったり、あるいは平和を願う気持ち、そして核兵器の廃絶というのは人類共通の願いではないかというふう思っているところでございます。東大和市としまして、平和都市宣言を行いまして、大切な平和を維持するということと、そして核兵器の廃絶を願っているわけでございますけれども、そういう取り組みを一緒に共通の意識を持ってやるというのは大切なことだと思っております。具体的にその連携をとるということは、なかなか難しいかと思っておりますけれども、ただ核

兵器の廃絶という思いは共通でございますので、そういうところを通じて、また今後どのようなことができるかというのを、広い視点で見たいというふうに考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 具体的なことはなかなか難しいというふうにおっしゃられましたけれども、例えばふるさと納税の返礼品として詳しいパンフレットをつくるというふうに向っております。こういうものをお送りしながら、例えば平和市民のつどいへ御招待をする。来る、来られないはあちらの御都合ですけれども、そのようにこちらからアプローチをかけていく、積極的な行動をとっていく、そういうことがひいては広くこの東大和市の変電所の価値を認めていただける形になっていくと思っておりますし、その結果、ふるさと納税も広がっていくのではないかとこのように思います。ここは市長のリーダーシップでお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） ふるさと納税や変電所のことにつきまして、広く周知することとはとても大切なことだと思っております。

ちょっとお話はずれるかもしれませんが、ふるさと納税の活用に当たりましては、全国のそういう博物館や、そういう資料館など、私どものその取り組み、そして変電所のことをお知らせするようなチラシやポスターもお配りしてるところでございます。それと同じような、延長と言ったらよろしいのでしょうか、そういう形でそういう大きな団体というんですかね、そういうところの取り組みなどもございますので、具体的に今、初めてそういうことをお聞きしましたので、やはりきちっと整理しながら考えていかなくちゃいけないと思っております。ですので、そういうお時間をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。提案でございますし、要望でございますので、御検討いただくということがまず大事なというふうに思っております。決して大きな団体ではないのかなというふうに思っておりますし、やはり時を逃さないということも非常に大事な、この世界が緊迫する中で、どういう行動を東大和市としてとったのか、平和のためにとったのか、そのためには一人一人が人間対人間として交流をしていく、対話をしていくということが大きな力になっております。ラッセル・アインシュタイン宣言のアインシュタイン博士の最後のサインも非常に奇跡的なことで、生前最後のサインをいただいて宣言に至ったということも学ばせていただいております。どうか時を逸さずに、尾崎市長が熱意を持って取り組んでいるこのときに、大きなそういう動きを、具体的な動きをすることで、今世界が抱えている緊張に対する一つの光になるというふうに私は信じておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

そういう意味で、ウとかエとかというのは、平和市民のつどいの映像化ということ、なかなかこの映像化に対してはさまざま規制があり難しいということでしたけれども、毎回この高校生が行っている演劇、また朗読劇は、職員の方がシナリオを書いているというふうに向いております。本当にすばらしいなと思っておりますし、私自身も劇を通して、改めて東大和市の歴史を身近に感じることができましたので、もう一回見たいとか、皆様にも見せてさしあげたいというふうに思っておりますので、そういう方途がないかということで、特に映像化ということがいいのかどうか、その権利等々さまざまあると思うんですけれども、そういうものを残すという形でさまざま検討をいただきたいと思っております。

次の証言集の東大和市版の発行に関しましても、改めて新しい証言をいただくということではなくて、今まで積み重ねてきた平和文集は、さまざまな角度でこの戦争体験が語られているということでございますので、

より東大和市であのときのようなことが起きたのかということ、多くの証言をもう一度編集し直すことによって、その実相を浮き彫りにすることができるのではないかと考えております。そのような形で毎年の発行と一緒にやっていくことはなかなか難しいかもしれませんが、どこかの節目を目指してもう一度、その編集し直すということも含めて、この平和市民のつどい、また証言集を東大和市の歴史として残していくための取り組みについて、どのようにお考えか、もう一度お聞かせいただければと思います。

○企画財政部長（田代雄己君） 平和文集の発行のことでございます。最近、寄稿者の方が御高齢になっておまして、大分寄稿される数が減ってきてるのが現状です。また、御高齢になられてますので、それを残すこともかなり労力があるんじゃないかというふうに考えてるところでございます。東大和市の市内の方々を特定するとか、そういうような形で集めるということかと思えますけれども、現在は5年間の単行本というか、年度版を5年に1回集めた総集編というのをつくっておりますけれども、今はそういう形で対応させていただいてるという状況でございます。ですので、改めてその特別な内容にするということまでは、現時点では考えていないところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 私が何をしたいかというのは、あの弾痕が残された、その様子がより皆様に伝わるように資料を残してもらいたい。その資料を残すに当たっては、編集、または平和市民のつどいで行われているような、ああいう芸術的な手法を使って、きちんとその実相を残していくというための資料を、何らかの形で残してもらいたいというのがこの質問の意図でございますけれども、そういう取り組みを市としてどのようにお考えか、もう一度お聞かせください。

○企画財政部長（田代雄己君） 確かに変電所は、あれだけの爆撃の跡だったり、機銃掃射の跡があります。そういう中で、それに合った証言を取りそろえるということで臨場感が増すということは考えて、その辺はそういうふうに認識しております。ただ、そのやり方が、具体的にどのように想定されるか。あるいは、この間も戦争体験映像記録をつくる際、平成27年度になりますけれども、証言をしていただく方を市報で募集しました。そのときも手を挙げていただいたのが少数の方で、その中から4人を選んだというようなところもございまして、なかなかやはりそういうところを経験されてる方が減ってるのではないかとというふうに思っております。ですので、そういうことも鑑みまして、実際に変電所の、その目の当たりにしてる人が何人いるかというのはちょっとわからないところですが、機を捉えて、その辺の取り組みができるかどうか、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。何とぞよろしくお願いいたします。

次の質問も同じ意図でございますけれども、近隣市との連携ということで、隣の東村山市と連携して、今、中学生派遣事業をやっているということですが、私が言いたい近隣市との連携というのは、さきも述べましたように、変電所に残る弾痕の意味をきちんと認識し伝えていくために、何が必要か、何ができるかということを考えております。例えばネットで調べてみますと、総務省の東京の空襲というページには、東大和市のことは出てきておりません。また、ネットを見ますと、都市空襲というページがございまして、そちらには時系列にもう少し詳しく出ておりましたので、それを見ますと昭和19年11月の武蔵野市の中島飛行機の空襲から始まり、昭和20年2月、やはり中島飛行機の群馬県大泉町、そして2月17日、日立航空機立川工場、東大和市という記述が出てきます。そして、4月に入って、武蔵野市、立川市、東大和市というふうに続くわけです。

ここはやはり、この多摩一帯が軍需工場であったこと、空都であり軍都であったということ、このことをどのように近隣市と協力して歴史の事実を残していくのかということ、取り組んでいただきたいという意味で、近隣市との協力というふうに書かせていただきましたけれども、この件は今まで検討されてないということですから、このような形で近隣市との連携を今後、御検討いただくことはできますでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 東大和市には、貴重な戦災建造物がございます。それは他市にはないような貴重なものだというふうに思っているところでございます。また、一方で今お話にありましたように、多摩の各地でも軍需工場がありましたので、そこで大きな爆撃を受けたりしておりますけれども、ただ残っている遺跡というのが、数が限られてるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

ただ、そういうところも踏まえまして、今後、これからそういう地域と平和に対する思いを一つにして、同じ方向に向かった形で取り組みができるかどうか、その辺につきましても検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 貴重な変電所が奇跡的に残った東大和市が、リーダーシップをとっていただきたいというふうに思っております。私は今回、あの変電所に残った弾痕を見て、何を伝えたいのか、それは一面から見れば、空から激しい攻撃に遭い、とうとい多くの命が失われた。恐ろしかった、怖かった、だから戦争は嫌なんだというだけでいいのかということでございます。

では、ここで何がつけられていたのか、ここでつけられていたものは何を目的としていたのか、ここが3度にわたりなぜ攻撃されなければいけなかったのか、このことをきちんと伝えていくことがとても大事だというふうに思っております。戦争とは、勝っても負けても誰も幸せにならない。あの弾痕が教えてくれていることは、そういうことなのではないかと私は思い、ここまでの質問をさせていただいております。どうかこの変電所のメッセージを、正しい歴史、事実を残していく、またそのことを少なくなっている戦争を体験された方々、高齢であり、さまざまそれを残していくということが困難な中、今一重、工夫が必要だと思います。また、その聞き取りをしていく私たちの次の世代、また私たちより若い世代がきちんと聞き取りをしていく、残していくという作業に携わることで、またその価値を生んでいくと思いますので、どうか今回は初めての提案でございますので、今後の検討をお願いしたいと思います。

続きまして、このキの東大和市の平和の日の制定については、こちらも今は検討されていないということでもございましたけれども、平成28年、総務委員会所管事務調査の中でも、このことは提案をされています。今回、私は広島の話に触れましたけれども、総務委員会は長崎を視察をしてくださって、平和事業の調査をしてくださっております。長崎市も試行錯誤の中、被爆から50周年の8月9日に、長崎、平和の日を制定されております。平和の日の制定は、当市が平和のメッセージをどう発信するかということに深くかかわる問題なので、簡単ではないと思います。3度の空襲の日なのか、終戦を向かえた日なのか、はたまた変電所を東大和市の文化財指定にした日なのか、それとも将来ここを、東京都や国、そして世界が文化財と認めてくれる日なのか、どう考えるかを決めるだけでも大変なことだと思います。今はまだ検討がされていないので、このことについては時間がかかるというふうに思っております。しかし、大切なことなので取り組みを進めていただきたいというふうに思っております。このことをもし検討を始めるとしたら、まず具体的に必要なことはどのようなことだとお考えになっておりますでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 平和の日ということでもございますけれども、現在、東大和市では8月を平和月

間としまして、そこで平和事業を集中的に行っております。これは原爆が投下された広島市や長崎市は8月に投下されておりますし、終戦記念日も8月になりますので、東大和市でもそこで集中してやっていると、事業を行っているとございます。ですので、まずは東大和市はそういうことが定着してんじゃないかと思っておりますので、そこで現在のところきちんと事業をしていくという考え方を持っております。

また、今、平和の日ということでございますけれども、ちょうど総務委員会の所管事務調査の報告書も、私も見させていただいておりますけれども、ここでも東大和市における平和事業の意義と目的をしっかりと持つようにというような御指摘もあるようですので、やはり東大和市が今後どのように平和事業に取り組んで、メッセージを発していくかということを引きちんと足元を固めた上で、その上でこういう平和の日というのが築かれていくのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

- 19番（東口正美君） ありがとうございます。急ぐこともないかというふうに思います。あと10年、20年たったときに、あのような戦災建造物が日本で幾つ残るのか、それは努力したところしか、もしかしたら残らないかもしれない。そうなったときに、いや増してこれが光を放つというふうにも思います。しかし、一方で時間がたったことでわからなくなってしまう、聞けなかったという後悔を残すことないように、この平和事業の意義をやはりしっかり市で検討していただきながら、具体的な事業を起こすことも大変な中ですので、なかなかそこを検討していくということには、エネルギーも要りますし、思いも必要ですし、けれどもやはり皆で、過去の先輩たちが努力をして残してくださった、奇跡的に残った変電所を一番平和のために活用するための努力を今後も、私も続けてまいりますし、どうかお願いしたいというふうに思います。

続きまして、2番目の東大和市の平和学習について、移りたいと思います。

現在もさまざまな事業を行っていただいておりますけれども、郷土博物館、また公民館、さまざま子供たちを巻き込んだ形でやっていただいております。ことし何かうれしいエピソードがあったというふうに伺ったんですけれども、教えていただければと思います。

- 社会教育課長（佐伯芳幸君） 今年度、いろいろ公開をしてる中で、毎回、文化財、ボランティアの方々と公開が終わりましたら、職員とその日の、こういうことがあったということをお話する中で、うれしい話という中では、最近、小学生が夏休みの宿題、自由研究に、この変電所の内容を取り上げていただいて、文化財ボランティアの方々に話を聞いたりとか、展示されてるパネルを写真を撮って帰ったりということの件数が、物すごくふえてきているというような流れがございます。特にことしは、その中では神奈川の鎌倉市からお住まいの小学生が、事前に変電所のことを調べて足を運んでいただいて、見学に来ていただいたという話を伺っております。

以上でございます。

- 19番（東口正美君） ありがとうございます。地道な取り組みが未来につながっているというふうに思います。本当にうれしく思います。

今回の答弁では、平成7年度からの現在に至るさまざまな事業についての御紹介がございましたけれども、実はこの変電所が残っていくという背景には、公民館を中心とする市民たちの学びがあったというふうに伺っているんですけれども、この辺をもう少し詳しく教えてください。

- 中央公民館長（尾又恵子君） 戦災建造物保存運動につながった公民館の講座についてですけれども、御報告いたします。

昭和56年9月24日から11月19日にかけて、全9回にわたり中央公民館で「太平洋戦争と郷土」という講座を実施し、延べ137人の参加がございました。内容は、日立航空機のことを中心に、東大和市内の体験者のお話を聞いたり、見学会を実施したりというものでした。本市の太平洋戦争の資料がほとんど残っていないことから、講座終了後、11月26日から東大和の戦争と郷土史研究会というグループとして、月2回の定例会で集まりながら、聞き書きを主とした調査研究と資料の収集を始めたとのこと。その中から、変電所と給水塔を残そうという機運が芽生えていったというふう聞いております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

やはり知っていくということが、とても大事なことだなというふうに思います。日々は過ぎていってしまいますし、忘れながら進んでいかなきゃいけないということもございますけれども、その中で忘れてはいけないということを残していく、知っていくということがすごく大事でございますし、またこの社会教育の場で熱心に力を注いでくださった方たちが、今後、平和事業を語る上で大事なポイントだというふうに思います。また、不思議にも、この昭和56年ぐらいからということで、平和都市宣言が検討された時期と不思議にも重なりますし、先ほど述べたように社会が緊迫していた中で、そういうことが起きていたということも、東大和市にとって重要な歴史だというふうに考えます。

この市民の力は、現在も原爆ドームについてでもございますし、また長崎市においては平成25年に国の文化財に城山小学校という被爆した小学校が残されて文化財指定になっております。これも取り壊そうじゃないかという話が出る中、小学生たち、児童たちがこのことをずっと学んできて、ここは残してもらいたいという運動が起きたことで、この国の文化財指定というふうになっておりますので、市民の力を発揮する社会教育の場は、とても大きな力があるなというふうに思っております。

先ほども述べましたように、行政の中でも、いわゆる市長部局ではなくて、この社会教育の分野が、広島市や長崎市、またアウシュヴィッツの平和資料館など、世界の平和のために尽力されている方と人が交流する、または資料的なものも含めて残していく、交流していく、学んでいく、掘り下げていくということ、市民を巻き込んで、今後できたらいいなというふうにも思っておりますので、御検討いただければと思います。広く多くの人たちが協力しながら、平和へとたゆみない運動をしていくこと、これこそが平和につながるというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、郷土博物館から学校や、また教員研修への出張講座がなされているというふうにも答弁ございましたけれども、これはどれぐらいの頻度で行われているのか教えてください。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 郷土博物館の職員から、市内の教職員の方が市内に転入してきた方、または新たに着任された方に対して、郷土博物館において、または現地において歴史を、または変電所を通じてお話をさせていただいたりしているのがございます。年2回ほどになっております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 子供たちへの出張授業というのはございますでしょうか。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） これは学校のほうから事前に申し込みがありまして、平成28年度につきましては第五小学校と第二小学校の児童の方を対象に、変電所のほうで出張授業という形で職員のほうに対応しております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 続いて、学校教育のことに触れていきたいと思いますが、御答弁でいただいたとおり、学校教育の中で取り扱うためには、学習指導要領の一定の決まり事に沿って、具体的な指導計画の中に位置づけなければ、これを授業で取り扱うことは難しいと思います。学校がさまざまなことをされているということ存じておりますし、一つだけを絞ってやっていくということはなかなか難しいと思うんですけども、やはりこの東大和市で、この平和事業に取り組んでいく中で、学校での平和教育もとても大切になっていきます。そういう意味では、先生方は転勤もある。そのように社会教育のほうから出前で受けるとしても、なかなかそれを教材にするまでの研究というところをするのは、大変なのではないかなというふうに思うんですけども、先ほども学校に訪問したのは2カ所だということで、この辺の東大和市での各学校、また各担任というんですかね、そういう取り扱いを教育委員会全体としては、どのようにお考えで、どのように今行われているのか教えてください。

○学校教育部参事（岡田博史君） 今、東大和市の中での教育について、その平和に関すること、戦争に関することについては、非常に特色ある教育活動が展開できてくるかなって、まずはそういう認識でおります。

と申しますのは、やはり戦災建造物である旧日立航空機株式会社変電所があるということで、そちらに現地に行って実際の建物を見るというような活動もできますし、また郷土博物館に実際に行って戦争のことを学ぶというようなこともできるということがあります。

また、小学校3年生のですね、これは教育長の答弁にもございましたが、副読本、社会科副読本には変電所の写真も掲載されて、昔と今の暮らしの変わりというような学習もしているところです。これは東大和市独自の学習であるというふうに考えてるところなので、こちらは東大和市で、この平和に関する教育について、私たち、その教育委員会としては特色ある教育として今継続して行っていると、そのような認識でいるところでございます。

以上です。

○19番（東口正美君） 各学校である程度決まった時間数が、同じような形で実施されてるという理解でよろしいでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 各学校でほとんど同じ時間数で行っているというふうな認識でおりますが、小学校の社会科の6年生の教科書、御質問にもございましたけれども、そこの中には変電所の写真も掲載されておまして、そして必ず6年生の授業の中では、ここは取り上げてるということも確認しておりますし、学んでいることは確かでございますので、どの子たちも、東大和市の子たちは皆知っているというような状況でございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

ちょっとだけ意地悪なことを言うと、平和文集に子供たちの作文が出てるんですけど、なかなかこの変電所のこと出てこないというのが実感でして、いいんですよ、子供の作文だから自由なので。だから、先ほど言ったように、さまざま学習指導要領等々、難しい中で、写真掲載もあるけれども、どういう形で取り組んでいるのかなということをもう一回確認させていただきました。子供が感じるのは自由ですし、その授業の感想文とかいう形ではないので、そうなんですけど、ちょっとそんなことを思ったりもしたりしたので確認をさせていただきました。済みません。

この写真の掲載については、詳細わからないということですけども、それはそれでいいかなというふうに

思いますけれども、やはりこの学校の教科書に写真が載るということは、社会的に非常に認められているというふうに考えていいのでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 社会的に認められてるとするのは、なかなかちょっと難しいんですけども、検定の教科書でございますので、当然この東大和市にある旧日立航空機株式会社変電所のことについて学ぶということについては、何ら問題ないということで認められてるというふうなことで認識しております。

以上です。

○**19番（東口正美君）** ありがとうございます。

先ほども鎌倉から小学生が調べて来てくれたということを思いますと、とても意義があることだなというふうに思いますし、またそのことを通してきちんと授業で、東大和市で学習されているということが確認をできましたので、引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、この広島市、長崎市での平和教育ということも、今回ちょっと調べさせていただきました。教育委員会として、それぞれの市がどのようにこの平和教育を体系的に取り組んでいくのかということが、ホームページを見た限りですけども、書かれておりまして、まあそうは言うけれども、両市も試行錯誤をしながら、この平和教育を積み上げてきているというふうに、ホームページを見る限りでは感じております。

しかし一方、その広島市でさえも、8月6日に何が起きたのかというアンケートをとると、小学生で3割ぐらい、高校生で6割から7割ぐらいという答えだということも書かれておりまして、そういうものなのかなというふうに思っております。

平和教育というのは、過去の歴史を知ればいいということだけではないというふうに考えております。平和は何かということを考えることが平和教育だというふうに思います。戦争を起こすのも、平和を築くのも、結局はどちらも人間が行うことだというふうに思います。我が事としてどう考えられるか、過去のことをいかに身近に引き寄せて、そのとき自分がそこにいたらどういう決断をしたのか、どういう判断をしたのか、先ほどロートブラット博士の話を引かせていただきましたけれども、そのとき自分の良心に、どういうことを考えて行動していくのか、そういうことを考え、気づいていくことが平和教育だというふうに私は思っております。

もう一つだけ、ロートブラット博士の言葉を引かせていただければ、悪に対して悪の力で抵抗して勝つことはできない。戦争の脅威をもって戦争を回避するということはできない。悪の力に抵抗して世界の潮流を変えていく力は、人類の意識の目覚めた民衆の連帯でしか、これは乗り越えられないのだというふうに博士は言っております。そういう意味では、この東大和市が努力をして、多くの市民の力を得て残してきた変電所を使って平和教育をする意味というのは、非常に大きいというふうに思っております。そのためにも、正しい歴史をきちんとした形で残していく努力をしていかなければいけないと思っております。この平和教育につきまして、真如教育長の御所見を伺えればというふうに思います。

○**教育長（真如昌美君）** 先日、平成29年度の平和文集を読ませていただきました。そこには限られた字数の中で、戦争体験された方の生の言葉、それから家庭で祖父母の方からいろいろとお話を聞いた子供たちの感想、そういったものが非常に丁寧に、また熱がこもった中で記されておりました。私は、そういうのを読まさせていただいて、やはり教育の重さ、それから教育委員会としての役割の重さを改めて感じたところであります。

教育委員会といたしましては、先ほど指導室長のほうからも話がありましたけども、学習指導要領にのっとった形で児童・生徒に対して、まず我が国の歴史や伝統を大切に国を愛する心情、それから我が国の将来を担う国民としての自覚や平和を願う日本人としての自覚を育ててまいりたいというふうに考えております。

また、我が国が国際社会において果たすべき役割、そういったものについて多角的に考えたり、また選択、判断できる、そういった力についても東大和の子供たちには特にしっかりと身につけさせていく、そういうことで考えていこうというふうに考えております。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

今回、平和事業、平和教育について質問させていただきました。今回、質問に当たり私が思い出したことがあります。私が20代のとき、私の職場にサイモン・ヴィーゼンタール・センターの方たちがお見えになったことがございます。このセンターの方たちは、奇跡的にアウシュヴィッツから生き残って、アメリカを拠点に二度と同じことが起こらないようにホロコーストの歴史を絶対に忘れないために活動されている方々でした。その方々が言っていたのは、日本の青年は大人し過ぎる。もっと平和のために声を上げていかなければならないと熱く語っていたことを思い出しました。私自身は、青年というには少し年を重ねてしまいましたけれども、今もあの気迫あるお姿を忘れることができません。ふるさと納税を利用した戦災建造物の保存等、平和事業につきましては、これまでも会派でさまざまな提案をさせていただきました。改めて、なぜ平和のために戦災建造物を残すのか、このようなことをもっと言葉を尽くしていきたいというふうに思っております。

戦後72年間、何もなく平和だったわけでは決してありません。東西冷戦の時代、ベルリンの壁が破れたことも、やはり対話の力で平和を広げてきたというふうに思っております。その時期に、今回、東大和市が平和宣言を考えられたということがわかり、とても深い思いになりました。私ども公明党の平和の活動の淵源をたどれば、ちょうど60周年前の本日、9月8日、神奈川の地で原水爆禁止宣言が発表されたことによります。この宣言が示すのは、世界の民衆の生存の権利を守るため、その生存を根底から揺るがす核兵器を絶対悪として、その廃絶をしていくことが我が党の平和施策の根幹をなすものです。東大和市が大切に残してきた戦災建造物のあの弾痕から何を伝えていくのか、このことをもう一度深く掘り下げ、東大和市の平和事業、そして平和教育が充実していくことを願っております。

以上で1番目の質問を終了いたします。

続きまして、2番目の質問に行かせていただきます。

切れ目のない子育て支援の推進についてということで、6項目にわたり聞かせていただきました。丁寧な御答弁をいただきまして、この答弁どおり、やまとあけぼの学園、そして子ども家庭支援センター等、またそこに発達支援も含めた形で新たな事業展開を考えているということであると、非常に理想的な状況なのではないかというふうに思っております。これを実現するためには、ソフト面はともかく、ハード面ではかなり整えた状況をつくらなければならないというふうに考えますけれども、この点の市の考えについてお聞かせください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 今現状で考えているところでございますけれども、昨日の市長からの御答弁いただきましたとおり、やまとあけぼの学園の老朽化という問題が今ございます。それも含めて、現在、子育て世代包括支援センターと子ども家庭支援センター等の子育て支援に関する施設を一体化して、多機能化をしていくというようなことで、今検討を進めてるところでございます。場所につきましては、みのり福祉園の跡地の有効活用ということでございますけれども、そちらのほうで一定程度、きちんとやはり駐車場等も確保しないと、お母様が来にくいのではないかとか、現状の子ども家庭支援センターの駐車場の利用状況とか、保健センターのほうの現在の母子保健部分での駐車場の利用状況等も含めて、そういったことも含めながら施設の規模と面積等も含めて、ハード面については考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○19番(東口正美君) そうしますと、みのりの跡の建物を利用していくという考えなのか、どうなのかなというふうに思いますけれども、本当にきのういただいた答弁どおり、やまとあけぼのも事業所から支援センターに変わる。また、子ども家庭支援センターも、新たな国が目指してるところの子育て世代包括支援センターを、恐らく一体型で、母子保健も含めた形で一体型で行っていくということになりますと、非常に理想的な環境が整うかなというふうに思います。

その中で、今だから要望しておきたいということをもう一度考えたんですけども、どんな施設だったらいいかなって思ったんですけど、やっぱり子育てひろばが充実してて、みんなが行きたくなるような場所だったらいいなというふうに思います。支援が必要なときとか、何か困ったときだけ行くという場所ではなくて、いつも行きたい、暇だったらあそこに行きたい、雨が降ったら公園じゃなくてあそこに行きたい。あとお父様方が、「ちょっとでいいから外で遊んできてよ」って言われたときに、「ううん、困ったな、あそこに行こうか」って思ってもらえるように、子育て世代の人たちがふだんからあそこに行くのが楽しいって思ってもらえるような、子育てひろばをぜひつくってもらいたいというふうに思っております。

過去には、隣の市のころころの森というのも提案をさせていただきました。あそこは施設、跡利用ということで、さまざま工夫がされておりますけれども、そういう意味では魅力的なハード面を整えていただくためには、今まであるお役所的なというか、公の建物だけの発想ではないものを、デザインとか工夫していただきたいと思うんですけども、そのために何か具体的に考えてることがあれば教えてください。

○子育て支援部長(吉沢寿子君) 私どもも子育て支援という形で、どなたでも気軽に相談できて、立ち寄れて、ほっとできるような工夫とか雰囲気、そういった施設づくりをしてまいりたいというふうに考えております。市内には既に民間の法人の保育施設等、新しいところがたくさんできておまして、非常に中を拝見させていただくと工夫なども凝らされて、非常に子供たちにとって楽しいスペース、それから保護者の方々にとっても非常にほっとできるようなスペースになってつくられてるようなところも多数ございますことから、そういった事例等も参考にさせていただきながら、今後そういったわくわくするような楽しい施設というようなことで考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○19番(東口正美君) 済みません、あと2つ質問です。

切れ目のない支援というと、欲張りたくなってしまって、この母子保健からずっといくというのと、もう一つは中学校を卒業してから18歳までが子ども家庭支援センターなので、ここまで切れ目なくというふうについていってしまうんですけども、そういう意味でさわやか教育相談を入れてみたんですが、ちょっと教育相談という部分と、こちらが今言ってる母子保健を含むっていう子育て支援とというと、少しやっぱり違うのかなというふうに思うんですけども、この教育支援という意味では、このさわやか教育相談室を含めて、この切れ目のない支援のために、まあこんなことができたらいいなというようなことがあればお聞かせいただければと思います。それが今回含まれるかどうかは別としまして、お答えいただければと思います。

○学校教育部参事(岡田博史君) さわやか教育相談室では、児童・生徒というところと、その保護者が対象となっておりますので、高校生とか、または未就学の子供の保護者とかっていうことが相談しに来るケースもございます。その中で、例えば福祉のほうと連携しなければいけないとかという状況が生まれたら、今の状況でもそうですけれども、確実に連携をとって、その相談内容が解決していくように支援をしてるというような

現状がありますので、今後とも続けてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。教育機関は独立して、そして連携をとってやっていくということに理解をしました。

もう一つは、このやまとあけぼのも移り、子ども家庭支援センターも移りというふうになりますと、建物が新しい施策に伴って統廃合されていくという形になると思います。ここはもう一つ、市の課題の公共施設の今後のあり方というところと、深くかかわってくると思うんですけども、人口減少さまざまある中で、1つは量的に減らしていかなきゃいけないという課題がございますが、この量が減るということにつきましては、やはりさまざま市民の方々の考え方もありますので、ぜひこの質を上げていく。先ほど吉沢部長が言ってくださったように、あそこが閉鎖されちゃうけど、こんなふうにかく変わったということで喜んでもらえる、いい発信ができたらいいなと思っておりますけども、これは公共施設的な観点からどのようなお考えがあるか伺いたいと思います。

○企画財政部長（田代雄己君） 公共施設の老朽化ということが長期的な課題になっていると思っております。

そういう中で、新しい施設をつくると、やっぱり古い施設も減らしていくというようなところも視点として理解しなくてはいけないと思っております。ですので、具体的なところは言えないと思っておりますけれども、統合するときにはその機能を上げつつ、そして量も減らして、維持経費を減らしていくというような工夫は必要じゃないかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 楽しみに待っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（押本 修君） 以上で、東口正美議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時45分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 佐竹康彦君

○議長（押本 修君） 次に、16番、佐竹康彦議員を指名いたします。

〔16番 佐竹康彦君 登壇〕

○16番（佐竹康彦君） 議席番号16番、公明党の佐竹康彦です。通告に従いまして、平成29年第3回定例会における一般質問を行います。

今回、私は大きく4つの点にわたって質問いたします。

1点目は、特別支援教育についてです。

昨年、施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法の第1条には、その目的として、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現がうたわれています。まさにこの目的に向かって、あらゆる分野において障害

の有無にかかわらず物心両面のバリアフリー化が進められねばならず、その大きな推進力の一つともなるのが教育分野における特別支援教育のさらなる充実であると考えます。

翻って東大和市の特別支援教育の現状を見ると、日ごろ、私ども公明党へ幾つかの要望がありますが、例えば市から羽村の特別支援学校に通学している御家庭から、通学の困難、また不便について御相談をいただいたり、また学校現場における手厚い支援、保護者の理解と納得を得られる取り組みなど、特別支援教育全般にわたってさらなる充足を要望するお声があります。

こうした中、東京都においては今後の特別支援教育の施策推進に当たり、ここ北多摩の地域に特別支援学校を新設する計画が持ち上がっております。この点について、北多摩地域の特別支援教育の今後の方向性と東大和市との関連及びその取り組みについて以下の質問において確認をしたいと考えます。

①特別支援学校の現状について。

ア、北多摩地域の特別支援学校の現状について、どのようになっているのか。

イ、東大和市から羽村特別支援学校に通学する市民からの要望はどのようなものか。

②東京都の特別支援教育の今後と東大和市の見解について。

ア、東京都が策定をした「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画」内には、北多摩地域に特別支援学校を新設する計画がある。その候補地として、東大和市内の都有地活用が望まれているが、都と市では、今までどのようなやりとりをされてきたのか。その詳細を伺う。

イ、東大和市は、東京都との交渉を今後どのように進めていこうと考えているのか。

2点目は、豪雨等による浸水被害の対策についてです。

ここ近年、毎年のようにゲリラ豪雨による水害が東大和市内で発生しております。本年7月、8月も複数回にわたり豪雨による道路冠水等の浸水被害が市内で発生をし、市内において被害を受けた模様を撮影した映像がテレビの全国ネットで放映されるなど、東大和市において雨水被害がどれほど市民生活に不安と不便をもたらしているかが全国にも知られることとなりました。議会においても、私ども公明党は、これまで何度もこの問題を取り上げ、その改善を望んでまいりました。市においては、担当部、担当課を中心に毎年予算を充てて、できる限りの対応をいただいていると理解しております。しかし、被害地域の住民からは、たび重なる浸水被害に対する大きな不安と、その解消が一向になされていないという大きな不満があります。行政の対応についても、もっと根本的な解決策を迅速に行ってほしいとの切実な要望があります。

この点に鑑み、以下の質問にて当該の課題に対する市の取り組みと、市と連携して事に当たる東京都などの他の行政機関との取り組みを伺います。

①広域的取り組みについて。

ア、広域的な課題はどのようなものか。

イ、課題に対する市の考え方とこれまでの取り組みはどのようなものか。

ウ、東京都や国とどのような話し合いを進めてきたのか。

②市の取り組みについて。

ア、豪雨のたびに浸水被害の出る市内の地域に対し、市は今後どのような対策をとろうとしているのか。

イ、ハザードマップの公表への取り組みを伺う。

ウ、雨水の貯留・浸透を積極的に進めることについて。

a、学校や公園など公共用地を活用した貯留・浸透の推進について伺う。

b、EGSM工法の推進について伺う。

3点目は、「子ども読書活動推進計画」についてです。

「子ども読書活動推進計画」は、平成29年度で一つの区切りを迎え、平成30年度からは新たなスタートをすることと思います。公明党は計画策定以前より、青少年期における読書の重要性を訴え、その推進に国においても、地方自治体においても取り組んできたところです。本市においては、従来より種々展開されてきた読書活動を基盤に計画を策定され、これを着実に実施してきておられると拝察します。平成30年度から平成34年度までとなる新しい計画の策定について、現在、鋭意お取り組みをされておられると思います。この3月に行われた予算委員会においても、図書館長より計画見直しについて、今後、計画見直しについて、新たな東大和らしい事業というものを見出していきたいとの御答弁もいただいております。今後さらなる計画における施策の充実を望み、以下の質問にて現状の進捗状況や、その内容等を伺いたいと考えます。

①現在の「子ども読書活動推進計画」の進捗状況について、市の自己評価はどのようなものか。

②新しい「子ども読書活動推進計画」について。

ア、「日本一子育てしやすいまちづくり」の一環として、図書館施設における子育て支援を兼ねた読書活動の推進を図ることについて市の考えを伺う。

イ、セカンドブック、サードブック事業を推進すべきと考えるが市の考えを伺う。

ウ、各学校における「ビブリオバトル」の開催について伺う。

4点目は、葬祭場・火葬場の確保についてです。

東大和市の平成29年8月の人口統計を見ると、90歳以上が861人、85歳から89歳が1,762人、80歳から84歳が3,633人、75歳から79歳が4,839人、70歳から74歳が5,155人となっており、高齢者人口がふえていくさまが見てとれます。平均寿命を考慮したときに、この先、10年、15年とたったとき、市内において人生の旅立ちを迎える人数が今現在よりもさらにふえていくことは容易に予想されることです。

私は以前の一般質問においても、この観点から葬儀のあり方や火葬場利用の現状について質問をさせていただきました。その際の市長答弁では、火葬場の利用についても将来の死亡者数の増加や火葬場の整備状況を踏まえた上で、市民の皆様が満足いく葬送を行っていただくことが今後の課題である。葬送を行う火葬場については、施設の整備等について困難さを考慮しつつ、市民の皆様が安心していただけるサービスの提供を研究してまいりたいと述べておられます。

これらを踏まえた上で、現状と今後の市の方針を再度伺いたく、以下の質問をいたします。

①人口統計から推計される今後の東大和市の死亡者数の推移について伺う。

②葬祭場・火葬場について、現在、他自治体のように一部事務組合を形成していない理由は何か。

③今後の対策について、市の見解を伺う。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〔16番 佐竹康彦君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、特別支援教育についてであります。北多摩地域には障害の種別ごとに都立の特別支援学校が設置されており、東大和市在住の児童・生徒も通学しております。都立羽村特別支援学校に通学している東大和市在住の一部の児童・生徒の保護者からは、学校まで遠距離であり、通学に大変差があるこ

と等を聞いております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、特別支援学校の新設に関する東京都との協議についてであります。平成29年1月、東京都から向原団地の創出用地の活用につきまして、市と協議を進めていきたい旨を通知されており、その後、これまでに3回ほど協議を行っております。協議内容としましては、特別支援学校の設置が必要な理由や背景、地域へのメリットなどとともに、東京都住宅マスタープランに基づく創出用地活用の考え方などについて説明を受けたところであり、今後具体的な協議を進める段階であります。

次に、今後の東京都との協議の進め方についてであります。東大和市を含む北多摩地区におきましては、特別支援学校の設置の必要性は認識しているところであります。また、東京都議会議員等が東京都教育委員会等に対しまして、北多摩地区への特別支援学校の設置について申し入れを行っていることも認識しているところであります。一方で、向原団地地区は、東京都の要請により住宅外の用途を制限する地区計画を決定した地区であり、今後、到来する人口減少社会において、市の活力を維持するために住宅の立地を進めることは有効な手段であると考えています。今後、市や市民の皆様にとって有益となるまちづくりについて、さまざまな角度から検討を行い、東京都と具体的な協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、雨水対策の広域的な課題についてであります。空堀川流域の南部地域につきましては、地形的な状況から当市と立川市及び武蔵村山市の3市によります広域的な雨水対策を行う必要があるため、3市で連携しながら事業を進めていかなければならないと考えております。

次に、課題に対する市の考えと取り組みについてであります。空堀川流域の南部地域につきましては、3市によります広域的な雨水対策が必要であり、流域下水道幹線の整備が必要であると考えております。そのため3市で連携し、東京都の流域下水道と3市の公共下水道、一体となりました雨水対策の実現に向けて東京都へ要請を行っております。

次に、東京都や国との調整についてであります。これまで国との調整は行っておりませんが、東京都と3市におきまして空堀川流域の南部地域の地形の状況や浸水の状況などの情報共有を行い、雨水対策につきまして3市で東京都と相談を行ってまいりました。また、平成28年度に行いました要請を踏まえ、平成29年8月に東京都と3市によります空堀川流域広域雨水整備検討協議会を設置し、空堀川流域の広域的な雨水対策に関する検討を開始したところであり、今定例会の補正予算に調査に関する費用を計上させていただいたところであります。

次に、浸水被害の地域への今後の対応についてであります。近年の集中豪雨は30分程度のもが多く、その勢いは時間雨量に換算すると100ミリを超えるような激しい降雨となっております。この短時間で発生する雨水被害について、軽減効果を発揮できる抜本的な対策としまして、雨水貯留施設等の設置についても検討する必要があると考えております。

次に、ハザードマップの公表についてであります。現在、東京都が土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれがある地域に対する基礎調査を進めております。調査の結果、土砂災害警戒区域等に指定された場合は、地域防災計画への記載やハザードマップによる周知も必要となります。このため、ハザードマップの公表につきましては、東京都の土砂災害対策事業の進捗に合わせて検討してまいります。

次に、公共用地を活用した貯留浸透施設についてであります。雨水貯留浸透施設につきましては、降った雨を一時的に地下等の施設に貯留し、浸透させるもので、大規模なものほど浸水箇所の浸水量を軽減できるものとして、その効果は大きいものと認識しております。市におきましては、雨水貯留施設等の設置についての

検討が必要になる際には、土地の確保や整備事業費が膨大になりますことから、利用可能な公共用地の活用などを視野に入れながら検討していく必要があると考えております。

次に、EGSM工法についてであります。EGSM工法は既存の雨水集水ますの浸透化工法として、近年、新たに開発された工法と聞いております。雨水集水ますの底から地中に沿って浸透管を設置し、雨水を地下に浸透させるものであり、東大和市におきましても南街地区に、平成26年度に19カ所、平成29年度に17カ所を設置し、浸水被害の軽減対策として実施しております。今後も有効な軽減対策の一つとして、実施していく考えであります。

次に、現在の子ども読書活動推進計画の進捗状況と評価についてであります。計画の進捗状況につきましてはほぼ順調に進めることができていると考えております。また、評価といたしましては、子供の読書活動の推進に向けて関係する機関等が連携しながら事業展開しており、大きな効果が出ているものと認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、新しい子ども読書活動推進計画についてであります。「日本一子育てしやすいまちづくり」の一環としまして、図書館を利用した子育て支援事業を実施することは、とても重要であると考えており、現在、関係する部署で検討しているところであります。また、セカンドブック事業、サードブック事業の実施につきましても、引き続き近隣市の状況など情報収集してまいりたいと考えております。さらに、各学校におけますビブリオバトルの開催につきましては、一部の学校におきまして実施している状況であります。詳細につきましては、教育委員会からお願いします。

次に、人口統計から推計される今後の東大和市の死亡者数の推移についてであります。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によりますと、今後、当市におきましては、平成42年に年間死亡者数が1,000人を超え、その後、平成52年までは死亡者数が増加すると推計されております。

次に、葬祭場や火葬場について、一部事務組合を形成していない理由であります。施設の建設にはさまざまな制約があることや、多額の財政負担が生じることなど、多くの課題が見込まれることから、現時点では一部事務組合を形成することについて、具体的な検討は行っておりません。

次に、今後の対策についてであります。高齢化社会が進展し、死亡者数がこれまでよりも多くなると見込まれる中、葬祭場や火葬場の確保につきましては、今後の課題になると見込まれているところであります。一方で、葬祭場や火葬場の確保に向けてはさまざまな課題がありますことから、長期的な視点で調査研究を行っていく必要があるものと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、北多摩地域の特別支援学校の現状についてであります。肢体不自由の特別支援学校につきましては、村山特別支援学校、小平特別支援学校、大泉特別支援学校、府中けやきの森学園などがございます。東大和市在住の児童・生徒の中では、16人の児童と3人の生徒が村山特別支援学校に通学しております。知的障害者の特別支援学校につきましては、羽村特別支援学校、武蔵台学園、あきる野学園、小金井特別支援学校、清瀬特別支援学校、石神井特別支援学校などがございます。東大和市在住の児童・生徒の中では30人の児童と15人の生徒が羽村特別支援学校に通学しております。

次に、東大和市から羽村特別支援学校に通学する市民からの要望についてであります。平成29年7月に都立羽村特別支援学校に通学している東大和市在住の一部の児童・生徒の保護者から話を伺う機会がござい

た。その中では、学校まで距離があるということで、朝早く家を出なくてはならない。バス通学なので大変なこともある。緊急時の対応に時間がかかるなどの現状をお話しされました。また、東大和市に特別支援学校があればありがたいという要望もございました。

次に、現在の東大和市子ども読書活動推進計画の進捗状況と市の評価について御説明をいたします。

現行の子ども読書活動推進計画の計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間となっております。平成28年度までの進捗状況につきましては、現在、集計中の項目もありますが、おおむね計画どおりに進められてきております。また、進捗状況に対する教育委員会としての評価ではありますが、子供の読書活動を進めるために、家庭も含め子供たちに携わる組織などが連携してさまざまな事業を展開できたことは、子育てしやすいまちづくりに向けても有益なことであったと考えております。

次に、新しい計画における「日本一子育てしやすいまちづくり」を踏まえた図書館での読書活動の推進についてであります。図書館における親子を対象とする事業につきましては、託児つき講習会やおはなし会を初め、これまでも各種事業を実施してきております。子育てしやすいまちづくりに図書館の果たす役割は、今や欠かすことのできないものであり、非常に重要であると認識をしております。そのため、次期計画におきましても取り組んでまいりたいと考えております。

次に、セカンドブック事業、サードブック事業を実施することについてであります。この事業を実施している他の自治体に伺いましたところ、本などの購入費や購入した本の保管場所の確保、配布のできなかった方への対応などの面で課題があるとのことでありました。引き続き近隣市の状況等を参考にしながら、研究してまいりたいと考えております。

次に、各学校におけるビブリオバトルの開催についてであります。小学校では図書委員会が中心となって実施をしている学校がございます。その学校では、教員や図書館指導員も一緒に参加をしております。中学校では国語の時間の中で実施をしている学校がございます。主にコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力の育成を狙いとして、2時間から4時間程度の学習を行っております。今後、各学校での取り組みを情報交換し、より充実した読書活動が行われるよう支援してまいります。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 詳細な御答弁、ありがとうございました。

それでは、順次、再質問させていただきます。

まず1点目の特別支援教育についてでございます。

この点につきましては、さまざま他の議員からのお話もありますけれども、改めまして私どもの会派としてもお伺いさせていただきたいものでございます。

まず、北多摩地域の特別支援学校の行政区分はどのようになっているのか。私としては、ここで言う北多摩地域につきましては、主に北多摩北部地域で、東大和を中心といたしまして隣接する東村山、武蔵村山、小平、立川、また昭島、清瀬、東久留米、こういった地域をイメージしてございます。現状こういった地域におきまして、特別支援学校に通学を希望される児童・生徒の方々の需要に対しまして、行政側の供給というのは充足しているのかどうか、通学のしやすさ、教育訓練の内容、保護者の満足度、卒業後の進路先など、どのようになっているのか伺いたいと思います。

○学校教育部参事（岡田博史君） まず、北多摩地域の特別支援学校の行政区分ということでございますけれども、行政区分という考え方ではなく、学区として見ていただけるとわかりやすいかと思います。ですので、あ

る市によっては、地域によって違う学校に通うということもございます。議員がおっしゃる東大和市、東村山市、武蔵村山市、小平市、立川市、昭島市、清瀬市、東久留米市について申し上げますと、まず肢体不自由特別支援学校ですけれども、村山特別支援学校の学区には東大和市、昭島市、武蔵村山市、そして立川市の羽衣町以外の地域が含まれます。小平特別支援学校の学区には、小平市、東久留米市、東村山市、清瀬市が含まれます。府中けやきの森学園の学区には、立川市の羽衣町が含まれております。そして、知的障害特別支援学校でございますが、羽村特別支援学校の学区には東大和市、武蔵村山市、そして立川市の西砂町と一番町の地域が含まれます。清瀬特別支援学校の学区には、清瀬市、東村山市、東久留米市が含まれます。小金井特別支援学校の学区には、小平市が含まれます。あきる野学園の学区には、昭島市が含まれます。武蔵台学園の学区には、立川市の西砂町と一番町以外の地域が含まれてるというような状況でございます。

現状の通学を希望する生徒の需要に対し、行政側の供給ということでございます。供給が充足しているかということでございますが、都立の特別支援学校のことにつきまして、東大和市のほうが答える立場にはございませんが、東京都からの話の中では羽村特別支援学校の定員に対して、在籍している児童・生徒がかなり多いということは伺ってはおります。そのほかの状況につきましては、東大和市では把握はしてございません。また、通学のしやすさ等、保護者の満足度とか卒業後の進路のことにつきましても、東大和市としては把握は現在しておりません。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） その内容につきましては、東大和市としてコメントする立場にないということは了解させていただきました。

その中で、特に知的的の羽村特別支援学校に関してなんですけれども、東大和市の知的障害に関します学校は、この羽村になっておるわけですけれども、利用している保護者の方からは、私ども公明党派に対しましても通学が大変である等の御相談が寄せられております。今、市長、教育長答弁でも同様の御意見あったかと思うんですけれども、これまで同様の相談が教育委員会にあったのか、あったからそういう答弁になっておられるんでしょうけれども、またその対応、どのようなものであったのか、これについてお伺いさしていただきたいと思っております。

○学校教育部参事（岡田博史君） 教育長答弁にもございましたように、平成29年の7月に東大和市在住で羽村特別支援学校にお子さんを通わせる保護者、その方々は4名、そして卒業生の保護者の方が1名、合計で5名の方から話を伺うそのような機会がございました。その話の中では、市長答弁、教育長答弁にもありますように、学校が遠いというようなこと、通学が大変であると、学校が地域にあるとよいというような話を伺うということで、教育委員会として特段話を聞くということで、その内容を伺ったという、そのような状況でございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 今の御答弁、伺いますと、近隣市の特に知的なところにつきましては、隣接する市におきましても、行くその学校が各地に分散してるということ。また、東大和市のその利用者の保護者については、東大和市から羽村に通うことについては、一定の問題があるというふうに認識をしているというふうに私としては受けとめさせていただきました。

それで、次に東京都が策定をいたしました東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画の内容を、ここで振り返りたいと思います。これは教育委員会の方にとっては、もう既に知っておられることなんで

すけれども、ちょっと改めて、ここで御紹介させていただきたいんですけども、済みません、ちょっと長くなるんですが御了承ください。

まず、平成15年12月に東京都心身障害教育改善検討委員会がまとめました、これからの東京都の特別支援教育のあり方について、最終報告を見てみますと、特殊教育から特別支援教育への転換という今後の基本的な方向を確認し、一人一人の教育ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育の構築が求められるとされています。そして、都における地域の総合的な教育的支援システムの考え方として、エリアネットワーク構想が掲げられ、地域の特別支援教育の中核的機関としての機能を担うセンター校をエリア内の特別支援学校の中から指定し、その配置に当たっては知的障害等の他障害種との併置により、肢体不自由校（センター校）をふやし、エリアの分割を進め、特別支援教育体制の充実を図るとともに、肢体不自由養護学校の通学区域の縮小化を図り、重度化に対応した通学負担の軽減を図ること等を検討すべきである。このようにされているのが、平成15年の段階。

続きまして、今般の第二期計画・第一次実施計画を見てみますと、まずこれまでの社会状況の変化を踏まえて、障害の有無にかかわらず共生社会を実現するためには、これまで以上に障害者の自立と社会参加を促進する必要を確認し、特別支援教育のさらなる充実を図る観点に立って、東京都特別支援教育推進計画（第二期）を策定したとのごとでございます。これは共生社会の実現に向けて、障害のある幼児、児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加、貢献できる人間を育成することを基本理念とし、今後10年間の長期的な視点に立って特別支援教育に関するさまざまな施策を実施し、特別支援教育のさらなる充実を図ろうとするものということです。

そして、計画については29年度から平成38年度まで、第一次実施計画については平成29年度から32年度までとなっております。この計画の方向性の1の中では、特別支援学校における特別支援教育の充実というふうになっておりますけれども、多様な教育のニーズに応える特色ある学校づくりの推進との施策では、その取り組みとして都立特別支援学校の規模と配置の適正化、また質の高い教育を支える教育環境の整備、充実では、都立特別支援学校の施設設備の充実などの取り組みをしようと、このようになっております。

また、具体的な目標として、知的障害特別支援学校、高等部就業技術科、職能開発科の設置校を28年度の7校から38年度に13校とするとの目標がございます。そして、第一次実施計画の中で、この特別支援学校における特別支援教育の充実として、職能開発科の設置が示されまして、現在の2校から新たに6校を設置すると、その6校の中にこの北多摩地区特別支援学校（仮称）が出てくるわけがございます。これは設置場所については調整中となっております、その学校の内容は小・中・高、高（職）ですね、この職業訓練ということですね。小学部から高等部まで、そして職能開発科を設置する。このようにされておられるそうでございます。

こうした東京都のこれまでの取り組みを、市として、市としてというか、市の教育委員会としてどのように評価するかということと、今後の方向性と取り組みについて教育委員会としてどのような認識を持たれているのか伺います。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 今議員のほうから東京都の特別支援教育にかかわるこれまでの発展させてきた経緯、そのような計画を御紹介いただきました。東大和市の特別支援教育に関しましても、平成29年度を初年度とした第二期の特別支援教育の推進計画が策定されております。それで、今年度からスタートしております。策定に際しましては、第一期のときと同様に、東京都のさまざまな計画、あるいは国の動向などもよく精査をして反映させるように努めてまいりました。その1つが、東京都で推進している特別支援教室の導入、そ

うものも先駆けて、東大和においても実施してまいりました。そのような意味で申し上げますと、東京都の基本理念と東大和の特別支援教育の方向性というものが、整合性を保って充実させてきたというような形で捉えることができるかと思えます。

ただいま今後の東京都の方向性ということがございましたけども、4つございます。特別支援学校における特別支援教育の充実、そして小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実、変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進、最後に特別支援教育を推進する体制の整備・充実というものが、この東京都が示している4つの方向性でございます。

先ほどの答弁と重なるところもございますが、東大和市のほうで都立の特別支援学校のことについてお話しすることはできませんけれども、この東京都が示している4つの基本的な方向性のうち、特に東大和市の教育委員会とかかわる部分としましては、小中学校における特別支援教育の充実・推進でございます。この点に関しましては、東大和市としても東京都の関係機関等と連携をして、その方向性に進めて、特別支援教育が充実、発展できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。東京都の方向性とともに関心、発展というようにお考え、伺わせていただきました。

そこで、この課題となっております北多摩特別支援学校なんですけども、市長答弁にもございましたように、この件につきましては設置場所を調整中というふうになってるところでございますけれども、東京都が主体的に活用できる土地は当然公有地でございます、ここの東大和市には未利用となっている公有地がございます。その中で、この市の南側に位置します向原団地の跡、都営団地の跡地がその有力な候補となっているようでございますけれども、この点につきまして再度になりますが、これまでの東京都からの市に対するアプローチなど、その詳細を伺いたいと思えます。

○都市計画課長（神山 尚君） まず、平成29年の1月ですね、東京都から向原団地の創出用地の活用につきまして、市と協議を進めていきたい旨の通知がなされまして、その後、3回ほど東京都から説明を受けております。

1回目は、平成29年4月14日でございます。その中で、教育庁からは特別支援学校が必要な背景といたしまして、知的障害、特別支援学校に通学いたします児童・生徒が増加していること。それから、特別支援学校が必要な理由といたしまして、通学バス乗車時間の長い児童・生徒が多くいることなどを聞いてございます。

2回目は、平成29年5月23日でございます。教育庁からは、地域住民のメリットといたしまして、体育施設や学習文化施設の開放が可能と聞いてございます。また、災害時には福祉避難所に加え、一時避難所の指定も可能であるということも伺っております。また、地域への経済的なメリットといたしまして、給食の食材や教科物品、それから消耗品などの支出効果などについて聞いております。また、都市整備局からは、都営住宅の創出用地を商業、医療、福祉等の生活支援機能の整った生活中心地とする方針について聞いてございます。

3回目は、7月11日でございます。教育庁からは、東大和市向原地区に設置する理由といたしまして、校外活動に適した立地や敷地の形状などのお話を聞いております。また、都市整備局からは、本格的な人口減少社会を踏まえた今後の住宅施策として、住宅の新規供給を重視した施策ではなく、空き家の利活用など既存の住宅ストックの有効活用を重視した施策を展開していくという考え方について聞いてございます。

次に、市が東京都に伝えてきた事項でございますけれども、大きく分けて3点ございます。

1点目は、将来の人口確保、市の活力の維持のために現行の地区計画にございますように、市にとって住宅は必要であるということ。

それから、2点目は複数の都有地がある中で、向原とする理由でございます。これは特別支援学校を建設する場合は、都市計画を変更する必要はございますが、その変更の理由として確認するものでございます。

3点目は、建設した場合の市及び市民にとって有益なことの確認でございます。

以上のとおり、東京都の説明を聞きながら、市としては市の活力の維持に資する住宅について理解を求めるところでございまして、今後さまざまな角度から具体的な協議を進めるという、そういう段階でございます。以上です。

○16番（佐竹康彦君） 詳細な御答弁いただきまして、ありがとうございます。

さまざまな、東京都からこれだけの理由があるんですよ、これだけメリットはありますよということ。また、市の立場としてのお考え、伺わせていただきました。

これまでの他の議員への御答弁等も踏まえまして、私なりにちょっとまとめさせていただきますと、そもそもあの土地には東京都の住宅政策の一環として、戸建て住宅を建てることになった。それについて東大和市としては、東京都が活用する土地なので、東京都に頼まれて都市計画まで変更して決めて、その推進を待っていた。しかしながらさまざまな課題があつて、それが頓挫して塩漬けになっている。ここで東京都が、市に相談はなかったんでしょうけども、住宅政策の変更があつて、いきなり、そもそも計画上は建てられない特別支援学校をここに建てたいですというふうに言ってきたと。当然市としては、これまで東京都とさまざまな話し合いの中で、ここに住宅が建つという前提のもとにさまざまな計画を、これからの市のまちづくりとか、そういったものについてさまざまな、そこに住宅が建つということも含めた形で計画を立ててきたと。そういった中で、いきなり東京都のほうの方針転換をして、計画上、そもそも建てられないものを建てたいと言ってきていると。こういう中で市としては、いやいや待ってくださいと、そもそも話が違いますよねと、筋が違いますよねと。こういう中で、今現段階、東京都と市としては、この土地の利用の考え方について、考え方に相違があるということで理解してよろしいのでしょうか。

○都市建設部長（直井 亨君） 議員のおっしゃるとおりでございまして、私どもとしては東京都が住宅しかつくないと決めたところを、要請によってそういうふうに決めたところについて、方針を転換したからといって都市計画まで定めたところでございます。議会にも図りまして、地区計画条例で制限もしたところがございますので、そうしたところを安易に変えることはできないというふうと考えてるところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 今部長の御答弁もございましたとおり、安易にこういった、これまでの経過を変えることはできないという市のお立場、強いお考えがあるということは承りました。

その中で、東京都としては、この北多摩特別支援学校をつくろうという計画になっておる中で、東大和市としてこの向原のところ以外に、この学校が建設できる土地が市内や、この隣接するような他の自治体にあるのかどうか、現在そういったものがあるのかどうか考えておられるのかどうか伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 市内にございます主な都有地といたしましては、向原団地のほかに東京街道団地がございすけれど、東京街道団地地区は平成29年7月に地区計画を決定し、その創出用地は生活関連施設地区と位置づけておりますことから適切ではないと、適地ではないと考えております。また、市外における都有地につきましては、その詳細は把握してございませんけれど、他の自治体でも都営住宅の建て替え事業によ

り、創出用地、用地が創出される場所もあるのではないかと考えております。

なお、東京都は北多摩地区において、学校用地として使用可能な公有地は、東大和市向原のみという説明をしております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） そういった意味では、東京都の考えと市の考えでは、真つ向からとは言いませんけども、まあぶつかっているというような状況なのかなというふうに考えております。

そういった現状を踏まえまして、私どもの会派の考え、申し述べさせていただきたいんですけども、私ども会派といたしましても、ここにこういった学校が建つという情報を得てから、会派でも議論といいますか、話し合いもさせていただきました。これまで、この地域の皆様には住宅が建ちますということで説明もさせていただいた経緯もございますし、地域の住民の方からも住宅が建つことを望んでおられると、そういったお答えも聞いておるところでございます。

しかしながら、私どもの北多摩選出の都議会議員ともさまざま情報交換もさせていただく中で、こういった言い方が適切かどうかあれなんですけど、総合的な判断をした中で今後の特別支援教育の東京都における充足、また発展、また特別支援教育を享受されておられる市民の方々からのお声などを考慮すると、ここ東大和市に、この北多摩地区特別支援学校を建設することも受け入れて、積極的に協力しながら建設に当たっては当市のさまざまな要望なども十二分に東京都に受け入れてもらえるよう交渉すべきというふうな考え方に至りました。

そういう意味から、ここ北多摩1区選出の私ども公明党の都議会議員とともに、先般、7月31日に東京都を訪れまして関係部局の方々とさまざまな話し合いを持ちながら、そういったことも、そういった要望もお伝えさせていただきました。これは市と考え方とは現状違うところでございますけども、今後、市としてはこの件につきまして、どのような考え方のもとに、どのように東京都と話を進めていこうとされているのかどうか、改めて伺います。

○都市建設部長（直井 亨君） 先ほどから申し上げますけれども、当地は東京都の要請によりまして住宅しか建たない都市計画としての地区計画を定めたところでございます。それで、おっしゃられたとおり、特別支援学校は、この地域には、このままではできないことになりますので、もしこれを受け入れる場合には、都市計画の変更を要することになりますけれども、都市計画を変更する場合につきましては、明確な理由が必要となりまして、変更した結果、変更前に比べてよりよいまちとなりまして、市にとっても、市民にとっても有益なまちとなることが必要と考えております。そのためには、現在提案されております北側だけではなく、南側につきましても土地の利用を明確にしなければならないわけでございますけども、東京都からは商業、医療、福祉等の生活支援機能の整った生活中心地としたいとの方針が示されるのみで、土地利用についてはそれほど明確になってございません。今後、当地区に特別支援学校を受け入れる場合には、都市計画の変更を要することから、東京都が当地区以外とすることができない理由を明確にすること、また全体の土地利用を明確にし、住宅用途のみとする場合よりも、市及び市民にとって有益となることを明らかにすることが必要だと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 承知いたしました。そうした強い姿勢で、東京都と今後、交渉に当たっていくというふうに理解をさせていただきました。私ども公明党といたしましては、市のお考えは十分に理解はするところでございますけれども、さまざまな観点から先ほど東京都の教育庁のほうで、このメリットが幾つもあります

よという中で、私ども公明党といたしましても、例えばあの地域に雨水対策としての貯留施設を設けたりしてはどうかというようなお話も、この7月のときにお考えさせていただきましたし、また私どもの会派で、かつて岡山県のほうで特別支援学校、視察をさせていただいた際に、やはり地域に体育施設、プールですとか、この集会所等々、そういったものを市民の皆様に開放されている。こういった観点から、市としても、例えば冬場の健康づくりのためのプールの利用とか、さまざまな形で利用させていただけるそういったメリットもあるんじゃないか。こういった観点にも立ちまして、進めていくべきではないかなというふうに考えてございます。

いずれにいたしましても、これから長期間にわたるかどうか、実施計画が38年度までということでございますので――実施計画ではない、計画自体が38年度ということでございますので、さまざまな紆余曲折ありながらの話になると思いますけども、現状、私どもの立場といたしましては、この北多摩特別支援学校、この地域に受け入れていく方向性で何とか検討できないというふうに思っておりますので、今後の市の東京都との交渉、しっかり見守ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

1点目の質問につきましては以上で終了いたします。

次に、2点目の豪雨等による浸水被害の対策についてに移らせていただきます。

まず1点目といたしまして、広域的な課題についてでございます。地域の雨水対策の大きなかなめは、やはりこの雨水を流す空堀川の改修と、その空堀川に雨水を流入させるための下水施設の整備、拡充であるということは、論をまたないところであるというふうに思います。この課題につきましては、東大和市単独で判断したり、さまざまな施策を動かしたりすることができません。川の上流地域、また下流地域とともに連携を図らなければならないのが実情でございます。そこでこの空堀川のそういった流入について、雨水浸水対策を図らなければならない際の広域的な課題はどのようなものがあるのでしょうか、この詳細を伺いたいと思います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 広域的な雨水整備についての件でございますけれども、東大和市の南部地域と接する立川市及び武蔵村山市とともに、3市で発生する浸水被害に対し、広域的な雨水対策を効率的、効果的に実施する必要があると考えております。そのため、空堀川流域における広域的な雨水対策において、当市の上流に位置する立川市及び武蔵村山市との雨水排除についても、当市の雨水と一緒に空堀川へ排除する必要があるというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） そういった課題に対しまして、市としてはこれまでどのような取り組みをされてきたのか、また他自治体とどのような話がなされ、どのような対策をとってきたのか、またこれからとらうとしていっているのか、他自治体との間でどのような交渉をしてきたのか、具体的にそういった交渉につきまして、時系列で明らかにできるようにであれば、ぜひとも御答弁をお願いしたいと思います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 他の自治体ということでは、先ほどからもお話しさせていただいております立川市及び武蔵村山市との連携ということになると思いますけども、広域的な雨水排除を行うため、当市だけで浸水対策を行うことではなくて、3市が同じ立場で連携して課題解決に向けて情報共有など、打ち合わせ等、行ってきたという状況でございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） そうした中で、これ広域的な取り組みでございますので、他自治体、隣接する他自治体とともに東京都や国とも連携して進めていかなければいけないなというふうに考えております。国との話はないという市長答弁でございましたので、では東京都とはこれまでどのような話し合いがなされてきたのか、

どのような対策を立てて進めてきたのか、具体的にその詳細がおわかりになりましたら御答弁いただきたいと思えます。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 東京都との打ち合わせ等でございますけれども、平成14年度から3市における広域的な雨水について検討を初めまして、東京都へ平成20年度から2年に1度、流域、雨水幹線整備についての要請を行ってまいりました。

20年度につきましては、5月と7月に3市の浸水状況などの情報共有や要請についての打ち合わせを行いまして、平成20年8月8日に東京都のほうに要請を行ってございます。

21年度につきましては、8月と12月に3市による打ち合わせを行いまして、10月に東京都へ流域幹線の整備についての説明のほう、行ってございます。

22年度につきましては、8月と11月に、やはり3市による打ち合わせを行いまして、平成23年1月27日に東京都のほうに要請のほうを行ってございます。

平成23年度につきましては、7月と11月に3市による打ち合わせを行い、平成24年度につきましては7月と10月に3市による打ち合わせを行いまして、平成25年1月18日に東京都のほうに要請のほうを行ってございます。

平成25年度につきましては、8月と12月に3市による打ち合わせを行いました。

平成26年度につきましては、7月と11月に3市による打ち合わせを行いまして、平成27年2月9日に東京都へ要請のほうを行ってございます。

平成27年度につきましては、8月と11月に3市による打ち合わせを行いまして、28年1月に東京都と雨水対策に関する意見交換を行ってございます。

平成28年度につきましては、8月と10月、また29年の1月に3市による打ち合わせを行いまして、12月に東京都と空堀川流域の雨水対策についての情報共有を行いまして、平成29年1月31日に東京都のほうへ要請を行いました。また、平成29年3月30日に3市による要請書を東京都のほうに提出をいたしております。

平成29年度は、市長からも御答弁をいただいておりますが、8月9日に東京都と3市によります空堀川流域広域雨水整備検討協議会を設置し、空堀側流域の広域的な雨水対策に関する検討を開始したところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） この間の長期間にわたるさまざまな取り組み、詳しく教えていただきまして、ありがとうございます。隔年で3市との打ち合わせをする、東京都に要請をするという形で、さまざま要請を東京都にも行ってきたというその御努力を、一端を伺わせていただきました。

その中で、今回、平成29年度に至って、この8月9日に協議会の設置ということに至ったわけでございます。これ非常に大きな政策の分岐点といいますか転換点といいますか、非常に大きなエポックになるのかなというふうに考えております。やはりこれまで、下水道の事業は各自治体でしようって、東京都はあずかり知りませんよというようなところが、少なくとも私自身は感じていたところでございまして、そうはいったところで市内だけに雨が降るわけでもなければ、市内だけの雨水を空堀川等に流入させるわけでもございませぬので、全体的な観点からやはり東京都が何かしらかかわって、これは協力を得ながら、近年のこの自然災害の大変大きな変化の中で、これぜひとも対応していただきたいというふうに常々思ってきたところでございますし、私ども公明党の会派としても、東京都にかかわる都議会議員等にも常々訴えてきたところでございます。

こうした東京都も加わった、今回、3市との協議会を設置したわけでございますけれども、ここに至るまで、先ほどもおっしゃっていただきました、8月9日にということでおっしゃっていただきましたけれども、これまでの協議会設置に至るまでの経緯を、さらに詳しく教えていただければと思います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 今回設置されました協議会の設置の経緯でございますけれども、平成28年8月に発生しました台風9号や集中豪雨によりまして、3市ともに多くの浸水被害がこのとき発生しました。このことによりまして、早期に浸水対策が必要であることから、3市から東京都のほうへ要請書のほうを提出さしていただきました。その要請を踏まえまして、広域的な雨水整備について取り組むべき内容を検討するため、東京都、3市による協議会が設置されたというようなものでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 協議会に至る設置が、昨年8月に発生したこのさまざまな浸水被害等を受けてということございまして、それ以前にも浸水被害、たくさんありましたよということを考えますと、若干遅きに失しているのかなという部分はございますけれども、ようやくここで東京都も重い腰を上げて、東大和市、その他、近隣市に協力していただけるように、転換していただいたのかなというふうに思いますので、この協議会のさまざまな協議の結果、迅速に広域的な形で雨水被害の軽減がなされる施策が推進されることを強く希望するところでございます。

この東京都へ積極的に、これからの施策について財政支援、また浸水対策へのアドバイス、協力を求めていますと思うんですけれども、この点についての市のお考えはいかがでございましょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 東京都への協力の依頼についてでございますけれども、広域的な雨水整備を進めるには多くの費用や時間がかかるため、東京都における雨水対策についての技術支援などが必要であるというふうに考えてるところでございます。今後も東京都と3市で広域的な雨水対策を実施するため、東京都へ課題解決に向けた協力をお願いをしていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ぜひともこれは強く要望していただいて、本当に浸水被害が出る各市内の地域の住民の方々からも、いち早く、もうあすにでもこの課題、解決してほしいということを常々お話を伺っておりますので、ぜひとも市としても強い姿勢でお取り組みをいただければなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、市の取り組みについてでございますけれども、やはり先ほどから豪雨のたびに市内各所で浸水被害が出るということをお話しさせていただきました。壇上でも申し上げましたけれども、つい先般も全国ネットのテレビ放送で東大和市の浸水被害状況、映像で流されておりました、昨年からこうしたニュースの際に、東大和市が映像で取り上げられる回数がふえてるのかなというふうに感じております。実は私の東京都の他の地域や東京都以外に住む知人からも、ニュースで東大和の浸水被害、出てたけど大丈夫ですかというような心配もされております。子育てしやすいまちをアピールして、その成果も着実に上がっている中で、こうした負のイメージが全国的に持たれるのは市の行政にとってもマイナスなのではないかなというふうに思っております。実際、浸水被害が出る地域に住む子育て世代のある御家庭からは、こうした被害が出るとはっきり知っていれば、ここに越してきませんでしたというふうに、大変耳に痛いお言葉もいただいております。こうした住民不安の点からも、浸水被害対策については早急に手を打って、5年後、10年後に何とかしようということではなくて、今すぐにでも結果が出ること、できることから取りかかって、その成果を出していつてほし

いというのが市民の切実な要望ではないかなというふうに思います。

そこで、浸水被害が出やすい地域について、今後どのような対策をとろうとされておられるのか、まずは一般的なお話を伺いたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 集中豪雨のたびに頻りに道路冠水する箇所ですね、主な冠水箇所としまして、さきにも申し上げましたが、市道第1号線用水北通りの東大和市駅前交差点東側付近、それから市道第3号線のけやき通りのけやき通り交番付近、また市道第9号線いちょう通りの南街3丁目付近、市道第13号線ゆりのき通り東野火止橋付近、また都道、青梅街道の大和通りがございます。

今後の対策としましては、現在、都市建設部内におきまして、先ほど申し上げました頻りに発生する市内の特定箇所につきまして、浸水被害の軽減もしくは解消を図るための実現可能な整備案、対策案を費用対効果を含めて検討を始めたところでございます。引き続き現在実施しております雨水浸透施設の設置や排水施設の清掃は実施していきながら、抜本的な対策としまして雨水貯留施設等の設置についても、どこの場所にどの程度の規模のものを設置できるかの検討などを、先ほど下水道課長の答弁でもありましたが、空堀川流域広域雨水整備検討協議会の進捗を踏まえながら、行っていきたいということで考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 特にその今挙げていただいたところは、毎回、毎回、浸水被害が出るところでございます、私どもの会派といたしましても、その地域につきましては多大な関心を持って、この浸水被害対策、どのようにしていこうかということで関心がございます。加えまして、私、御相談を受けたりしておるところは、この中央地区、特に市役所の近辺ですね、あの商工会館の前ですとか、この前、道路から水があふれ出ているような状況があつて、道路、車が通ると非常な水しぶきが上がる、何とかしてほしい。また、中央4丁目のある住宅街においては、ドアのところぎりぎりまで道路が冠水するというようなお話もいただいておりますし、私の住んでおる中央1丁目の近辺でも、やはり特定な箇所なんですけれども、道路が少し下がっておるところで、半地下にある駐車場に水が流れ込んで困るというようなお話もいただいております。また、東大和高校の敷地からの道路への雨水流入、こういったお話も受けておるところでございます。

これらの豪雨の被害に、豪雨の際に災害、被害が出やすい地域に対しましては、個別的にどのような対策を打っていこうというふうにお考えなのか、具体的なことがあればお伺いさしていただければと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 今後の検討ということになります、各地域の浸水量を算出し、その規模により雨水貯留施設や道路内への貯留管などについて検討していきたいと考えてございます。小規模な道路冠水箇所につきましては、毎年実施してございます雨水浸透施設の設置で対応可能ではないかと考えてございます。

また、先ほど議員のほうからおっしゃいました東大和高校についてでございますが、こちらにつきましては校庭に降った雨がいちょう通りに流れ込むことは以前から承知してございます。東大和高校に対しまして、改善をお願いしてきた経過がございまして、東大和高校におきましても検討していただきまして、ここ数年の中で2回、排水処理の改善工事を行っていただいております。ただ、いまだに排水が道路に流れ出ておりますことから、都市建設部内において技術的な手法を検討し、改善策を提示するなど、引き続き自区内処理の徹底をお願いしていく考えでございます。また、市役所近辺や他の公共施設についても、同様に検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 貯留施設、また浸透施設等のさまざまな対策、ぜひともお願いしたいと思います。

その中で、浸水被害を防止するというところの一例といたしましてちょっと御紹介させていただきたいのが、大阪府の高槻市の事例なんです。迅速に浸水を防ぐ、このウォーターゲートという、止水シートとも呼ばれるものを導入してるというような話がございます。ビニール製の土のうでございまして、建物の玄関部分や地下施設に通じる入り口部分に設置をいたします。ふだんコンパクトに折り畳まれておりまして、使う際はシートを伸ばして使うだけという手軽さがあり、重い土のうを何度も持ち運ぶような労力は必要としない。また、水位が上昇してくると、自然とこの水を包み込むように上下に広がるために、浸水を食い止め、シートにたまった雨水がみずからおもりの役割を果たすのでずれて動く心配もないということで、その効果が実証されているということでございまして、こういった止水シートなどを、今現在、急に対策がとれないところにつきましては、市のほうでも用意をして貸与するなり等をして、こういったシートを活用して浸水被害を一定程度防ぐというような考え方も、ぜひともおとりいただければなというふうに思うんですけども、この点につきましてはいかがでございましょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 今御案内いただきました止水シートにつきましては、現物を確認したことはございませんけれども、今お話のあるとおりシートを伸ばして使うだけで重い土のうを何度も持ち運ぶような労力を必要としないということで、活用の可能性はあるかなというふうには考えてございます。聞くところによりますと、高さ50センチで幅5メートルのもので、定価でいいますと12万円程度だというふうに伺っております。この止水シートを初めとしまして、さまざまな浸水被害のいろんな用品がありますけれども、まずは市の公共施設の導入が可能か否かあたりから研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 民間に貸し出すというのは、なかなか難しい部分もあるかと思えますけれども、非常に有効な手段だと思いますので、ぜひとも御検討、進めていただければなというふうに思います。

続きまして、以前も伺ったんですけども……

○議長（押本 修君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時28分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（佐竹康彦君） それでは、午前中に引き続きまして再質問させていただきます。

ハザードマップの件でございます。これ以前にも伺いましたが、ハザードマップの公表につきましては、市民の方から東大和市が公開していないのはおかしいと、非常に憤りにも似た声がございます。行政の怠慢であるとか、市民の安全安心を図っていく、そういった行政としては不誠実な立場ではないかといったお声もいただいております。ハザードマップにつきましては、他自治体におきましても、主に東京都のデータを参酌しながら、市長答弁でもございました土砂災害ですとか、また河川決壊などを中心とした情報を担っているのだろうというふうに理解をしております。

現在、東大和市におきましては、河川対策として空堀川の改修を進めてるわけでもございまして、なかなかこのタイミングで出すことの意味を勘案しておられるのかなというふうにも思っておりますけれども、しかしながら雨水、浸水被害がこれだけ多く発生をしていると。全国的にもニュースで流れてしまうというような地域であるならば、一刻も早くこうした情報は市民へ開示されてしかるべきであるというふうに考えております。

この点について、再度市の考えを伺うのとあわせて、この調査が当初よりはおくれているのではないかなというふうに思ってるんですけども、この現状についても、この詳細を伺いたいと思います。

あわせて、これ河川には関係ございませんけれども、市内で浸水被害が出る地域、特に道路や住宅など、そういった被害が出やすいといった地域について、そういったマップを情報提供として、すぐにでもホームページ上などで公開ができないだろうかというふうに考えております。ぜひ取り組んでいただきたいんですけども、この点についてもあわせてお伺いできればと思います。

○総務部参事（東 栄一君） ハザードマップにつきましては、雨水、浸水被害がある中、一刻も早く市民に公表すべきという御意見については、十分理解してるところでございます。ただ、市長答弁でも申し上げましたとおり、土砂災害防止法に基づきまして、現在、東京都が警戒区域等の調査を行ってるところでございます。警戒区域等の指定は、平成29年度中の公表を予定しているとしておりますけれども、調査対象範囲が広がっておりまして、現時点でも調査が終了したという報告は受けておりません。調査終了後に、調査結果の公表があり、その後、関係住民に対する説明会が開かれ、その後に意見等を踏まえて計画区域等の指定がされるということになっておりますが、今のところその指定時期がいつごろになるのか申し上げられない状況でございます。

警戒区域等が指定された場合につきましては、地域防災計画やハザードマップなどにも反映させる必要があるわけですが、ハザードマップは地図情報に浸水地域の色分けとか避難経路、避難場所などを掲載したもので、地図の活用には著作権が発生いたしますので、また専門的な作業にもなるということがございますので、通常は専門事業者への業務委託等により作成してるところでございます。こうした事情から、現時点では東京都の土砂災害指定にかかわる情報を確認しながら、策定を進めていく考えではございますが、それまでの間、簡易版のようなものできないかにつきましては、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、最後にあった特に道路や住宅などへの浸水被害が出やすいマップを、情報提供としてホームページなどで公開できないかということにつきましても、その手法も含めて、今後、研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ぜひともいち早く、そういった情報が公開して、市民の方に御利用いただけるように、ごらんいただけるようにお取り組みを進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、雨水の貯留、浸透の件でございます。この間、私どもの会派で雨水貯留浸透技術協会という、そういった技術を普及、推進する協会も訪れまして、さまざまなこういった技術について学びの場を持たせていただいたところでございます。当然この雨水貯留浸透につきましては、大規模な下水道工事が長期間にわたって、大きな予算を伴いながら進めなければならないのに対しまして、こういった技術、比較的、それと比較ですけども、比較的短時間で小さな予算で取り組めるものであろうというふうに思っております。この対策につきましては、これまでもさまざまに取り組んでいただいております。これまでも一般質問ですとか予算・決算特別委員会の場でも、私ども公明党といたしまして確認をしてきたところがございます。そして、これまでの取り組みを踏まえまして、さらにこれらの手法を積極的に活用していただきたいというふうに考えております。

そこで、これらの政策を進める上で、基礎的な調査としての地質の調査ですとか、また浸透実験などについてはどのように行ってきたのか、また調査によって判明した東大和市の地質の状況、状態など、こういった点

につきましてお尋ねしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） まず地質調査についてでございますが、こちらにつきましては公共下水道の污水管を整備する際に、多くの地点で地質調査を行ってございます。そのデータを使用することができますことから、雨水浸透施設のための地質調査は特に実施してございません。

浸透実験についてでございますが、こちらにつきましては浸透式の雨水集水ますを昭和50年代から設置してきております。その効果としまして、どの程度浸透するかの調査を昭和58年度から平成8年度まで実施してございます。実際にその浸透施設に、浸透ますですね、浸透ますに水を流しまして、ある一定の期間にどのくらいの水が浸透したかを測定し、1時間の浸透量を算出するもので、設置から12年目の集水ますですね、そのような施設につきまして1時間当たり1.5立方メートル必要な設計、浸透量が実験の中で確保されてるという結果が出ております。数値としましては、浸透式の雨水集水ますでは、1時間当たり2立方メートルから11立方メートル、浸透する結果が出ておりますので、なおかつ定期的に清掃することにより、その値を継続できるものと考えてございます。

また、地質の状況でございますが、市内の南側の地域ですね、南街、向原、桜が丘の地区でございますが、こちらのほうでは土であるローム層といたしますが、関東ローム層でございますが、それが地上から4メートルから5メートル程度でございます。その下には石がまじるれき層と言っていますが、れき層がそこから地下の部分という結果が出ております。ローム層よりも石がまじるれき層のほうが浸透能力が高くなります。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） そうしたさまざまな実験、また調査結果を踏まえた上で、ぜひともこの貯留、また浸透施設については進めていただきたいというふうに思っています。れき層については、ローム層よりも浸透するスピードというか量というか、そういったものがすぐれてるということでございます。四、五メートル掘れば、少なくともローム層に浸透させるよりも短時間で、この被害が軽減できるというふうに受けとめさせていただきました。

それで、この貯留浸透につきましては、学校や公園などの公共用地に、そうした施設を整備する事例がございました。設置規模が大きいところから、その効果も大いに期待できると考えます。特に具体的に先ほどさまざまな被害が出た地域も関連しまして申し上げますと、例えばイメージしておところが新堀地域の野火止緑地ですとか、また向原におきましては向原中央公園、また向原南公園などの公園、また新堀のほうに向かうところだと、ちょっと離れますけども、上仲原公園ですとか、南街3丁目のほうですと第一光ヶ丘公園、こういったところもでございます。また、南街交番付近に行くほうにつきましては、例えば第二小学校、第二中学校等がでございます。こうした国有地を活用して、特に浸水被害が出やすい地域の周辺にあるこうした土地を活用していこうというふうにも、ぜひとも考えていただきたいんですけども、市としてはこの点についてどのように考えておられるのか伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 今後の検討ということになります。例えば雨水貯留施設の場合で考えますと、平成18年度に第四中学校の校庭に設置しました貯留施設につきましては、貯留規模が5,215立米となっております。その大きさでございますが、これは内寸であります。幅が21メートル、長さが87メートル、深さが3メートルというものになってございます。これを考えますと、ある程度の規模の雨水貯留施設ではかなりの面積が必要になりますことから、市長答弁でもありましたように、利用可能な公共用地の活用などを視野に入れながら検討していく必要があると考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ただいま私のほうで挙げさせました土地につきましても、含めまして、ぜひとも有効な活用、有効な利用、そしていち早い対応というものを、ぜひともお願いしたいというふうに思います。少しでもそういった施設がふえることによって、毎回、毎回、浸水被害に遭う地域の皆様の生活の安全の確保も図られていくであろうというふうに思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

続きまして、規模の小さい形で、この浸透施設、EGSM工法でございます。市長答弁におきましては、南街地域に平成27年度におきまして、また平成29年度におきまして、それぞれ19カ所、17カ所というふうな設置ということで御答弁いただいております、その設置を進めていただいていることに心から感謝を申し上げます。このEGSM工法というものは、集水ますに簡易な施行で浸透構造体を構築いたしまして、浸透ますを改造して雨水を地中に浸透させる技術であるそうでございます。これは対応のおくれている道路ですとか、路面を開削しないで集水ますを低コストで簡単に浸透ます化する工法として開発をされまして、道路集水ますだけではなく既存の集水ますの浸透化にも活用できるものであるというふうに、非常に活用範囲の広い技術であるというふうにされております。特にこの浸水被害の激しい地域につきましても、大規模な下水道整備を待っている間に、少しでもその被害を軽減させるために、この工法、積極的に、これまで以上に積極的に活用して、南街地域に限らず向原につきましても、新堀につきましても、午前中も申し上げましたけども、この中央の地区におきましても、できるところは全て行って被害を軽減し、住民の皆様の安心を増していただきたいというふうに私は考えております。このEGSM工法につきましても、市としてのこれまでの取り組み、市長答弁でも述べていただきましたけども、重ねまして取り組みと今後の推進のお考えを伺いたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） EGSM工法につきましては、今議員から御説明がございましたように、既存の集水ますを浸透化するものでございまして、集水ますの底を抜いて直径が150ミリから200ミリの塩ビ管、塩ビ管も有孔管で浸透させるものでございますが、この塩ビ管を縦に深く設置し、れき層まで到達させることにより、浸透効果を発揮させるものでございます。一つ一つの浸透量は、1時間当たり平均で1.3立方メートルほどで、それほど多くはございませんが、数多く設置することによりまして効果が発揮できるものと考えてございます。

市では、平成26年度に南街交番交差点の北西の生活道路に19カ所設置してございます。また、平成29年度、今年度ですが、この6月に市道9号線いちょう通りの南街3丁目付近に17カ所設置し、浸水被害の軽減対策として実施してございます。今後につきましても、道路冠水が頻繁に発生する幹線道路や、効果が期待できる道路につきましても、雨水浸透井タイプのものや、他の浸透施設のものと同様に、このEGSM工法のものについても設置していく考えでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ぜひとも推進していただけるようお願いいたします。各地で少しでも浸透するような、量がふえていくことであれば、現在、道路冠水が頻繁に起こる地域の総体の量も減ってくるであろうというふうに思っておりますので、ぜひともお取り組み、よろしく願いいたします。

この質問については、以上で終了させていただきます。

続きまして、子ども読書活動推進計画についてお伺いをさせていただきます。

教育長答弁で、およその状況を把握させていただきました。非常に御努力をいただき、進めていただいているというふうに思っておりますし、また推進をしてきた立場といたしましては、改めて感謝申し上げたいとい

うふうに思います。その上で、計画の実施状況報告で用いられておりますのが、各事業ごとの目標として検討、実施、充実、継続、この4つの基準でございます。これらにつきましては、例えば本年1月に出されました平成27年度の実施状況報告書におきましては、検討、実施項目が減って充実、継続の項目がふえております。これは着実にこの計画が進捗をいたしまして、その成果が上がりつつあるというふうに見てとれると考えております。

そこで、特に現段階で検討段階から実施に至った事業、また実施から充実に至った事業、充実から継続に至った事業について、市として成果が著しいと考える事業は何なのかということ。また、いまだに検討段階にある事業はどれで、なぜそのような検討段階が続いているのか、その理由についてお伺いしたいと思います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 子ども読書活動推進計画についての平成28年度の事業実施状況につきましては、現在集計中となっております。現在のところ成果の見られた事業といたしましては、実施に至った事業ということでは、図書館の立場からのものになりますが、図書館ホームページ内に子供向けのホームページを開設したこと、また文庫連絡会と連携した小学生向けの絵本のリストの共同作成など、地域の団体等との連携を深めることができたことなどが挙げられると思います。

また、実施から充実に至った事業につきましては、地区館における図書館見学会を実施しまして、子供たちに身近な図書館を知ってもらえたということですか、あるいは職員及びボランティアの育成ということで、自主的な勉強会の実施なども行われているというようなことがございます。このほか他の関係機関等におきましても、実施や充実が図られた事業が、その後も継続という形でされておりまして、さらに時代に即した事業内容への創意工夫なども行われているように感じております。

一方、いまだ検討段階にある事業といたしましては、ブックスタート以降の事業の実施ですとか、関係機関等の人的ネットワークの構築、あるいは各施設における読書環境の整備などが挙げられます。これらの項目が検討段階から進められていない要因といたしましては、事業の実施にかかる予算ですとか、人員、時間、あるいは施設のスペースの確保が難しいこと、こういったことが挙げられます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 実施に至った事業、また充実に至った事業ということにつきましては、これ本当に大変感謝申し上げます。私の子供も、この地区館の見学会を通しまして、図書館に親しみを持っており、また学童にみずうみ号が来て、頻繁に利用させていただいておりますし、小学校に入学してからは中央館、一番近くにある図書館でございます中央館も利用させていただいております、非常にその中で、図書館のそういった子供の読書活動に対するサービスが力を入れていただいているというのは実感しております。特に小学生の絵本リスト、こういったことにつきましては、やはり本を選ぶ際に何を選んだらいいかという指針があったほうが、これから読書をしていこうという子供たちに対しては、非常に有効なものであるというふうに思っておりますので、これらの点、充実されたこと、また実施されたことについて感謝申し上げます。

また、検討につきましては、後ほどでも申し上げる部分も含めますけれども、やはり人的ネットワーク、また環境整備につきましては、予算、人員、またスペース等々、大きな枠組みで考えなければいけない課題があるということで認識をさせていただきました。これらの課題を解決して、その検討段階から実施に至る、また充実していくということについては、さまざまな課題をクリアしていかなければならないということで、今まで実施に至った、また充実してきた事業以上に、なかなかハードルの高いものであろうというふうに認識しておりますけれども、これらにつきましても、この新たな計画がスタートし、それを進める段階におきまして、

ぜひとも1つでも2つでも、その検討段階から実施に、また充実に、継続にということでお進めいただきたいというふうに思っております。私ども公明党といたしましては、この子ども読書活動の推進ということにつきましては、今後とも大きな関心を持って、その進捗状況を見守りながら、また応援させていただければなというふうに思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

そこで、また個々の点に入ってくるんですけども、市としては日本一子育てしやすいまちを目指して、さまざまな事業を拡充していただいているところがございます。その中で、図書館施設を活用して、子育て支援を兼ねたような読書活動の推進を図ること、これは大変意義のあることであるというふうに思っております。例えばこれまで図書館に縁遠かった親子が、まず図書館に訪れたいくなるような環境整備や企画を立案したり、また子育てに悩む親御さんに対しまして、市の他の部署や外部団体等も連携して、図書館を開催拠点として子育て支援となるような、何かしらの取り組みを行うなど、さまざま形態があるというふうに思います。

一例でございますけれども、これ神奈川県大和市の例でございますが、市の複合施設に図書館が入っておりまして、そこには民間事業者が運営することも広場が設置をされております。そこに子供を預けながら、親が自由に図書館が利用できるようになっております。また、そうした広場目当てで施設に来た、ふだん図書館を利用しない親子が図書館に立ち寄って、図書館の取り組んでいる各種事業に興味を持つなど、工夫を凝らした取り組みがなされているようでございます。当市におきましては、3つの図書館が、立地につきましても、施設の面におきましてもそれぞれ違いがありますし、今事例として挙げました大和市のような複合施設でもございませんので、できることもおのずと違ってまいります。しかしながら、今行っている事業にプラスアルファする形で、この子供の読書活動の推進と、また子育てしやすいまちの構築につきまして、何かしらの取り組みができないか、これを第二期となる計画に反映させることはできないか、この点について伺いたいと思います。

これはちょっと卑近な例で申し上げますけれども、例えば私の住んでおります中央地区には中央図書館がございますけれども、この中央地区、常々、子供を遊ばせる公園が少ないというふうに言われておりまして、なかなか子育てをするちょうど就学前のお子さんを育てる世代にとりましては、毎日この部屋に、ずっと家に子供を閉じ込めるわけにもいきませんで、外に連れ出さなければいけない。しかしながら、地元の公園、なかなかないという中で、例えばデパートとか商業施設の子供の遊べるスペースに行くとか、他市の公園に行くとかというようなこともされてる親御さんもいらっしゃるそうでございまして、なかなかこのバリエーションとしても少ないと。そういった中で、平日、日中で、例えば図書館の視聴覚室などで利用していないスペースがあれば、そこに簡単な遊具、例えばその商業施設の赤ちゃんスペースみたいなどころに置いてあるような、そういった観的な遊具を取りそろえて子供たちを遊ばせるスペースをつくることによって、ふだん図書館がその子供たちを連れていく選択肢の中にない、そういった親御さんにも来てもらって、さらに図書館で開催をしております絵本の読み聞かせなどにも参加してもらえるような取り組みができないだろうかというふうに思うわけですが、これらの点についてのお考えを伺わせていただければと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） 図書館で子育て支援を兼ねた事業ができないかについてでございますけれども、このところ建設をされる図書館というのは、複合施設のものが多いございまして、議員から御紹介のありました神奈川県の大和市立図書館につきましては、ちょっとホームページのほうも見させていただきましたが、芸術文化ホールや生涯学習センター、また屋内子ども広場、それから駐車場等からなる地上6階、地下1階の複合施設という内容でございました。屋内子ども広場については、すごく広いボールプールのような、そういうスペースもあったりしてすばらしいなというふうに思いました。また、最近図書館にコミュニティ施設等

の機能が求められることも多くなっておりまして、こうした複合施設がふえてきているのではないかとこのように考えております。

当市では、図書館で子供さんたちをお預かりする事業といたしましては、おはなし会や保育つきの読み聞かせ講習会ぐらいに限定をされております。現状の図書館におきましては、部屋の活用に余裕がなく、子供の遊び場として恒常的に開放できるスペースの確保が難しい状況でございます。また、利用者にとって図書館は静かな場所というような慣例っていいですか、そういうところがございます、実際に静寂に対する意識の高い市民の皆様も多く来館されている状況がございます。そういうこともありまして、御紹介のありました神奈川県の大和市の屋内こども広場のようなスペースを提供することにつきましては、なかなか解決しなければならぬ課題もありますので、引き続き情報収集を努めまして、次期の計画に入れられるものがないかにつきまして、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ぜひとよろしく願ひいたします。

こども広場のような形に限らず、何かしら子育てしやすいまちと図書館事業とが連携をしてできるようなものについて、お知恵をぜひとひねり出していただければなというふうに思いますので、よろしく願ひいたします。

この27年度実施報告には、対象別サービスでブックスタート以降の事業について他市の状況を検討したというふうにございます。先ほども館長からもお話、種々ございましたとおりでございます。私としましては、この間、ブックスタート事業が着実に進んできた事実を踏まえまして、次にはセカンドブック事業、サードブック事業へと展開していただきたいなというふうに考えております。前回の定例会でも同様の質問はさせていただいてるんですけども、今回、他自治体の取り組みを参照する中で、ブックスタート事業に積極的に取り組まれた本市としては、この事業はぜひ今後、展開して行ってほしい、その効果は子供たちにあるんだというふうに確信をしておるところでございます。

私、この質問に際しまして、セカンドブック事業並びにサードブック事業等を行っております埼玉県春日部市、東京都狛江市、埼玉県幸手市、あと東京都葛飾区、埼玉県三郷市等、ちょっと調査をさせていただきまして、それぞれ形はちょっとずつ、3歳児のときにセカンドだとか、小学校1年のときにセカンド、また中学校1年でフォースとかサードとかさまざまございますけれども、その中で共通してるのが1冊の予算が900円から1,200円、平均で1,000円程度でございます。これは図書館の司書の方とか、行政側が何冊かを選んだうち、子供たちに1冊を選んでもらうという形でございまして、これは人数が決まっているものでございまして、予算も積み上げやすいということでございます。この予算につきましては、図書館全体の予算の中でやりくりをしておるといってございまして、何とか捻出をしているようなところでございまして。しかしながら、ある自治体におきましては、原則、一般財源で図書館の予算でやっておるけれども、国の補助がもらえるときは、例えば地方創生加速化交付金などを使っているというようなことでございました。ちなみに、この単価、1,000円というふうに過程をいたしまして、平成29年の例えば小学校1年生、市内小学校ですと750名ぐらいになります。そうしますと、これを対象にしますと75万円の予算がかかる。平成28年度の決算の不用額、図書館費で見ますと537万3,429円です。このうち例えば75万円、使うとなると、14%ほど使うということになるんですけども、若干、1割を超えるような、不用額の1割を超えるような予算を使うものではございまして、子供の住みやすいまちということを掲げる本市としましては、こういった事業を進めるべきではない

かなというふうに私は考えるんですけども、この点につきましてのお考え、お伺いさせていただければと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） ブックスタート事業についてでございますけども、当市のブックスタート事業は、平成14年度から保健センターにおきまして3～4カ月の乳幼児健診時に行われておりまして、中央図書館から児童担当の職員が伺いまして、本の読み聞かせ方法など、保護者に指導しておりまして定着してきているというふうに考えております。現在、ブックスタート事業のその後の取り組みとしましては、関係課と連携して年齢に合わせた本のリストを渡すことを検討しているところでございます。

セカンドブック事業とサードブック事業になるわけですけども、こちらの事業の効果につきましては、子供たちへの読書に対する意識づけの機会になるというふうに考えております。

事業を実施する狛江市のほうにちょっと聞きましたところ、セカンドブックは小学校の入学時前、そしてサードブックは中学校の入学時前に実施をし、お勧め本の配布を行っているということでございます。財源は図書館事業費全体の中から捻出をしているということを聞いております。また、一方、配布できなかった本の保管場所と対象者へ渡す方法について苦労されているということをお伺いしました。

また、西東京市、武蔵村山市では、セカンドブック事業を3歳児健診の際に行いまして、本の配布ではなくおはなし会により実施をしているということでございました。ブックスタートパックによりまして、お勧め本の配布を行うことにつきましては、購入費や事業の実施時期、限られた期間でどのように対象者に本を渡すのか等、課題も多く、なかなかほかの自治体におきましても取り組みが進んでいない状況でございます。そのためセカンドブック、サードブック事業につきましては、今後、費用対効果を見きわめながら、関係部署と情報交換を行い、研究して進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） リストも確かに大変ありがたいものでございますけれども、現物が手元に来るということは、やっぱりこれ大きな効果があるというふうに思います。ぜひとも引き続き御検討、御研究いただければなというふうに思います。

続きまして、ビブリアバトルでございますけれども、御承知のように知的書評合戦でございます。公式サイトには、ルールが紹介されておりまして、発表参加者が読んでおもしろいと思った本を持って集まり、順番に1人5分で本を紹介する。それぞれの発表の後に、参加者全員でその本の発表に関するディスカッションを二、三分、行う。全て発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを基準とした投票を参加者全員で行って、最多票を集めたものをチャンプ本とするということでございまして、これは自分の読んだ本のよさ、おもしろさをいかに人に伝えるかというアウトプットする力、表現する力を養うこともできます。また、当然、表現するためには内容を深く把握しなければなりませんし、おのずと批評力、批判力を培うこともできるだろうと思います。一方、それを受ける受け手側としては、自分のふだん手にとらない分野や作品の本との得がたい出会いの場となりまして、自分の世界を広げていく一助ともなるというふうに考えます。これは1冊の本に対して各自の意見を述べ合い、評価し合うことでコミュニケーション力も、表現力も批判力も培えるものでございまして、昨今、注目されておりますアクティブ・ラーニングとの親和性もある、そういった取り組みだというふうに思います。取り組まれている学校も多々あるというふうな御答弁でございますけれども、願わくは市内の全小中学校で行っていただければと思いますし、市外で行われる大会などにも積極的に参加していただきたいというふうに思いますけれども、市の考えをお伺いしたいと思います。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** ビブリオバトルにつきましては、アクティブ・ラーニングとしての有効な取り組みの一つであり、児童・生徒の日々の学習や生涯にわたる学びの基礎となる資質、能力を育成するものであると認識しております。本市の学校では、小学校1校、中学校3校が取り組んでいるところです。その他の小中学校におきましては、ビブリオバトルではありませんが、国語の読む指導において、児童・生徒の発達段階や実態等に応じ、本を紹介したり、批評したり、討論したりする言語活動に取り組んでおり、読んだ本について自分の考えを形成し交流しているところがございます。今後もビブリオバトルも含めまして、言語能力を育成する学校の取り組み状況を把握し、その取り組みと成果を紹介することを通して、各学校が児童・生徒の発達段階や実態、学習過程を十分考慮して、言語活動を工夫、改善できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**16番（佐竹康彦君）** 各学校の中でさまざまな教育の方針があろうかと思えますけれども、非常にゲーム感覚でできるということが大きな部分だと思いますので、願わくはぜひ全小中学校で取り組みを進めていただけるように、進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、最後、4点目、葬祭場・火葬場の件についてお話を伺います。

市長答弁では、平成42年で年間1,000人を超え、52年までふえ続けるということでした。現在の死亡者数の詳細、また2030年までの大まかな増加傾向をつかむための予測数を教えていただきたいというふうに思います。

○**市民部長（村上敏彰君）** 現在の死亡者数の詳細と2030年度までの予測でございますが、住民基本台帳上に登録された方の死亡者数の推移につきましては、平成24年から28年の5年間で年間600人から700人で推移しておりまして、最近は若干でありますが増加傾向でございます。また、国立社会保障・人口問題研究所では、5年ごとの将来人口推計をとっておりますが、それによりまして今後、当市におきましては2020年に年間800人を超え、2025年には年間950人、そして2030年には年間死亡者数が1,000人を超える見込みと、このようになってございます。

以上でございます。

○**16番（佐竹康彦君）** 続きまして、一部事務組合を形成している近隣市もでございます。やはり近隣市も死亡者数の増加が今後見込まれる中で、やはりこれまで以上に、こういった場の利用が困難になってくる可能性がございます。住民福祉の向上を目指す自治体といたしましては、いわば最後の行政サービスとして、こういった場所の安定的かつ利便性のある提供を考えるべきだというふうに思います。一部事務組合の形成、その有効的な手段の一つだというふうに思いますけれども、課題というのはどういったことなのか、またメリット、デメリットを伺いたいというふうに思いますし、また一部事務組合を形成することによりまして、市民が利用する料金が違うというふうに思っておりますけれども、この点について伺いたいと思います。

○**企画課長（荒井亮二君）** ただいま御質問いただきました火葬場、一部事務組合の形成等につきましてでございます。

まず課題といたしましては、主に2点ございます。まず1点目でございますが、財政上の課題が挙げられます。例えば既存の組合に加入する場合、受け入れ対象等が拡大することになりますことから、新たな費用負担が求められる点。また、2点目といたしましては、火葬場のない市同士により、新たな組合を形成する場合につきましては、場所の確保、また多額の建設費用等が見込まれるところがございます。

メリット、デメリットにつきましては、メリットにつきましては組合が形成されている市の利用者の方につきましては、火葬の料金につきまして無料もしくは安価な料金となっております。また、デメリットにつきましては、やはり組合形成する上で新たな財政負担等が求められておりますので、そのあたりが税負担ということで入ってくるかと考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） さまざまな課題もあり、メリット、デメリットもあるということで伺いました。しかし、中長期的な視点に立ったとき、今後20年間で行政の大きな課題になる可能性は高いというふうに思っております。ぜひ、今から今後の対策を検討し、何かしらの悪影響が市民生活に出る前に、その対策を講じてほしいというふうに思っております。この世の中で何が絶対的かと、唯一、絶対的なのが人が死ぬことでございますので、この点に関しまして今後とも、ぜひとも中長期的な観点でお取り組みいただければということをお願いして、私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 和 地 仁 美 君

○議長（押本 修君） 次に、9番、和地仁美議員を指名いたします。

[9 番 和地仁美君 登壇]

○9番（和地仁美君） 議席番号9番、和地仁美です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は2つのテーマについて取り上げさせていただきます。

1つ目は、コミュニティバスを含む地域交通についてです。

東大和市のコミュニティバス、ちょこバスについては、そのルート、ダイヤ、運賃、また事業費について、市議会ではもちろんのこと、さまざまなところで議論されてきました。そして、それらの議論などを踏まえ、市もさまざまな改良をしてきたことは私も承知しているところです。しかし、いまだにちょこバスについてはさまざまな課題があると感じている人も多くいる状況であることは否めません。その背景には、ちょこバスという事業に対する考え方について、市と市民とで共通認識が持たれていないということがあるのではないかと考えました。市では、平成28年3月に東大和市コミュニティバスなど運行ガイドラインを策定しており、さまざま公共交通に対する市の考え方などが明記されてるところですが、正直、何度読んでもわかるようでわからない。曖昧模糊といった印象が拭えません。

そこで、今回は市のコミュニティバスを含む地域交通についての基本的な考え方などを確認いたしたく、以下、質問させていただきます。

①地域交通に対する市行政の責任と考え方について。

ア、地域交通の実現に対する市行政の責任の根拠は。

イ、東大和市の地域交通に関する基本的な考え方は。

②ちょこバスについて。

ア、導入の経緯は。

イ、導入に当たって市民ニーズをどのように把握し、事業に反映させたのか。

ウ、導入後の課題について。見込みと実態との乖離などはあるか。

③地域交通への市の事業費の妥当性に対する市の考え方とその根拠について。

そして、④として、現状の課題と今後の対応についてのお考えをお聞かせください。

2つ目のテーマは、広報についてです。

市の広報については、これまでも何度か質問で取り上げさせていただきました。毎回、市でも広報の重要性を強く認識していることを感じる御答弁を頂戴しており、実際、市報やホームページなどでは工夫や改善も見られているところですが、いかんせん東大和市としての広報という一体感や統一感については、いまだに伝わってこない状況です。今年度より市では、主に市外の方に向けてブランド・プロモーションも本格的に展開し始めている中、名実ともに縦割りではない広報、受け手側に立った広報というものが必要になってきていると思い、再度このテーマについて取り上げさせていただきました。

そこで、以下、お尋ねします。

①現在ある市の広報媒体について。

ア、それぞれの役割と位置づけは。

イ、各媒体の相互の関係性は。

②現在、進めている市のブランド・プロモーションについて。

ア、広報との関係は。

イ、今後の進め方について具体的な方法などは決まっているか。

そして、③として、認識されている課題と今後の対応についてお聞かせいただければと思います。

以上、この場での質問は、ここまでで終了させていただきます。再質問につきましては、御答弁を踏まえて自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[9 番 和地仁美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、市が地域交通に取り組む根拠についてであります。地域交通には地域住民の移動手段の確保、まちのにぎわいの創出や健康増進、人の交流の活発化等の役割が求められており、活力のある地域社会にとって重要な社会的な基盤であると捉えております。また、平成25年11月27日に成立しました交通政策基本法には、交通に関する施策の基本理念が定められ、国、地方公共団体、民間事業者及び国民等の関係者の責務や役割が明らかにされました。地方公共団体には、その地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的な諸条件に応じた施策を展開する責務があることが位置づけられ、その取り組みに当たりましては情報の提供、その他の活動を通じて住民、その他の者の理解を深め、かつその協力を得るよう努めることが定められております。

次に、市の地域交通に関する考え方についてであります。市ではコミュニティバスを含む地域交通を将来にわたり持続可能なものとするため、平成28年3月に東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインを策定しました。交通手段の役割分担を踏まえ、持続可能な地域交通を構築するためには、地域の協力による利用促進が欠かせません。そこで、ガイドラインにコミュニティ交通などの限られた地域で運行する交通は、地域の主体的な取り組みのもと、地域住民、運行事業者、市が協働して取り組む必要があることを示したものであります。

次に、ちょこバス導入の経緯についてであります。平成15年2月に既存のバス路線では対応し切れなかった公共交通空白地域の解消を図るとともに、高齢者の社会参加の機会の増進を図ることを目的としてコミュニ

ティバス、ちょこバスの運行を開始しました。平成7年に設置された東大和市交通機関対策会議におきまして、多摩都市モノレール開業を踏まえたバス路線のあり方と、市内循環バスの運行について検討され、平成12年度及び13年度で策定しました事業計画に基づきまして導入に至ったものであります。

次に、ちょこバス導入時の市民ニーズの把握と事業への反映についてであります。平成12年度及び平成13年度に行いました調査におきましては、コミュニティバス運行の事業計画策定の基礎資料とするため、コミュニティバスの利用意向、利用目的及び仮想ルートの妥当性等についてアンケート調査を実施しました。この調査に基づきまして、運行間隔及び料金設定などのサービス水準別に概算収支の推計を行い、運行形態及び運行ルートの検討に反映をしたものであります。

次に、ちょこバス導入後の課題についてであります。コミュニティバス導入時の調査におきましては、料金100円で60分間隔の運行を実施した場合の収支率を約45%と推計しました。それに対しまして、この形態で運行しておりました約6年半の期間の収支率につきましては135%から37%の実績でありました。アンケート調査に基づき、事業予測等を行ったものであります。アンケートの回答にはその事業に対する期待等が込められていますことから、実績と差が生じたものと考えております。

次に、地域交通に対する事業費についてであります。地域に必要な交通であるといいたしましても、財政負担が多額になる場合は市民の皆様の理解は得にくいものと考えております。そこで、東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインに運行基準を定めました。コミュニティバス、ちょこバスの運行につきましては、過去の実績や近隣市の目標水準を参考にしまして、収支率40%以上を目標とするとともに、おおむね25%を下回る場合は、運行計画の見直しを検討することなどにより改善に努めることを規定しました。また、コミュニティタクシーにつきましては、近隣市を参考として市の年間の補助額を500万円程度を上限とすることと定めております。

次に、地域交通に対する現時点での課題と対応についてであります。地域交通につきましては鉄道、モノレールなどの軌道系交通、路線バス、コミュニティバス、コミュニティタクシーなど、それぞれの交通手段の役割分担を踏まえ、適切な交通網を構築することが必要であります。また、法令等の制約がある中、地域の方々が望む交通の実現を図るためには、関係機関との多くの調整が必要となります。そのために、交通についての役割を初め、持続可能な地域交通について、地域住民、運行事業者、市及び関係機関が共通認識に立った連携が重要であり、市が主体となってまちづくり施策の一環として調整役を務めていくことが重要であると考えております。

次に、市の広報媒体の役割と位置づけについてであります。現在、市では市報や公民館だよりなどの定期的に発行する紙面や公式ホームページ、ツイッター、フェイスブック、スマートフォン用アプリケーションなどの電子媒体のほか、郵送や掲示するチラシやお知らせ等の媒体を活用し、市民の皆様に情報提供を行っております。いずれの媒体に関しましても、行政の透明性を確保するとともに、市民の皆様とともに歩む市政運営を目指す上で、市政情報の共有化に関し、大変重要な役割を担っているものと認識しているところです。なお、各媒体の位置づけとしましては、お伝えする情報の種類や重要性、緊急性、情報量、情報をお伝えしたい対象者などに応じて活用する広報媒体を選択しているものであります。

次に、各広報媒体の相互の関連性についてであります。現在、市では市報と公式ホームページにおきましては広く対象者を捉え、行政情報の提供をしているものであります。また、緊急性の高い情報等につきましては、同時に複数の媒体を活用して情報提供を行うことや、1つの媒体でお伝えする複数の情報のうち、重要性

の高い情報を別の媒体で重ねて情報提供するなど、広報媒体を限定的に捉えず、より効果的な活用を図るよう努めているところです。

次に、ブランド・プロモーションと広報の関係についてであります。市が現在進めておりますブランド・プロモーションの目的は定住人口の増加であります。主に転入人口の増加を目標としております。ブランド・プロモーションでは、転入人口の増加を図るために主たる対象者を定め、積極的に東大和市の魅力を広く市外に向けて発信を行います。このことから市外に向けた市の宣伝活動であると理解しております。一方、市報を中心とした広報活動は、市民の皆様に対しまして行政サービスの情報等の発信を主目的としております。こうしたことからブランド・プロモーションと広報では、その目的と対象者に違いがあるものと認識しております。

次に、ブランド・プロモーションの今後の進め方についてであります。現在、ブランド・プロモーションの取り組みとしましては、30歳代の世帯の転入増加を図るために、ブランド・メッセージの作成や不動産情報サイトの活用等の宣伝活動を進めようとしております。今後の具体的な事業につきましては、関係課長で構成しますまち・ひと・しごと創生庁内作業部会や若手職員で構成します個別事案検討チームでブランド・プロモーションのアクションプラン等を検討しているところであります。

次に、今後の課題と今後の対応についてであります。東大和市が将来にわたって活力ある持続可能な自治体であるためには、より効果的な施策を展開していくことはもとより、市政情報や市の魅力を広く発信していくことも必要でありますことから、広報やブランド・プロモーションの重要性が一層増大していくものと認識しております。このような中、効果的な広報やブランド・プロモーションの活動を展開するためには、従来より活用してまいりました広報媒体を目的に応じて効果的に活用し、適時、的確な情報の提供に努めるとともに、日々多様化する情報伝達手段に関しましては研究の必要があると考えているところであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○9番（和地仁美君） 御答弁、ありがとうございました。

それでは、順次、再質問させていただきます。

まず、コミュニティバスを含む地域交通についてですが、ただいまの市長答弁では交通政策基本法の第9条が披露され、地域交通施策には地方公共団体、すなわち東大和市の役割や責務があることは述べられました。この交通政策基本法の基本理念は、第2条で国民の基本的な交通に対する需要を充足させる。第3条、大規模災害発生時に交通を確保する。第4条、交通によって環境負荷を低減する。第7条、交通安全対策基本法と連携するなどが挙げられており、それに対する国の基本的政策は、日常生活に必要不可欠な交通手段の確保等、また高齢者、障害者、妊産婦等及び乳幼児を同伴する保護者の円滑な移動のための施策など13項目にも及び、またそれらの中にはまちづくり、観光立国などの観点も盛り込まれるなど広範囲に及んでおりますが、東大和市においてこれらのさまざまな政策の中で、特に必要な具体的な課題と、それに対して実現している施策がありましたら御答弁ください。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 市が地域交通に取り組む上での課題についてでございますが、交通は市民の日常生活及び社会活動に重要な役割を担うものであります。交通政策基本法の理念の一つであります交通機能の確保と向上を図るためには、市の役割といたしましては、公共交通サービスが市内の広い範囲に及ぶようにすることが重要であると認識しております。そのことから、公共交通空白地域の解消に向けた取り組みを進

めることが大切であると考えております。現時点では、ちょこバスの運行により既存の路線バスでは対応し切れなかった地域に対し、公共交通サービスの拡大が図られていると認識しております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君）　ということは、先ほど述べさせていただきましたさまざまな目的の観点、例えば観光立国などということもありましたが、当市においては公共交通におけるさまざまな取り組みの中でも、公共交通空白地域の解消、すなわち公共交通空白地域にお住まいの方の日常生活の必要不可欠な交通手段を確保するということが具体的な課題で、それに対して取り組んでいるという認識でよろしいでしょうか。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君）　市内における交通の利便性の向上を図るためには、大量の輸送を担う鉄道から個別の輸送を担うタクシー等までの交通手段が適切な役割分担のもと有機的、効率的に連携されていることが必要と考えております。そのため市が担える役割といたしまして、既存の路線バスでは対応し切れない公共交通空白地域に対しまして、その区域の解消を目指すことを主な目的といたしまして、コミュニティバスを運行しているものであります。しかし、地形や道路の事情等がございまして、コミュニティバスの運行で市内の公共交通を充足させることは困難であります。したがって、さらに地域に限定した交通を含めて地域交通の充実に努めていきたいというふうに考えているものでございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君）　地域の事情を鑑みて、さまざまな形で充足させていきたいということで、最近ではコミュニティタクシーを検討している地域もあるということは、私も承知しているところですが、今実現しているちょこバスだということが現実的な話だと思います。平成15年に東大和市はちょこバスを導入しています。ということは、先ほど市の責務や役割というところで、その根幹となっている交通政策基本法は平成25年に制定されているわけですので、その制定に先んじて東大和市は実施しているということになると思います。

このちょこバス導入の経緯について、市長答弁では、公共交通空白地域の解消を図るとともに、高齢者の社会参加の機会の増進を図ることを目的にというふうにおっしゃっていましたが、そのような声や機運が高まっていたので、その当時、ちょこバスを導入したのか、もう少しその導入の経緯についての詳細をお聞かせいただきたいと思います。

平成7年にムーバスが武蔵野市のほうで運行始まって、全国的にコミュニティバスがブームになったというような背景もあるのかなというふうに推測するところですが、実際の東大和市の導入の経緯の詳細をお教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君）　東大和市における市内循環バス導入に関する検討の経緯でございますけれど、昭和56年から昭和61年にかけて東大和市交通機関対策協議会におきまして、交通機関の問題点及び改善点等の検討が行われました。その中で、市内循環バスにつきましては、現行バス路線では対処できないものを補うため必要との考えが示されましたが、導入に当たりましては多くの課題があるとして、早期導入は困難との判断がされてございます。その後も市内循環バス導入の要望が私製はがきなどで多く寄せられて、市では平成7年に関係行政機関、交通機関利用者、交通事業者及び市職員で構成します東大和市交通機関対策会議を設置し、多摩都市モノレール開業を視野に入れ、バス路線のあり方、市内循環バスの運行について及び高齢化社会への対応等について検討を行いました。

平成9年3月の報告では、市内循環バスにつきましては交通不便地域の解消を柱とし、福祉対策にも役立つ多目的なものを目的とすること。現行の路線バスとの重複を避け、交通網の形成を図ること。事業資金は税の

投入が必要なことなどの意見が報告されるとともに、導入に向けての具体的な作業といたしまして、需要予測と住民要望の把握を目に見える形でまとめること。ルートの選定、停留所の位置についてバス事業者及び関係機関と協議すること。料金設定の検討などが報告されております。

その後、平成12年1月の多摩都市モノレール、上北台、多摩センター間の開業や、平成13年度に予定されました乗り合いバス事業に対する規制緩和等によりまして、公共交通に対する社会環境の変化が想定されました。そのような中、平成12年度及び平成十二、三年度でコミュニティバスの事業計画が作成され、平成15年2月の導入に至ったものでございます。

当市におきましては、ムーバスの運行以前からバス交通の検討を行ってまいりましたので、バス交通の検討開始とムーバスとは直接の関係はございませんが、その後の運行計画の検討に当たりましては、住宅地を運行するルートなど、参考といたして部分がございます。

以上です。

○9番（和地仁美君） 御丁寧な御説明、ありがとうございます。

今御答弁の中で、平成9年の3月の報告で福祉対策にも役立つ多目的なものを目的とするという文言が入っていたとの御答弁あったと思いますが、この福祉対策というのは具体的にはどういうことを指しているのか。たしかさまざまな場面で、このちょこバス、協議される中で、市の認識として、市としてはちょこバスは福祉バスではないということを示された場面がございましたが、ここで言っている福祉対策というのは具体的にはどういうことでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） ちょこバス導入の経緯を紹介する上で、平成9年3月の東大和市交通機関対策会議の報告では、市内循環バスの目的と路線につきましては、交通不便地域の解消を柱とし、高齢者や障害を持った人にも利用してもらえる福祉対策にも役立つルートを盛り込んだ、利便性とともに乗車効率の高いものがよいという多目的なバス路線を、そういった意見が出されたとの記録がございまして、紹介したものでございます。有料で不特定の者が利用するコミュニティバス等の地域交通は、特定の目的で運行される福祉バスとはその役割が異なっているというふうに考えております。

○9番（和地仁美君） 了解いたしました。

ちょこバス導入時にいろいろな御意見があつて、市民ニーズを把握していると思うんですけども、その把握した市民ニーズへの事業への反映とか、そして導入後の見込みの実態というものに乖離があるという御答弁があつたと思いますけれども、アンケート調査、当時したその内容、対象者や調べた、どういったニーズがあるのかとか、そういった内容などについてお教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） アンケート調査につきましては、平成12年度と13年度に1回ずつ実施しております。その内容についてでございますけれど、平成12年度に実施しましたアンケート調査は、東大和市におけるコミュニティバス導入に関する基本的なデータを収集するため、ルートを提示することなしに路線バスに対する評価、それからコミュニティバスのサービス水準や利用可能性などを把握することを目的としたものでございます。

この調査は、市域全域を対象とし、平成12年9月1日現在の全2万9,645世帯、これの25%であります7,404世帯を対象としたものでございます。有効回収数は2,430世帯、有効回収率は33%という状況でございました。

次に、平成13年度に実施しましたアンケート調査は、主要経由地と仮想ルートを提示し、サービス水準ごとのコミュニティバスの利用可能性、利用頻度等を調査することにより、事業予測や事業採算性を検討し、事業

計画策定の基礎資料としたものでございます。対象地域でございますけれど、仮想ルートから200メートル以内の沿道で、地域内の全1万759世帯、こちらの25%であります2,689世帯を対象としたものでございます。有効回答数、有効回収数は921世帯、有効回収率は34%という状況でございました。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

午後 2時39分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（和地仁美君） 先ほど平成12年と13年度に実施したアンケートについて、対象者については御答弁いただきましたけれども、どのようなことを調べて、その結果、どんなことがわかって、それをどのように事業に反映させたのかというところ、お答えいただけてないと思いますので、もう一度お願いします。

○都市計画課長（神山 尚君） 平成12年度の調査は、近くに路線バスのバス停がないとか、商店、公共施設、病院等に行きにくい、駅に行きにくいなど、現在の路線バスに対する不便さを調査しております。また、コミュニティバスを運行した場合の外出回数の増加についても調査しております。これらの調査の結果、路線バスの利用が不便な地域で、かつコミュニティバスが導入された場合に、外出回数がふえる地域として湖畔地域や仲原地域などが確認されております。また、日曜行動として、買い物、通院、公共施設等を利用する頻度と目的地までの交通手段、並びにコミュニティバスが運行した場合のコミュニティバス利用への転換の可能性を調査しております。その結果、市役所、東大和病院、上北台駅、武蔵大和駅などの鉄道駅、スーパーなどを利用してる方が、コミュニティバスに転換する需要を確認しております。

これらの結果から、2つのルート案を作成しております。平成13年度は、平成12年度の評価をもとに仮想ルートを設定し、その沿線の市民に対しましてコミュニティバスの利用の可能性、利用目的、利用頻度、運行間隔、料金等の需要予測に資する内容につきまして調査を行ったものでございます。このことによりまして、サービス水準ごとの需要予測を行ったものでございます。

以上です。

○9番（和地仁美君） 先ほどの壇上での市長答弁では、これらの調査により、料金を100円で60分間隔で収支率を45%と推計したという内容があったと思います。この根拠はどういったことから、100円、60分間、45%という数字をはじき出したのか教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 推計の根拠はアンケートの結果でございます。平成13年度のアンケート調査では、まず運行間隔と運賃を考慮しない状態でルートのみを示し、利用意向を調査したところ、1日の乗車人数は4,731人となっております。

次に、運行間隔別の利用意向と運賃別の利用意向の双方を調査し、この調査から運行間隔と運賃額の双方に応じた利用率を推計し、マトリックス表にまとめております。それによりまして、運賃が100円で60分間隔の場合の利用率は12%となっております。先ほどの4,731人、こちらの12%であります567人が運賃100円で60分間隔の場合の乗車人数と推計しております。この場合、営業収入は広告費などを含めて2,174万円としております。経常支出につきましては、乗り合いバスの全国平均値を用いて算出した人件費に、燃料、修繕等の諸経費を一定の割合で見積もり、4,800万円と算出してございます。このようにしまして推計しました収入及び支出から収支率を算出したものでございます。

以上です。

○9番(和地仁美君) そうしますと、乗る確率を回答していただいた方からは引き出した収入で、実際かかる経費については全国平均などを調査してということで収支率を出したということだと思うんですが、今仮想のルートで、その周辺に住んでる方を対象に調査したというお話ありましたが、その当時から大分時間もたっておりますけれども、現在、市が考えているちょこバスを利用する対象者増というか、何歳ぐらいの人で、こんな感じの人が乗るんじゃないかなってというようなこと、あとは自家用車の有無であったり、例えば家族構成で若い世代の人と住んでいるか、住んでいないかとか、いろいろあると思いますけれども、その乗車するであろう人の増ですね、対象増というのはどのようなことを考えてるのか教えてください。

○都市計画課長(神山 尚君) ちょこバスは、昼間の時間帯における外出手段の確保とともに、通勤時間帯の配慮も行ってございます。したがって、朝晩の時間帯は勤労者、昼間の時間帯は高齢者等の車を運転しない方が、通院や買い物等に多く利用されてるものと把握してございます。

以上です。

○9番(和地仁美君) まあ1時間に1本ですので、通勤の人は朝はそれに合わせて乗って、帰りは帰ってきて行っちゃったってなったら、1時間、駅の周りでどうすんだろうというふうな、私、イメージがあるんですけど、朝晩の時間は通勤の方も対象にしてるということでしたが、そういった対象となる、そういう方で、その対象となるエリアに住んでいる市民の人について、もう少しちょっと細かなマーケティングというか、調査というのは、ここ最近というか、行ったことはあるんでしょうか。

○都市計画課長(神山 尚君) 利用促進を図る上で、利用者の要求を的確に把握することは大切なことと認識しております。平成13年度に実施しましたアンケート調査では、運行間隔、料金設定別に意向を伺い、望まれる運行形態について検討を行っておりますが、対象を絞った調査の実施というのは行っておりません。

なお、直近では平成25年の8月に公共交通に関する市民意識調査というのを実施してございます。

以上です。

○9番(和地仁美君) 私、今までこの経緯とか対象者っていうところ、いろいろ教えていただいたんですけど、私、コミュニティバスが赤字、いわゆるその運行費について、市が補助をして、出して運行してもよいと思ってます。というのは、普通の民間のバスが通らないところというのは利益性が薄いということですから、その根拠というのは、先ほど確認させていただいた交通政策基本法にも定められている責務ということだと思いますし、またもしくは黒字になっていっぱい乗るということであれば、民業圧迫ということにもなりかねないのかなと思います。

一方で、市では福祉バスという考えはないので無料にはしないということは、市民の集会などでも耳にしておりますけれども、また昨今、市のほうではさまざまな事業で受益者負担という考え方を非常に進められていて、手数料などが見直されているというような事実もある中、このちょこバス並びにコミュニティタクシー、今後、出るとは思いますが、そういった事業費に対する考え方を一応、1度確認させていただきたいなど。見る人から見れば、もっとお金を投入してもっと本数をふやせとか、もっと路線をふやせという人もいるかもしれませんが、そうじゃない方から見ると、何でこんな赤字の事業ずっとやってるんだというふうになっているのは、この事業に対する認識が、共通認識というものがなくて、自分の置かれているところで皆さんの御意見がぶつかわっちゃってるのかなというふうに思ったので、今回、取り上げさせていただきました。

東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインで、収支率の目標40%以上、運行の見直しをするのは収支率

25%を下回る場合というふうに明記されていると思います。過去の実績や近隣市の目標数字を参考にしたということですが、この数字の設定についての根拠をもう少し詳しく説明してほしいと思います。そこに市の考えるこの事業の意義とか理念というのは、どのようにこの40%以上とか、25%を下回ったらという、ここにはどういうふうに反映されているのか教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインに定めましたコミュニティバスの運行基準についてでございますが、過去の実績から運行開始から数年間の収支率につきましては35%を超えるような状況にございましたことから、目標をそれを上回る40%以上としたものでございます。また、平成21年9月に実施しました運行見直しにより、収支率が25%を下回る状況になり、運行計画の見直しに着手しましたことから、運行改善措置検討に着手する基準を収支率25%を下回る場合としたものでございます。コミュニティバス路線は、公共交通網を形成するものとして、基幹的な地域交通でございまして、市が主体的に運営して、その維持に努める必要があるものと認識してございます。また、その運営に当たりましては、市財政の負担の縮減に努め、将来にわたって事業の継続を図っていきたくと考えておるところでございます。

以上です。

○9番（和地仁美君） 今の御答弁ですと、今まで平均点が35点だったから40点を目指しましょうと。今まで最低をとった点数が25点だから、25点下がったらやばいよねという、その自分の過去の結果から出してるのかなという印象です。

この収支率25%を下回ったら運行改善、措置検討に着手するということでしたが、実際、検討される措置というのは具体的にどんなようなことがあるのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 運行回数に対します具体的な検討事項でございますが、運行時間帯、それから使用車両の大きさ、路線の変更及び廃止などが考えられるところでございます。

以上です。

○9番（和地仁美君） 今までずっとこのガイドラインでもそうですし、御答弁の中でもそうですけれども、全部比率なんですよ、40%、25%。でも、その経費というのは、決めたルートでかかる経費が決まるわけで、もしくはバスの台数で決まったりとか、それを小さくしたり大きくすれば比率で、金額自体は変わってきちゃいますよね。東大和市の一般会計は、およそ大体305億円だと思います。それで、高齢化率、公共交通空白地域の広さであったりとか、先ほどからいろいろ御答弁いただいてるちよこバスの乗客対象者の比率などを考えて、この305億円っていう、この一つのパイをどれだけこの事業に投入していいかっていうような考え方というのは今まで示されていないと思うんですよ。

今回、近隣市、これすごく山奥の都道府県——ところだったりするとまた違うと思いますけれども、先ほどから近隣市の数字も参考にさせて頂いて御答弁にありましたので、近隣市のコミュニティバスを走らせている市の数字を少し調べてみました。東大和市が一般会計に、この事業費、占めるのが0.17%、0.18%ぐらいですかね。それで1人当たり市民の——赤ちゃんからおじいちゃん、おばあちゃんまで全部、要するに全部の市民でこの事業費で割ると、乗っても乗らなくても1人628円ぐらいですね、年間。

一方、隣の武蔵村山市さんは駅がないということで、ここはちょっと特殊なんですけど、一般会計に占めるこの武蔵村山市さんのバスにかかる事業費は0.4%、市民1人当たりが乗っても乗らなくても負担する、頭割りをすれば1,528円ぐらいですかね。あとは清瀬市さんは、一般会計に占める割合は0.061%、市民1人当たりが227円ぐらいですかね。小平市さんが0.048%ですかね。市民1人当たり157円程度ですね。国立市さんも

0.065%、市民1人当たり250円程度。東村山市さんは、ちょっと実際の数字というのは見てませんが、事業費の最高額を決めていて、補助額。最高額というか、こちらは文書でですか、およそ年間5,000万円程度というふうに書かれていた。その数字をもとにしても、一般会計の中で占めるのは0.094、1人当たり333円程度ですかね。

そうすると、東大和市の一般会計は、占める割合が一桁違うんですね。皆さん、0.0幾つなんですけれども、うちは0.17と。平均的に200円台、二、三百円というところで、当市のほうは1人当たり628円というふうに負担をするような事業になっているんですけれども、こういった数字を見ても、どれぐらいこの事業にかかる妥当性が、幾らぐらいが妥当なのかということを検討したことはあるんでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） コミュニティバス事業への取り組みでございますけれども、公共交通空白地域の解消や高齢社会における移動手段の確保といった目的の達成に向けて事業運営に努めているところでございますが、その財政負担の限度の妥当性について議論し、結論を得たということは今までございません。しかしながら、当市のような地域性におけます運行にありましては、収支率が大体30%から40%程度に維持されることが適当ではないかとの考えもございまして、ガイドラインにおきましてはその運行基準として定めたものでございます。

以上です。

○9番（和地仁美君） どうして30%から40%が妥当だというふうにしたのか、全然根拠がわかりません。他市では、補助額の上限を決めて、こういったバスを運行してるところもあります。言い方を変えれば、この決められた額の中で最善を模索するというような工夫の中で、さまざま運行をしているというところがあるんですけれども、先ほどから言ってるこの率、収支率でやっていると、今後、一般会計が爆発的にふえるということとはちょっと想定しづらいと思います。でも、高齢化率は上がっていくというふうにも考えられますし、これからバス路線をふやすのかどうなのかといったところも問題になりますが、この率だけでいくと額はどんどん変わってっちゃうわけですね。そのときに、どうしてこの収支率っていうような方法を、この事業に対して妥当な指標だと考えたのか、もう一度御答弁ください。

○都市計画課長（神山 尚君） 事業の継続性を評価する指標につきましては、御指摘のとおり補助額の上限を定める方法もございまして、ガイドラインにおきましてはコミュニティ交通の運行基準に採用しております。現時点では、それぞれの指標の特徴も使い分けているというような、そういう状況でございます。コミュニティバスにつきましては、公共交通の利便性の向上を目指して、今後も運行改善の検討を継続していく必要があるものと考えてございまして、事業に際しましては柔軟性が必要と考えるものでございます。

また、コミュニティ交通に対しましては、限定された地域に導入されるものでございまして、地域の工夫により地域で育てながら運行する必要があるとの考えから、限度額としたものでございます。今後の事業の定着の状況や市財政における事業採択の方針等を踏まえまして、どのようなマネジメントがふさわしいかは検討していきたいと、こういうふう考えております。

以上です。

○9番（和地仁美君） 今の御答弁の中で、コミュニティ交通に対しては限定された地域に導入されているものでありというお話あったと思いますが、今検討が進められている、特にもっと限定された地域の交通としてコミュニティタクシーがあって、その補助額は上限500万円というふうにしていただいているんですけれども、コミュニティタクシーは収支率じゃなくて、補助額の上限を決めていて、コミュニティバスのほうは率でいってるわけ

ですよね。そのコミュニティタクシーは額を基準としたというのの理由と、あとこの500万円という額を決めたその根拠を教えてください。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） ガイドラインにおきまして500万円という限度を定めたということは、地域の皆さんと検討する際に、どのくらいのものであれば地域に導入できるかといったことを、具体的に考えやすいというふうに考えたものでございます。また、幾らでも市が財政負担、補助を出すという考えよりも、地域の皆さんで運行について工夫をしていただき、皆さんで利用促進策を考えていただき、その500万円を限度とした中で考えていただきたいという考えからでございます。

また、この500万円と定めたものにつきましては、小平市で成功例がございましたので、そこと同じように、地域性は多少異なりますけれども、そのくらいの規模ということであれば、そこを利用しない市民の皆様にも御理解がいただけるのではないかとこの考えも持ちまして、定めたところでございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） もう一度、聞きますけれども、今、小平市の成功事例もあって500万円というふうな、あと考えやすいということの御答弁でしたけれども、一方で小平市の成功例の500万円を採用しているんですけれども、先ほど言ったように他市の一般会計に占める事業費の比率を比べても一桁違いますし、乗る人、乗らない人の理解という、今ちょっとお話も出てきましたが、乗る人、乗らない人、全部の市民がこの事業に対して負担をする額というのを見ても、約倍以上、当市はかかっているわけですよね。そういったことを踏まえても、この上限、事業を行う上ですね、予算の額というものを、もしくは上限額というものを設けてやるというお考えというのはないのか、再度お伺いします。

○都市計画課長（神山 尚君） コミュニティバスの公共負担のあり方についてというお話になるかと思いますが、これは悩ましい問題も含んでおります。例えば極端な例で申しますと、現在のちょこバスの補助金、約5,000万円でございますけれども、公共負担に上限を設けまして仮に4,000万円以内で運営するというような、そういう事業方針とした場合には、方法として大きく分けて2つあると思っております。

1つは、ルートや運賃などサービス水準そのまま、それから収入をふやしたり経費を下げたり、そういった努力をしていく方法が1つです。もう1つは、サービス水準そのものを見直してしまう、下げてしまう方法。下げる方法としては、一部ルートの廃止とか運賃の引き上げとか便数、減便、そういったことになるかと思っております。現在運行している循環ルート、往復ルートにつきましては、それ以前の長大ルート、これを解消して1時間1便の確保、それから駅への乗り入れなど住民の皆様の要望を反映したものでございまして、今の段階、現時点では1つの方法として、1つ目の方法として申しあげました収入をふやすとか経費を下げるとか、そちらの努力を、今取り組んでいるというようなところでございます。

公共負担のあり方についてなんですけれども、今議員さんのほうから予算全体の比率というふうなお話もございましたけれども、幾らまでならいいんだというふうな、その論理的な決め手といったものが、今現状あるわけでもございません。また、補助金の上限を設定しましてルートの廃止、それから運賃の引き上げなど、サービス水準の引き下げということを行うことにつきましては、現在、貴重な移動手段として生活の一部となっている方々の理解を得るような、そういったことも必要になってきます。

しかしながら、交通会議の中でも意見があったんですけれども、やはり収支率は別に何らかの目標設定、金額ベースで、この水準を目指すんだという、そういう姿勢は必要なことではあるかと考えておりますので、御指摘のことにつきましては今後の課題と捉えて研究させていただきたいと考えております。

以上です。

○9番(和地仁美君) 先ほどから最初に出てきた交通政策基本法の地方自治体の役割と責務ということを考えますと、今どうして額はという話をしたかという、特にパーセンテージがいいとか悪いとか、それと額がということじゃなくて、この事業をどういうふうに捉えているのかというのが、その場、その場でちょっとぶれるというか、先ほど言ったように他市に比べて倍ってなってますけど、極端な例で言うと、東大和市はこういった公共交通空白地域に対しては、もう徹底的に潰していくんだという、もしそういう方針、政策を打ち出して3倍かかったっていいんですよ、その方針でやるというのであれば。だけど、そういうこと、あるところでは、こういう言い方をし、こういう言い方をしという、何をもってしてこの額を妥当だというふうに理解すればいいのかというのがないと、利用しない人からは高い、赤字事業だって言われますし、利用する地域のところの人からは、不便で、もっとお金を投入してもらって便利になれば乗るんだよということになるので、この1時間に1本で、この金額にしたということに対して、もう少し人口とか年齢であるとか、その地域の広さであるとか、そういったなるほどねという部分をお示しいただけないのかなというふうに思います。

先ほどから出ているこの地方自治体の責務、役割というこの交通政策基本法の中で、住民その他の者の理解を深め、かつその協力を得るよう努めるということも示されています。もう少し乗っていただければというところもよく行政側から聞かれますけれども、この住民の理解と協力が必要ということの課題に対して、そのために実施していることは何かあるんでしょうか。

例えば東村山市さんのホームページでは、例えば新路線についてはこれだけ乗っていただいて、今月は収支率、こうですというふうに公表してるわけですね。新しい路線は本当にニーズがあったのかというのを市民全員がチェックできるようにしている。そういうような取り組みをしてますけれども、東大和市の場合は、このような協力、理解ということに対してどのような工夫をされてるんでしょうか。

○都市建設部副参事(内藤峰雄君) ちょこバスの利用につきましては、東村山で情報公開しているような、似たような取り組みになりますけれども、市報及びイベント等のお知らせで、ちょこバス利用について今までPRを行ってまいりました。ただ、利用の実態を逐次お知らせするというのも大切であるというふうに考えまして、平成29年の本年の7月からは平成26年以降の月ごとの乗車人数をホームページで公表しております。今後はこのような取り組みを発展させまして、利用を促してまいりたいというふうに考えております。

また、コミュニティ交通の導入に当たりましては、地域の方々が主体となりまして、地域での合意形成を図り、運行計画を作成することが、その後の継続した運行に大切なことと考えております。市では関係機関との調整や有識者の派遣などによりまして、地域と連携して検討の推進を図っているところでございます。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) 協力、理解というところで、協力というところが一番、こういった、いわゆる事業費にインパクトがあると思うんですけれども、協力してと言われても、自分事として、要するに実際のアクションに移せるような形で市民に伝えないと、例えば今、1回乗ってる人が2回乗ってくれたらこうなるんだよとか、いつもタクシー利用しているお友達に、ちょこバスいいよって1人紹介してもらえると、こうなるんだよとか、そういうようなことがわかるようなやり方を、少し考えていただけないかなというふうに思います。

先ほど一般会計に占める割合というのがありましたけれども、例えば今、議会でもいろいろなところで、例えば小学校のトイレの問題とか、実際に予算がないので一遍にやらないでちょっとずつやりますとか、そうやって、やりたいんだけど、予算上の関係で、毎年、順番待ちをしてるというか、そういった事業がある

中で、ちょこバスだけは、その実績でこうだったからこうですよというので、無条件でいつも予算化されるんですよ。ということはどうなのかなって思います。なので、やはり限られた一般会計の中で、これだけの予算を使うということに対して、ちょこバスを利用しない地域に住んでる方もいるわけで、その中でうちの市としてはこういう考えで、こういう形で、ここまでは使うんだというような、何か具体的な方向性が示されるようになると理解も得られるでしょうし、そこまでは仕方がない事業費なんだと、赤字という言い方じゃないんだというような捉え方をしてもらえるとと思うんですが、最後に市長の御所見を伺いたいと思います。

○副市長（小島昇公君） 地域交通についてでございますが、私も過日、建設環境委員会の視察に御一緒させていただきまして、関西地区、幾つか見させていただきました。実際にバスにも乗ってみまして、昼間は本当に視察に行った私たち以外はほとんど乗りおろがないようなバスもございました。そういう中で、その市によってやはり目的も違うし、収支率を目安にするところもありますし、そうでないところ、いろいろありました。ですから、その市によって、みんな同じ基準というのはなかなか難しいのかなと思います。ただ、一番強く感じたのは電車も含めてそうだったんですけど、みんなの交通機関だからみんなで使いましょうというのを電車にもバスにもかなり広くPRしてあったと。そういう意味でいうと、あつて当たり前じゃなくて、みんなのために、みんなの税金でやっているんだよということをやはり御理解をいただく中で、交通空白地域の皆さんの利便性を確保していくという意味で、これからも継続をさしていけたらなというふうに考えております。基準、額がどうしたらいいかということころは、引き続き検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） やはりいろいろなところで、非常に問題意識を持っていらっしゃる方、全く自分とは関係ないというような中で、やはりこれだけの税金が投入されてるんだよということをどういうふうに伝えて、そのために何をしなきゃいけないんだよということを感じてもらえるような、協力の呼びかけを今後もしていただきたいのと、やはりその根拠ですね、この意義をどう考えているのかということころを示していただいたほうが御理解いただけるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次の広報について移らせていただきたいと思います。

広報のことは、今まで何度も取り上げておりますけれども、今はツイッター、フェイスブック、それからメールマガジンといった新しい——メールマガジンはちょっと時間たってますけれども、さまざまありますけれども、その新たに追加したこれら、ツイッター、フェイスブック、メールマガジンの位置づけなどと意義ですね、教えていただければと思います。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） 広報活動の中におけますツイッター、フェイスブック、メールマガジン、こういったものの意義ということでございますが、いずれも公式ホームページと同様、インターネット環境を利用した即時性のある広報媒体でございます。このため、災害情報等、緊急性のある情報でありますとか、あるいは不特定多数の方に御参加いただきたいイベント情報等々、また新たな事業を御紹介するときなどに活用させていただいております。公式ホームページに関しましては、情報をお伝えしたい方に能動的にその情報を見に来ていただくといった必要がある一方で、ツイッター、フェイスブックに関しましては、希望される方に直接市からお伝えたい情報をお届けすることができるということでございますとか、あるいは利用者間での情報の拡散性というものもございまして、より発信力の強い媒体であると認識しまして活用しているところで

す。また、メールマガジンに関しましては、4つの種別で現在配信をさせていただいておりますけれども、月に

1回、定期的に配信をさせていただいております。ツイッター、フェイスブックとの違いが若干あるという点では、メールマガジンに関しましては、こういった定期的な配信をさせていただいてることと、登録時に利用者の方に配信種別を選んでいただく形になってございますので、利用者の方が求める情報をより効果的にお届けできる媒体ということで活用させていただいてるところです。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) 今お答えいただいた以外に、もう一つ、スマートフォン用のアプリというものが、今、ごみの関係と東大和スタイルという形であると思うんですけども、このごみの関係は私のところにも、非常に便利だという市民の方からのお声もいただいているんですけども、ちょっと東大和スタイルについてのうわさは余り耳にしないので、このスマートフォン用のアプリケーションの東大和スタイル、私も拝見しますが、これも、これの位置づけについて教えてください。

○市民部副参事(宮田智雄君) 東大和スタイルの位置づけについてでございます。このアプリケーションは、情報の種類を子育てと観光の情報に特化しまして、健康課と産業振興課の両課が直接所管しております。特に子育てアプリでは、定期健診や予防接種の重要性の高い情報につきましては、アプリケーションのプロフィールに登録された固有の情報により、対象者を限定して情報発信することができる機能も重層しております。東大和スタイルには、アプリケーションの特色を生かしたトーク機能等を盛り込んでおります。利用者と市、そしてあるいは利用者間の双方向でやりとりができますよう、コミュニケーションツール、いわゆるコミュニティ媒体として、その位置づけをとっております。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) 今トークというところがあるのは私も存じておりますが、利用者と市、あるいは利用者間の双方向でやりとりができるコミュニケーションツールという御説明ありましたけれども、実際このコミュニケーションツールとして機能しているのかというふうに思うんですが、効果をどう認識して評価されているのか教えてください。

○市民部副参事(宮田智雄君) コミュニティツールとしての実際についてでございます。ホームの画面の下にトークというアイコンがございます。これはほかのアプリケーションでも搭載されております掲示板の機能と同様で、目的別にコミュニティーとして搭載したものでありまして、公開の範囲はダウンロードをされたユーザー全員となっております。このトーク機能は、アプリ内でございます便利な使い方御紹介しております。ただ、PRが不足しているためなのか、またユーザーのニーズにマッチしていない部分があるためか、そのあたりは十分に分析はできておりませんが、全ての機能が想定どおりに活用に至っているとは言えない状況であります。トーク機能も含めまして、東大和スタイルにはさまざまな機能を搭載しておりますので、公開から約1年半が経過する中では、PRに関する工夫や搭載機能の活用度に関する調査等も行いながら、アプリの内容が充実したものとなるよう検討してまいりたいと、そう考えております。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) ちょっと御答弁で、どうしてなのかと、ちょっと残念なトーンがにじんでましたけれども、この東大和スタイルの実際のダウンロード数と、当初、目標のダウンロード数、もしくは何かしら目標の数値というのを持ってスタートされてると思いますので、その目標とダウンロード数について教えていただければと思います。

○市民部副参事(宮田智雄君) 目標についてでございますが、実はダウンロード数の数値は実際に把握してご

ざいます。目標値につきましては、実は東大和市のまち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、観光情報発信の事業の中で、観光アプリのログイン数、いわゆるアクセス数というところで目標値を定めておりますので、ダウンロード数と若干ちょっと内容が違ってきますが、そんなところで御理解いただければと思います。

まず数字的なところでお話しさせていただきますと、ダウンロード数なんですけど、平成23年3月から配信を開始いたしましたから現在までのダウンロード数になります。使用される端末の種類別によって御報告いたします。端末のOSがiOS、iOSの端末は1,106件、それからアンドロイドOSは753件、合計で1,859件のダウンロード数ということになってございます。

以上でございます。

大変申しわけございません。今、私のほうで訂正がございます。28年と申しましたが、27年3月でございます。大変失礼しました。申しわけございません。

○9番（和地仁美君） 先ほど言った、アクセス数を目標にしてるといってお話ありましたが、その点は目標に対して現在どういう状況でしょうか。

○市民部副参事（宮田智雄君） アクセス数についての目標と関係なんですけど、まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましての目標数なんですけど、31年までの5年間で10万回のログイン数ということで目標を立ててございます。これがアクセス数につきましては、実際のところ1年間の実績が7,320回ということになってございますので、こうした状況から目標値には届いていないという状況でございます。

この原因につきましてなんですけど、東大和スタイルの認知度がまだまだ低いことであると考えられておりますことから、対策としましては今後もイベントでの手渡しによるチラシの配布等、PR活動に力を入れていきたいと、そのように考えてるところでございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 5年間で10万回ということは、平均的にすると1年間、2万回で今の数字、7,320ですか、そうすると約30%少々、目標に対してというような状況になってるといことかなというふうに思います。

アクセス数を、先ほどダウンロード数は目標にしてなくて、アクセス数ということで、イベントなどでチラシでお知らせして、ダウンロードしてもらっても、利用価値がなかったりおもしろくなければアクセスをしないわけで、アクセスをしてもらうことを目標数としているのであれば、やはりコンテンツ、中に入ってる情報が非常にポイントになってくるのかなと思いますけど、子育てと観光というと、例えば役所の中でも多くの部や課が関連していることがあると思うんですけども、例えばホームページに掲載されていたり、ほかの公民館だよりであったり、さまざまな市から発信している情報、掲載されている中で、子育て、観光というカテゴリーに考えたときに、これは東大和スタイルに載っていてもおかしくないんじゃないかなという情報もあるんですけども、それが実際に載っていないというふうなことが非常に多くあります。この点などについては、このアプリの運用についてはどういうふうになっているのか教えてください。

○健康課長（志村明子君） 平成27年度、平成28年3月に配信を開始いたしました以降の子育てアプリ内の情報の掲載につきましては、平成28年度末に子育て支援に関連する制度や施設などの情報、掲載情報の変更の有無について所管課に確認し、情報を変更しております。子育てに関する情報は育児方法から制度や事業など多岐にわたりますことから、現在は母子保健及び子育て支援制度を基本とした子育てに役立つ、正しく有益な情報を掲載いたしております。

以上でございます。

○市民部副参事（宮田智雄君） 観光アプリでの情報の掲載につきましては、これまで所管しております産業振興課の事業に関する情報を東大和スタイルに掲載しており、現在におきましてはホームページの掲載との同期に努めてるところでございます。

また、観光事業の関連性の高い他の部署の事業につきましても、市の観光キャラクターうまべえを活用しながら、徐々にではございますが掲載を始めているところでございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 今の御答弁、産業振興課の御答弁のほうで、ホームページの掲載との同期に努めているという御答弁でしたが、これ努めてるんじゃないかと、仕組みは今ないんですか、同期するような仕組みは。

○市民部副参事（宮田智雄君） 同期といいますのは、アプリ上でアクセスして、そこにリンクするというのではなく、同じタイミングでというようなことで御理解していただければと思います。

以上でございます。（和地仁美議員「その仕組みがあるかどうか」と呼ぶ）

申しわけございません。仕組みなんですけど、システム上は特に仕組みというのはございませんので。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） システム上の仕組みじゃなくて、組織内の仕組みを私、言ってたんですけども、それもないような状況だと思いますので。

東大和スタイルの先ほどトークというところの——要するにコミュニケーションツールであったり、いろんな情報を自由にアップしてもらおうというようなところについて御紹介あったと思いますけれども、例えば子育てのところのトークというのを私、拝見しますと子連れランチというところがあって、市内で子供連れで、こんなところランチ行けますよという情報を載せるというところのようですけども、ここには市内2件しか載ってないんですね。このような情報は、例えば市の職員の方というよりも、子育て世代の方たちが自由に載せてもらったほうが、新鮮で利用者の目線の情報が載ると思うんですけども、例えば子育て世代の方にそういった記者のような登録とか、こちらからお願いというか、登録して積極的に載せてくださいねといったような取り組みを検討したことはないのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 子育て部分に関しましては、ゼロ歳から就学前の保護者の方を主な対象としまして、行政情報のコミュニケーションツールとして東大和スタイルを活用していただくために、利用する方が情報の発信を行うトーク機能を実装いたしました。子育てのトークは、うまべえの知恵袋、オムツはずし、子連れランチの3つのカテゴリーを設けております。現在までのところ、うまべえの知恵袋は3件、オムツはずしは2件、子連れランチは2件の情報掲載となっております。

トークにつきましては、アプリをダウンロードしている方、どなたでも書き込みが可能としており、管理者の承認後、アプリ内で公開される仕組みとなっております。子育ての当事者の方がトーク機能で情報を発信し、ほかの方とつながることによって、子育ての孤立化の改善を図り、楽しく子育てを行っていただきたいという考えから機能を実装させたものであります。しかしながら、書き込みの数の伸び悩みが続いておりますことから、今後、トーク機能についての周知の工夫を図るなど、情報発信の活発化に向けた取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 情報発信の活発化に向けて検討されたいということで、このうまべえの知恵袋3件、オムツはずし2件、子育てランチ2件というこの件数については、担当のほうでも少ないなという認識で、今の

御答弁になったと思うんですけども。

もう一つ、今の御答弁ですとね、市の考える子育てについて、ゼロ歳から就学前の保護者の方を主な対象としてという御答弁あったので、そのお子様のいる子育て世代というところを主な対象にしているのかなというふうに感じるんですが、日本一子育てしやすいまちとして、そういうことだけでいいのかなというふうにちょっと思います。例えば小学生になると学校からいろいろ情報が来ますけれども、観光アプリという点も考えると、外から来る方に東大和市の情報を知ってもらいたいということもあると思いますので、この子育て世代に向けてということになりますと、例えば公民館の先日の子どもマルシェであったりとか、あとはいろいろ市内の神社とかそういうところが観光アプリに載ってますけれども、今の時期、夏からいろいろな神社でお祭りがあります。お祭り、ここの地域はこういうお祭りがあるよというのを子育ての人に発信してあげるのもいいんじゃないかなと思いますし、そういったことを考えると、子育て世代に向けて発信するというこの情報を、ゼロ歳から就学前まで限定しないでやっていくというお考えはないのか、教えてください。

○健康課長（志村明子君） この東大和スタイルの子育て部分のアプリの開発に当たりましては、子供の健康に重要であります予防接種を適切な時期に確実に受けていただくために、第1に予防接種の管理に重点を置きました。また、第2には自治体のアプリとして、市の制度や施設の情報を適切に掲載することに重点を置き開発したものであります。これまでのところ市民団体や社会教育部など、アプリ内の新たな情報掲載につきましては、依頼など調整は行ってございません。今後、アプリの検証を行う中で、情報掲載の必要性についても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） この予防接種とか、そういった点はそうだと思うんですけども、先ほど言ったようなお祭りであるとか公民館であるとか、あと市民団体の方が独自にいろいろ子供向けのイベントをやってますよね。このトークというのは、登録をして自分で書き込んでもらえるということですから、そういったことを企画したりやっている団体の方に、ぜひここに登録して、自分でどんどん情報発信してくださいってようなことをお願いしたり、こういうことができますよという形で御紹介したりということは今までなかったんでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 子育てアプリ、東大和スタイルの周知方法につきましては、特にトーク機能に特化したものではなくて、全体的なアプリのダウンロードや扱い方の方法について、最初の予防接種、2カ月のときにお送りする通知に同封して周知のほうを図っているところでございます。

以上でございます。

○副市長（小島昇公君） 現状のお答えをさしていただいているわけですけど、実績が上がらないというのも事実ですので、いろいろな御提案をいただくのを参考に、皆さんに活用していただかないと意味がないので、いろいろな御提案を前向きに捉えていきたいと思っております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） この東大和スタイルのカテゴリーですよ、子育てと観光というふうにした理由、これがそもそもちょっと難しいんじゃないかなって思う部分もあるんですけども、この子育てと観光のアプリにした理由、それからやってみて今までの課題を考えたときに、このままでやっていくという判断になっているのか、何かちょっと改善したほうがいいのかと感じてらっしゃるのか、その点、教えてください。

○市民部副参事（宮田智雄君） まず、申しわけございません。先ほどの御質問の中で、ダウンロード数についての御質問でございます。こちらの発信数のちょっと日にちを間違えていたので、1点、ちょっと訂正をさせていただきます。正確には、東大和スタイル、発信したのが平成28年3月、27年度になりますが、ちょっと言い違えてしまって申しわけございませんでした。訂正させていただきます。

それで、ただいまの御質問になります。カテゴリーにつきまして、子育てと観光というアプリにした理由についてでございます。東大和スタイルが完成しました経緯につきましては、日本一子育てしやすいまちを目指しました施策の中で、楽しく、安心して子育てをしていただけるように検討しておりました情報発信事業と、東大和市産業振興基本計画に基づきまして検討しておりました観光情報発信事業におきまして、それぞれを所管しております健康課と産業振興課が子育て世帯をターゲットに、相乗効果を図ることを目的に連携いたしまして、国の地方創生先行型の交付金を活用してアプリケーションの制作に取り組んだところでございます。この結果としまして、アプリケーションのカテゴリーにつきましては、子育てと観光に至っております。

また、東大和スタイルが平成28年3月の配信開始から1年半ほどしか経過していない中ですから、引き続きアプリケーションの利便性や実用性などの検証を行いながら、当面は現状のカテゴリーを継続していくことを考えております。

そんなところでございます。

以上でございます。

○福祉部長（田口茂夫君） 特に子育て部分に関しましてで、少し御答弁をさせていただきたいと思っております。

先ほど副市長からもお話がございましたとおり、子育て部分に関しましては、なかなか使用勝手のところ、情報提供の部分でいろいろ問題があるかというふうには思っております。ただ、しかしながら子育てのあらゆる情報ということになると、大変広いということもございまして、現在、市の公式ホームページもありますので、そういった形であらゆる情報をそこで入れていくのかということも、一つの問題点になるかというふうに思っております。先ほど議員のほうからもお話がありましたように、ごみのアプリというふうに、大変小さいというか、コンパクトで、より市民の利便性が高いというアプリのやり方もあるかと思っておりますので、そういったところの一つの一例としまして、先ほどもお話をさせていただいております健康診断や予防接種に、この2点に特化したようなアプリにしていくのかということも含めまして、より利便性の高いようなアプリにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時33分 休憩

午後 3時42分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（和地仁美君） 今ちょっと、この東大和スタイルについて、主にいろいろと確認させていただきましたけれども、遊びごろというところのページもありまして、例えば狭山緑地が載っていたり、いろいろな公園のことが載っていたりするんですけども、場所とか電話番号とかしか載ってなくて、そこに行くとか何があるのかとか、どんな遊びができるのかということも全くないので、それは遊びごろと言われても、それを見て行きたいと思うかなというふう思うんですよ。なので、やはり当初の目的を果たせるような、まず情報を載せ

ていただきたいのと、あとこういったものはやっぱりいつまでも市役所で担っていくというのは、ちょっと難しいかなと。これ市民協働って言い方が適切かはわかりませんが、やはり若いというか、子育て世代の方たちの、やっぱりその方たちの目線であったり、その方たちがいいなって思う情報というものは、やっぱりその世代というか、その立場にある方が一番キャッチしていただいていると思いますので、そういった方の参加を促すような方向で、より、いつもいい情報のあるアプリだなというふうを活用していただくようにしていただくのと、あとやっぱり何でも詰め込むと何にも響かないというか、欲張り過ぎというものどうなのかなと思いますので、そういったところも少し御検討いただければと思います。

続きまして、少しブランド・プロモーションのお話をさせていただきたいと思います。

先ほどの市長答弁のほうでは、ブランド・プロモーションと広報では、その目的と対象者が違うというような内容が、御認識が示されましたけれども、そもそもブランディングとは共通のイメージを持たせるということだと思うんですけれども、市民のロコミというのものも、非常に市の宣伝、プロモーションということには重要な要素だと思うんですけれども、今回のブランド・プロモーションの一環として、市民にも共通のイメージを持っていただくというような取り組みはしないのかどうか教えてください。

○企画財政部副参事（北田和雄君） ブランド・プロモーションの主な目的は、転入人口の増加でございます。しかし、対外的に発信を行うものですから、まず職員や市民の皆さんにイメージの共通認識がなければいけないというふうには考えています。まずは職員が市のことをよく理解し、イメージや魅力を共有すると、それで職員一人一人がシティプロモーションの担い手になってもらうと、いわゆるスタッフプライド、この醸成にまず取り組みたいというふうには考えてます。それとあわせて、市民の皆さんに対しても地域に対する愛着や誇りを持ってもらって住み続けていただくと。また、さっきも申しましたが、市のイメージや魅力を理解してもらい、情報発信者になってもらうという必要もあります。これはいわゆるシビックプライドというふうに言われているものです。現在、行っているデザインの市民投票、これもシビックプライドの一種というふうには考えてます。ただ、具体的な取り組みとなると、今後どういったことができるのか、検討を進めたいというふうには考えてます。

以上です。

○9番（和地仁美君） そうですね。まずは市職員の方、インナーブランディングというところも非常に必要ではないかなというふうに思いますし、もしかしたらそれは人事評価まではいかないと思いますけれども、その職員の研修であったりいろいろな部分、その職員の育成というところでも、今まではそういったことが軸としてなかった中に、もう少し明確に、この職員の教育研修、もしくは評価までいくのかな、わかりませんが、そういったところにも、総務のほうにも関係してくるんじゃないかなというふうに思ったりはします。

今、ブランド・メッセージデザインの市民投票、行われているということ御答弁でもありましたけれども、このブランド・メッセージの「東京 ゆったり日和 東やまと」ですか、その新しくつくったブランド・メッセージであったり、これから決まるロゴというものについて、その広報における位置づけというのは、どういうふうにならっていくんでしょうか。例えば今、市のホームページには、「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」というふうに表示されておりますし、先ほどから出てきている東大和スタイルのアプリは、もううまべえが中心的に使われていたりとかいろいろありますけれども、この新たに使うブランド・メッセージやブランド・メッセージのロゴというものの位置づけ、それから現在のさまざまな広告媒体、もしくは封筒とか、今市のいろいろなアイテムがありますよね、そういったものにどのように反映させていくのか教えて

ください。

○企画財政部副参事（北田和雄君） 市の基本構想で示された、将来都市像の「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」と、今回やっていますブランド・メッセージの「東京 ゆったり日和 東やまと」、この役割の違いということだと思いますが、まず将来都市像、これは基本構想で定めてるもので、対象は全市民に市のまちづくりの目標を要約した表現というふうに考えてます。それに対してブランド・メッセージは、現在の市の魅力を表現し、特に若年世代の転居検討者を対象に、市外に広く発信をして東大和市に引越してきていただくという役割を担ってるというふうに考えています。

広報での位置づけということですが、今後、転居予定者に対して、不動産サイトでPRを行います。そのPRページについては、市報でも見れるように考えております。そういったPRページで積極的に活用していくということが1つあります。また、各種刊行物、あるいはグッズ、その他の市の広報媒体などでも、ロゴマークとして広く活用をしていければというふうに考えてます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） まだA案、B案、C案、どれに決まるかはわかりませんが、その新しくできたブランド・メッセージ、ロゴですか——については、今後、市民団体とか、要するに行政以外のところでもそれは使用できるようになるのか、またその使用に当たっては、ロゴのレギュレーションですね——というのは必要になってくると思うんですけども、ロゴのレギュレーションの作成は行うのか。また、その作成の予定、それができてから市民が使えるようになるのかなと思いますけれども、またそういう際は、それこそCMYKカラーまで詳細に決めた中のレギュレーションで皆さんに使っていただくのかどうか、そういった点が決まっていることがあれば教えてください。

○企画財政部副参事（北田和雄君） ブランド・メッセージですけども、東大和市に愛着や誇りを持っていただくために、広く市民の皆さんに活用していただきたいというふうに考えてます。そのためには、レギュレーションというガイドライン的なものはつくる予定でございます。現在、デザインを委託した事業者に対して、デザインが決まりましたら、そういったガイドラインの作成をお願いする予定でございます。ガイドラインの中身ですけども、デザインのコンセプト、シンボルカラー、これはカラー版と白黒版が出てくると思います。あとロゴデザイン、これもカラー版、白黒版と、あるいは清刷りデータ、カラー色の指定、白黒色の指定というようなことが出てきます。その際のCMYK、Cはシアン、青ですね。Mはマゼンダの赤、Yはイエロー、黄色、Kがブラックの黒と。これらのカラー指定ですが、一応、ガイドラインではカラー指定を行います。ただ、広く市民の皆さんに活用していただくとなると、余りここを制約かけますと、活用の幅が狭まってくるので、今考えてるのは基準とか基本形という位置づけで指定をしたいというふうには考えてます。

以上です。

○9番（和地仁美君） 確かにそうですね。いわゆる家庭用のプリンターであったり、そういうものでカラーで刷られるときに、そこまでそれがずれてると使っちゃいけないよと言うと、使いづらいとは思いますが、市民団体の方でも印刷屋さんなどで印刷を依頼したりするときに、印刷業者さんからその色を聞かれるというときに、何にも情報がないと逆に答えられないという不便さもあると思いますので、ぜひそこら辺は使い勝手のいいような形で、必要な情報でそういったガイドラインですか——を作成していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

このブランド・プロモーションにおいて、さまざまなグッズを作成する予定ということで、情報のほうもい

ただいて、秋口にはA、B、C、どの案が決まって、その後、11月でしたかね、年内ぐらいにこのグッズの作成に入るといふような情報をいただいていたかと思うんですけども、具体的にはどのようなグッズをつくる予定で、それらの効果をどのように検証していくかという検証方法なども決まっていたら教えてください。

○企画財政部副参事（北田和雄君） 現在予定してるグッズですが、1つはのぼり旗、それからチラシ、あと紙のコースターといったものは考えてます。これらの効果測定ですけども、のぼり旗、チラシというのはなかなか効果測定、難しいんですが、通常ですと市民意識調査などで認知度を図っていくということになるかと思えます。あと紙のコースターですが、これは市内外での配布を考えてます。配布に伴う問い合わせなどの反響なども一つの効果を判断できると考えてますが、このコースターの裏面に市のホームページのPRページへのアクセスのQRコードの印刷を一応予定しておりますので、ホームページのPRページへのアクセス数などでも効果測定ができるのではないかとはいふには考えています。

あとブランド・プロモーション全体の検証方法でございますが、プロモーションですからある一定期間やりませんと、これは効果がなかなか出てきません。一定期間、経過した時点で転入時の窓口でのアンケートですとか、そういったもので、今これからやろうとしているプロモーションがどの程度効果を出したのかは検証してみたいというふうには考えてます。

以上です。

○9番（和地仁美君） 紙のコースターは、非常に興味を持っております。特に海外などでは決められた飲料ですね、アルコール類もそうですけど、そこをメインとして出してらっしゃるレストランなどでは、そのブランドのコースターって、余り日本では見かけませんけれども、海外ではよくあるので。ただ、それどこで、どこで、市役所の食堂でコースターが出てきたことないですし、こういった形で活用する、どこかのレストランに使ってもらうのか、ちょっとわかりませんが、どうやって活用するのかなっていうのは非常に興味がありますので、できたときにまた情報提供していただけると思いますので、楽しみにしております。

東大和市、今までこのブランド・メッセージができる前は、さまざまところでうまべえ、うまべえというのはどういう位置づけですかとか、この議会でも質問で取り上げられる方も今まで多くいたと思いますが、グルメキャラクターでしたっけ……。括弧、括弧グルメキャラクターだというふうに今市長がおっしゃってますけども、とにかくうまべえが今までずっと使用されてますね。今回のブランド・プロモーションのロゴなどのすみ分けというのが今後必要だと思うんですけども、それについて決まってるのかな。また、広報として、このうまべえというものと、このブランドロゴというものを、どのようにアイテムを、戦略的、広報戦略としてどういうふうに活用していくのかというようなことが決まっていたら教えていただきたいんですが、基本的には一貫性があったり、見てすぐぱっとイメージを持ってもらうということがブランド・プロモーションだと思いますので、そういった意味で、このうまべえと、今回、スタートしたこのブランド・プロモーションのロゴとキャッチの使い方について、何か戦略があれば教えてください。

○企画財政部長（田代雄己君） 観光キャラクターのうまべえと、今回、ブランド・メッセージ、そのデザイン、ロゴですかね、そういうことに対します戦略についてですけども、どちらも広い意味では東大和市をPRする、広報するための道具、手段というんですかね、そういうふうに考えているところでございます。ただ、その目的がやはり違ってくるのではないかと考えています。例えばうまべえですと観光振興ですので、そういう視点で使われる。そして、ブランド・メッセージやロゴデザインですと、やっぱり市の魅力を発信して、特定の人たちをターゲットに絞って、定住や転入を促進するというような考え方になると思います。ただ、なかなか

かそれを明確に区別するのは難しいと思いますので、一つのものに対して複数の取り扱いをする、活用するというのもあると思います。戦略という形で、じゃ明確にそういう基準があるかということですけども、今の段階では持ち合わせておりませんので、やはり今後、それを適切、情報としてきちんと発信するために、基準など検討する必要があるというふうに認識しております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 済みません、先ほど「括弧」じゃなくて「観光」でしたね。済みません。観光キャラクターのうまべえということで、今ちょっと戦略、先日あれでしたっけ、ブランド・プロモーション、指針でしたっけ、それ私も非常にいい内容だなと思って拝見させていただきましたが、そこは要するに大きな取り組みの枠組みというか、理念的な部分であったりとか、背景であったりとかということが書かれてたかと思うんですけども、今具体的な広報に対する戦略はまだないというお話でしたが、ちょっと先ほどのアプリの話にも戻るんですけども、何かをやるって決めたときに使ってもらえるシチュエーションとか対象とか、どうしたらそうなるのかというのは決められないのかなって、要するに全部想定しても、全て想定どおりにはならないですし、想定が外れることもあると思います。だけれども、始めたときにそこを考えるのもセットじゃないかなって私は思うんですよ。なので、このブランド・プロモーションをやって、ロゴがもう今、A、B、Cで投票してますよね。今までにあるうまべえがいるということもわかり切ってることで、それでこれから、あと先ほど言った将来の市民が理解する都市像というようなメッセージもあったりする中で、それをどうやって戦略的に使い分けることがより効果が発揮されるのかとか、どうやったら統一的なイメージをより持ってもらえるのか、もしくは広まっていくのかとか、そういった戦略はそのアイテムをつくるのと同じに行うべきだというふうに思うんですよね。そうじゃないと、アプリはできたけれども、残念な感じですよという御答弁をされるよりも、アプリをつくるときに、こういう場面で、こういう人に使ってもらうために、こういう仕組みをやってます。こういうプロモーションしてます。だけどそれが外れちゃったので、こういうふうにマイナーチェンジしてます。全く路線を変えてますという話ならわかるんですけど、できた後に慌てるみたいな、ちょっとそれはもったいなさ過ぎるなど。

今回は市民投票で選ぶんですよ。ということは投票してくれた市民の方は、これからどうやって使われていくんだろうなって注目してるはずですよ。それが何かよくわからない使い方をされて、あれこういうときにこれ使うんだ、あれあれってなったときに、せっかくそこに興味を持ってくださった市民ががっかりする。がっかりしたことは市外にも伝わりますから。そうすると、転入を促進する、定住を促進するということと——のためにやったものは真逆の結果になってしまうというようなこともあり得ますので、その物ありきじゃなくて、物と一緒に戦略も今後セットでやっていっていただく必要があると思います。

あとブランド・プロモーションまで始めたわけですので、広報も今まで何回も取り上げてる中で、いろんなところの情報を集めて、そこを統括して戦略的に発信をしていく広報を専門にやるところが必要じゃないかということは、過去にも提案させていただきました。今は事務方みたいな感じですよ、今の広報課というところは、ですので、そういった全体の取り組みがうまくいくような、そういった組織というか、専門部署をつくるというようなことも、今後検討いただきたいと思いますが、それについて何か検討されていることがあればお願いいたします。

○企画財政部長（田代雄己君） 広報、広い意味の広報の方法、手段ということだと思います。確かに私どもブランド・メッセージをつくって、それで活用していくというのは、定住人口をふやすということで明確な目的

を持ってやってるところでございます。そういう意味では、職員、先ほどのスタッフプライドのお話さしていただきましたけれども、共通認識を持って取り組むということが、とても大事なことだというふうに認識しております。

それとあわせて、先ほどの広報の方法がさまざまできております。特にこれまで市報をベースにしてきたものが、電子媒体ということでホームページやSNSという発信手段も出てきてます。それを職員がどうやって使い分けるかということも、今は担当課に任したり、あるいは相談あればそれを説明するというような状況になっております。そういうことを考えてきましたら、こういう粗い、最近のそういう情報の発信の方法が複数ありますので、そういうところの使い分けなどちゃんと明確にしていく。明確になるかどうかわかりませんが、大きな方針というのはつくっていく必要があるかなというふうに思っているところです。そういう意味では、この広報、担当部署の私どもの所管というのは、大きな役割を果たすのかなというふうに思っております。

また、一方で先ほど専門の組織を考えてるかということですが、現時点ではそこまで考えておりませんが、まず課題は洗い出しをしまして、そこでその上でどういう対策がとれるかということを考えて、もし組織上、あるいは専門の職員というんですかね、そういうことが必要であれば、その辺も含めて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) ぜひ、いい取り組みをされてると思うので、最大限の効果が出るような仕組みであったり組織、戦略を立てていただければと思います。

あと先ほど私、「子連れランチ」を「子育てランチ」というふうに述べていたというふうに先ほど指摘されたので、そこは訂正させていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(押本 修君) 以上で、和地仁美議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 木戸岡 秀彦 君

○議長(押本 修君) 次に、20番、木戸岡秀彦議員を指名いたします。

[20番 木戸岡秀彦君 登壇]

○20番(木戸岡秀彦君) 議席番号20番、公明党の木戸岡秀彦です。通告に従い、平成29年第3回定例会での一般質問をさせていただきます。

今回は5項目について質問をさせていただきます。

第1点目は、空き家の有効活用についてであります。

空き家対策に関しては、昨年、第3回定例会で質問をしておりますが、2013年の総務省の調査によると全国の空き家数は約820万戸、空き家率は13.5%で上昇が続いています。2033年には空き家数が2,147万戸、空き家率は30.2%と約3軒に1軒が空き家になるという民間予測も出ております。東京都においても82万戸、多摩地区においても2013年時点の空き家数は約22万戸、空き家率は10.8%、これも2033年には空き家率は28.8%と全国とほぼ同様に約3軒に1軒が空き家になるという推測となります。空き家の増加は地域の治安悪化、景観悪化、不動産価値の下落などリスクを高めます。その中でも、転勤や施設入居、相続により発生する空き家において所有者の管理がなされていない放置空き家になる可能性が高いと言われております。今後、高齢化が急速に

進む中、多摩地区でも空き家が増加する見込みです。早急に空き家問題に取り組むことが必要であると考えます。

ここで、伺います。

1、空き家の有効活用について。

①空き家の適切な管理及び利活用推進のため、戸数及び建物の現況など、実態を把握すべきと考えるが、市はどのように認識しているのか。

②空き家の有効活用とともに、定住者対策や地域活性化の観点から、空き家バンクを設置すべきと考えますが、市の認識を伺う。

③他市の取り組みについて、どのようなものがあるか。

④市として、今後の取り組みはどのようにしていこうと考えているのか。

第2点目は、市で管理している未利用地の活用についてであります。

市民のニーズの多様化、税収の落ち込みなど、地方自治体を取り巻く社会環境、財政状況は厳しくなっております。このような状況の中で、財政健全化のための資産の有効活用や売却の動きが見られます。当市においても、未利用地の有効活用の推進をすべきと考えます。

ここで、伺います。

①現在の未利用地の状況について詳細を伺う。

②未利用地を活用し、定住者促進のための住居の提供はできないか。

③今後の課題と計画について市の見解を伺う。

第3点目は、廃棄物の不法投棄及び市内のごみ屋敷についてであります。

ごみの不法投棄は、年々増加し社会問題化しています。住民への被害があり、環境にも影響を与えます。空き缶などのポイ捨て、山林へのごみ捨て等さまざまなものがあります。当市でも例外ではありません。不法投棄を撲滅するためには、さらなる対策の強化と住民一人一人の自覚と協力が必要であります。

ここで、伺います。

①地域住民の生活へ悪影響を及ぼすような被害及び環境に悪影響を与える事例はあるのか。その現状と対策について伺う。

②他市の取り組みについて、どのようなものがあるのか。

③ごみ屋敷の現状と対策について伺う。

第4点目は、学校給食センターについてであります。

本年4月より新学校給食センターが稼働し、約5カ月が経過をしました。先日、改めて会派で視察をさせていただきました。当市は、子供の食の安全、安心安全のため食育の推進、アレルギーの対応、個々食器の導入などさまざまな取り組みがなされています。今後も「日本一子育てしやすいまちづくり」に向け、さらなる食の安全、安心の取り組みをお願いいたします。

ここで、伺います。

①本年4月から稼働した新学校給食センターの運営に関し、現時点での状況と課題について伺う。

②委託先業者による運営は適切に行われているかどうか、その現状と取り組みの詳細について伺う。

③長期休暇中の取り組みについて、現在どのようなことを行っているのか。その詳細と、今後のあり方について市の見解を伺う。

④試食会及び見学会について、これまで実施された詳細と今後のあり方について伺う。

⑤その他、学校給食センターの業務内容及び運営について、今後どのように取り組もうとしているのか。

最後に、第5点目はAEDの活用と増設についてであります。

AEDについては、今まで2回質問し、設置の重要性について訴えております。消防白書によると、2015年に病院外でAEDが実際に使われたのは約1,100件で、600人ほどの救命につながっております。心臓突然死の例は多くなっており、年間5万人、1日150人が心臓が原因で突然死していると言われております。心停止は日中だけで起こるわけではありません。24時間365日、いつでも使用できるまちづくりが必要です。AEDが設置されていても利用制限があれば緊急時対応はできません。誰もが使用しやすいようにすることが必要でないかと考えます。

ここで、お伺いをいたします。

①緊急時の対応のため、小中学校の野外に設置はできないか。

②24時間利用できるコンビニ設置を推進していくべきと考えるが、現在の取り組みの状況について伺う。

③今後の設置計画について、その詳細について伺う。

今回の再質問でありますけれども、1の空き家の有効活用、また2の未利用地の活用については後半の4番、5番目に再質問を変更させていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

以上、壇上での質問は以上とし、再質問に関しては御答弁を踏まえ自席にて行わせていただきます。よろしくお伺いいたします。

[20番 木戸岡秀彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、空き家の適切な管理及び利活用推進のための実態把握についてであります。今後の具体的な対応策を進める上でも空き家の実態を把握することは必要であると認識しております。しかし、実態把握にかかる調査費用など多額な予算が必要となりますことから、現在、低コストでの業務遂行について研究を進めているところであります。

次に、空き家バンク設置に対する市の認識についてであります。空き家バンクとは空き家の賃貸売買を希望する所有者の方に御登録をいただいた情報を、空き家への入居を希望される方に提供する仕組みで、地域の資源として空き家を有効に活用するための手法の一つであります。設置につきましては、住宅施策全体の構想の中で、その必要性について判断してまいりたいと考えております。

次に、他市の取り組みについてであります。近隣他市におきましては、空き家、空き地等を利活用するために不動産関連団体等と連携した協議会等を設置したり、空き家バンクを設置している取り組みがあると伺っております。

次に、今後の取り組みについてであります。空き家の有効活用は住宅施策の一環でありますことから、住宅施策全体の中で考えていくものであると認識しております。今後はそのような視点に立って調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、市で管理している未利用地の状況についてであります。未利用地で将来的に公用、または公共用としての利用の見込みのない土地につきましては、土地の有効活用の観点から売却処分に努めております。現在の主な未利用地といたしましては、みのり福祉園跡地、第一給食センター及び第二給食センター跡地がありま

す。失礼しました。第一学校給食センター及び第二学校給食センター跡地があります。

次に、未利用地を活用した定住者促進のための住居の提供についてであります。市の活力を維持するためには、定住人口の増加が有効な手段であると考えております。みのり福祉園跡地の利用につきましては、子育て支援を行う施設に活用することについて、引き続き検討を行っております。また、第一学校給食センター、第二学校給食センター跡地につきましては、売却を含め利活用について検討を始めたところであり、

次に、未利用地の活用についての今後の課題と計画についてであります。市が保有しております未利用地につきましては、限られた財産として有効に利活用することが求められていると認識しております。その利活用につきましては、庁内で検討しておりますので、その報告を踏まえ考えてまいります。

次に、廃棄物の不法投棄が与える被害や影響の現状と対策についてであります。廃棄物の不法投棄は人目につかない場所や夜間、深夜に多く発生することや、汚れた場所の放置によっても不法投棄を呼び込むことが想定されます。市では委託により定期的な市内の巡回を実施し、生活環境に影響が及ぶ前に撤去するなどの対策に努めております。廃棄物の不法投棄につきましては、排出者の特定ができず対応が難しい場合が多いことから、地域住民の皆様のご協力をいただきながら引き続き対応に努めてまいります。

次に、他市の取り組みについてであります。近隣自治体の不法投棄への取り組みにつきましては、当市と同様に大変苦慮しており、その対策につきましては注意喚起を促す看板を設置するなど、当市と同様な対応になっているものと認識しております。

次に、市内のいわゆるごみ屋敷の現状と対策についてであります。第三者がごみと認知するものが野積み状態で放置され、衛生面や防犯面の観点から近隣住民より苦情等が寄せられている、いわゆるごみ屋敷が存在することは認識しているところでございます。対策につきましては、一般に私有地内にある所有物を行政が強制的に排除することは現状においては困難であります。また、ごみ屋敷はさまざまな問題が内在している場合が多く、解決には福祉、医療、介護なども含めた多方面からの支援が重要とも言われておりますことから、他自治体の対応策などについて広く情報を収集してまいりたいと考えております。

次に、学校給食センターの運営についてであります。学校、食材納入業者、調理配膳業務委託事業者及び配送業務委託事業者と協力し、大きな課題はなく順調であると認識しております。調理配膳業務委託事業者は市と十分な連携を行い、適切な運営をしているものと認識しております。長期休業期間中の取り組みにつきましては、施設整備や調理機器の分解清掃、点検を実施しております。今後も安全で安心な給食の提供が行える環境の確保に努めてまいります。試食会及び見学会につきましては、調理配膳業務委託事業者と協力して、保護者の皆様を対象に実施しております。今後の取り組みにつきましては、学校給食センターを活用した試食会や見学会、より一層の食育の推進など新たな事業展開を進めてまいりたいと考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、AEDの活用と増設についてであります。現在、市では市立小中学校全校にAEDを設置しております。万一、休日、夜間の施設利用中にAEDを必要とするような事態が発生した場合には、誰でもAEDを利用できるよう必ず目にする場所にAEDの設置場所等を示す看板を複数設置しておりますので、現時点で野外へ増設することは考えておりません。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、コンビニエンスストアにおけますAED設置の取り組み状況についてであります。直近では市と地域活性化包括連携協定を締結しておりますイトーヨーカドー及びセブンイレブン・ジャパンに対して設置要請に向けた事前説明を行うなど、取り組みを推進しているところであります。

次に、今後の設置計画についてであります。現在のところ市がコンビニエンスストアにAEDを設置していく計画はありません。AEDの設置が考慮されるべき施設として、事業所として設置していただけるよう、今後も引き続き協力を要請してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、学校給食センターの運営についてであります。本年4月から稼働を伴い、個々食器の導入、アレルギー対応など、学校、食材納入事業者、調理配膳業務委託事業者及び配送業務委託事業者と協力し、大きな課題はなく順調に進んでおります。課題につきましては、学校給食基本計画にあります安全で安心な学校給食の提供、魅力的な学校給食の提供、生きる力を身につけるための食育の推進、学校給食の安定的な提供の確実な実施とさらなる向上であると考えております。

次に、調理配膳業務委託事業者につきましては、市と定期的な打ち合わせのほか、随時連絡調整、よりよい給食提供のための意見交換などを行っており、適切な運営を行っていることを認識しております。

次に、長期休業期間中の取り組みについてであります。学校の長期休業期間中は調理配膳業務委託事業者の人員が大幅に減っております。竣工後、1年を迎えるに当たり、建物や調理機器などの点検を実施するとともに、調理場内の清掃等を行いました。また、新しい調理機器を活用した調理テストも実施しております。今後も調理室、調理機器の点検、整備、洗浄等の時間を十分確保し、安全で安心な給食の提供が行える環境を整えてまいります。

次に、試食会及び見学会についてであります。学校給食センターで学校給食センター運営委員会を開催したほか、市内小学校のPTAから申し込みをいただき、学校給食センターで試食会や見学会を実施しております。また、近隣や他県の自治体からの視察も受け入れております。2学期以降につきましても、近隣にお住まいの方を対象とした見学、試食会を現時点で複数回予定しております。今後も給食調理配膳業務委託事業者と協力して、児童・生徒の見学など積極的に対応してまいります。

次に、給食センターの業務内容と運営の今後の取り組みについてであります。新しい調理機器の導入に伴い、各調理機器の機能や能力が向上しております。調理機器を活用し、調理配膳業務委託事業者からの情報提供などをもとに、新しい調理方法なども取り入れ、今後もよりおいしく栄養バランスのとれた献立の検討、提供に努めてまいります。また、平成29年度からは地場野菜の生産者の方の調整会議に出席し、適宜情報交換を行っております。学校給食につきましては、学校食材納入事業者、調理配膳業務委託事業者、配送業務委託事業者、近隣住民の皆様など多くの方々の協力のもと実施しております。今後も情報提供に努めるとともに、給食センターを活用した試食会や見学会、より一層の食育の推進など、給食センターのさらなる活用を推進してまいります。

次に、緊急時の対応のためにAEDを小中学校の野外に設置することについてであります。AEDを必要とするような事態が発生した場合には、いつでも、誰でも使えるよう、現在は用務員室や玄関付近に設置しております。また、AEDの設置場所を示す看板を学校に来た人が必ず目にする場所や夜間でも見えやすい場所など、複数箇所に掲示しております。さらに、休日や夜間に校庭や体育館を利用する団体につきましては、世話人会等でAEDの設置場所や使用方法などについて周知徹底を図っております。このようなことから、AEDを野外へ増設することにつきましては、現時点では検討をしておりません。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 御答弁、ありがとうございました。

では、引き続きまして随時、再質問をさせていただきます。

先ほど申したように、今回3番の廃棄物不法投棄及びごみ屋敷について再質問をさせていただきます。

①番として、地域住民の生活に悪影響を及ぼすような被害、環境への悪影響の事例と対策についてでありますけれども、これ不法投棄に関しては市民の方から私もよく相談を受けます。植木のところにごみが、片づけても片づけても不法投棄をされて困っているとか、あと路地にごみがあるけれども、何か処理をしようと思っても心配できないとか、その都度、ごみ対策課にお願いをして処理をしておりますけれども、頻繁に私も受けるものですから、そういった意味ではごみ対策に対して、やっぱり強力な対策が必要ではないかということで、今回は質問をさせていただきます。

現在、市の不法投棄の現状と、先ほど取り組みにありましたけれども、再度、取り組みについてお伺いをいたします。

○ごみ対策課長(中山 仁君) 市内の不法投棄であります、今のところ残念ながら複数件、今議員がおっしゃったとおりにあるというのが現状でございます。ただ、しかしながら市内の不法投棄に関しましては、ここ数年で市内の有料化、ごみの有料化等もありまして、その影響もあって市民の方々の御協力も得ながら、若干ではあります、感覚的な話になりますが、少なくなっているというのは現状ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 現状の取り組みについて、お願いいたします。

○ごみ対策課長(中山 仁君) 現状の取り組みに関しましては、こちらのほう、まず不法投棄の現場への看板の設置、また市内の不法投棄現場のまず見回りの委託、そういったことをまず実施させていただいております。不法投棄されることがわかるような目印を張るなどして、これが不法投棄のものであるというような形のを委託した中で張っていくというような対応をさせていただいているのが現状でございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) この不法投棄に関しての市民からの相談とか、問い合わせの状況がわかりましたらお聞かせください。

○ごみ対策課長(中山 仁君) こちらにつきましては、済みません、統計という形ではまずとってはおりませんが、年間数件のこちらのほうに御相談ということはまずございます。また、その中で市民の方、やはりお困りだという形がありますので、現地の確認や、またその電話をいただいたような方に関しましては、現場に赴いて確認をしていくと、そのような形はとっているところでございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 先ほど委託業者による巡回ということでお話しされましたけれども、これ具体的にはどのような形で巡回をされてるのでしょうか。

○ごみ対策課長(中山 仁君) こちらのほう、巡回につきましては、市内数カ所、数カ所といたしますか、地区ごとにまず分割をしまして、まず1週間単位と10日単位というような形で見回りのほうを行っております。こちらのほう、不法投棄だけではなくて、古紙の持ち去りとか、そういったものも含めた形で現場のほう、確認をするというような形をとっております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) また、不法投棄の傾向性はあるのでしょうか。場所とかごみの内容だとか、そういったことについてわかればお聞かせください。

○ごみ対策課長(中山 仁君) まず傾向につきましては、一般の通常のごみというのもまずございます。こちら以外にも、物としましてはテレビ、2段ベッド、あと座椅子、そういったものもまずあります。数は少ないんですが、数件そういったものも出てまいります。傾向としましては、今ここであるんですが、道のところ、市道のところに一般の通常捨てられるようなごみが山になってたということがやはりあります。それが点在しているとか、山になってるとか、そういった形でなっているというのが今の現状でございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) この現状の対策によって効果が上がっている例があれば教えてください。

○ごみ対策課長(中山 仁君) まず、もともとその不法投棄が行われていたような場所ですが、衛生面やそのほかの環境に影響が出るという形で考えまして、1度全てその不法投棄物というのを全部撤去いたしました。注意喚起を促すような看板、そちらのほうを設置したところ、それ以後、不法投棄がなくなったというところがまずございます。場所としましては、上仲原公園の南側のほうにそのような形がございます。ごみのごみを呼ぶという形になりますので、清掃したことで地域住民の方々目が及ぶというようなことがあった中で、不法投棄ができなくなったというふうに考えております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。

続きまして、他市の取り組みについてですけれども、先ほど他市の取り組みに関して同様なことを行っていますということで答弁をいただきましたけれども、環境省が平成29年、今年度ですね、不法投棄監視ウイーク、大体5月から6月に関して取り組みをして、各自治体、さまざまな取り組みを行っております。これは東大和市も当然入ってるわけですが、この東大和市の取り組みについて、ちょっと東大和市は通年、市内ということで、市内全域の不法投棄監視パトロール、不法投棄物の回収及び不法投棄禁止看板の設置を行うということで先ほど答弁をいただきましたけれども、ここで幾つか紹介をさせていただきたいと思うんですけれども、今回の取り組みで、稲城市なんですけれども、稲城市は市民を巻き込んで1万人参加の市内一斉清掃活動を実施したと。業務上使用するタクシーとか配送業者にストップ不法投棄のステッカーを張り、見回り活動を実施しているということです。あと板橋区に関しては、町会、自治体、企業、学校、老人クラブ、個人などに呼びかけ、期間中、区内全域を対象に清掃活動を実施したと。東村山では、1町1名、選出された市民53名で構成されている東村山市廃棄物減量等推進員による見回りにおいて、ルール違反のステッカーとかを添付したり、市への通報を行っております。このような活動というのは、不審者の抑止力にも一応なると思います。

当市では、このような市民を巻き込んだり、見守りとか清掃活動の取り組みについてはどのような形で行っているのか、いないのか。

○ごみ対策課長(中山 仁君) まず、ごみ対策課のほうでは、こちら廃棄物減量等推進員というのを委嘱させていただいております。まず、この方たちが市内の見守りや清掃、自主的、積極的に行っていただいております。中には不法投棄の関係を発見していただきまして、こちら、当市、ごみ対策課のほうに御連絡をいただくというような場合もございます。市民を巻き込むという形が今ございましたが、東大和市ごみ対策課のほうにありましては不法投棄に関する、当市はこの期間、こちらのほう5月30日から6月5日のほう、ウイークになりますが、環境市民の集いの中でフードドライブということでごみの減量施策、こちらのほうをやらせていた

だいております。あれもこれもという形ではなく、あれかこれかという形で、こちらのほう、まずごみ減量という形のほうを今回は選択させていただいて、対応させていただいてるというような状況でございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。

このごみの不法投棄の相談に対して、市の対策により即効果があらわれた。先ほどごみをきれいに清掃して、ごみの不法投棄がなくなったというお話がありましたけれども、この効果が出た例と変わらない例をちょっと紹介をさせていただきたいんですけども、これは効果のあらわれた例として、上北台団地の西側のこひつじ保育園前の市道があるんですけども、これ雑草とか樹木の伐採の跡地に常時ごみが置かれておりました。これは地域の方が今までずっと気にして、その都度、やはり不審なので、やはり清掃活動を行っていたんですけども、それでもごみが減らないということで、実際、ごみ対策課と対応していただきまして、樹木の根元から伐採をして、雑草を一層したということで見違えるようにきれいになりました。きれいになったところ、今現在はごみ1つ落ちてないという現状がありました。ごみをやっぱり捨てにくい環境にしていこうということが、大事じゃないかなということを感じました。

あと、そのまた逆に看板設置などで注意喚起をしてるんですけども、一向に不法投棄がおさまらない箇所があります。これは芋窪1丁目、多摩湖周辺の民家に隣接した道路ですけども、お住まいの方が常に困っていて、ごみ対策課に看板をいただいて、看板の設置を、幾つも看板をされてるんですけども、一向に、先日も見に行きましたら、もう以前のごみが埋まってしまってるというそういう状況がありました。

あと旧カシオ計算機の前に駐輪場がございます。そこには毎回不法投棄がされていて、不法投棄、その看板を2つさしていただいたんですけども、その週だけはなかったです。翌週から、また常時そういう看板が、ごみが置かれるということで、シルバーの方が毎回いるんですけども、そのシルバーの方が片づけているという状況があります。

最近をよく見かけるんですけども、防犯カメラ作動中のイラスト、イラスト看板が設置してあるところがあるんですけども、この効果についてお聞きしたいんですけども。

○ごみ対策課長(中山 仁君) 今の不法投棄の看板の関係で、防犯カメラ作動中ということで、最近、それについては多くつけるような形になっていまして、効果的には、あの看板はすごく、黄色く、看板ですごく目立つということで、あれがあることで不法投棄、しなくなったというような話も、申しわけありません、これについては耳にしております。何件という話は、ちょっとごめんなさい、今統計という形についてはお聞きませんが、あの看板はすごく目立つ形でありますので、効果があったというふうに考えております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 看板をつければいいというものではないんですけども、余りですね。やはりなかなかそういった不法投棄が、その前のところに関しては、そういったところに、そういった看板を設置をしていただきたいなと思います。さらに強化をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続いて、市内のごみ屋敷の現状と対策についてですけども、市内で把握されている通称となりますが、ごみ屋敷になるものは幾つ存在するのでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) ごみ屋敷の件数ということでございますけども、市内を散策というか、パトロールしてる中で、ごみ屋敷らしきところは何件か散見をされますが、いずれも大体敷地内にそういったものがお

さまってるということで、そういういわゆるごみ屋敷というふうに認定はできないということで、今現在把握してるのは1件でございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) わかりました。その1件、きっと私が昨年にも、豪雨災害のときに質問させていただきましたが、やはり近隣の方、またこのごみ屋敷に関しては、もう1年、2年じゃなくて5年、10年、もう20年と、長い間、皆様から苦情をいただいて、私もその苦情に対して引き継いで提案をさせていただいてるんですけども、なかなかごみが減らない。市としては片づけたいけれども、本人としてはごみではないと当然思ってるんでしょうけれども、これに対してその後、何かこのごみ屋敷について進捗はありましたでしょうか。

○環境課長(関田孝志君) 議員が思われてるだろうというところの想定の中でお話ししますと、山の中にあるやつかなというふうに思われるんですけど、そちらのほうについては職員、また雑木林の会の方、そこに住んでられる方にお会いするたびに、お片づけ、お願いできないだろうかというお話は勧めております。若干片づいてきたかなという感覚ではございますが、それがゼロになるというのはほど遠い話なのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) そのとおり、お山の中です。多少減ってるのかなと思うんです。やはり最近、豪雨災害といっても、極端な強い豪雨がありますので、それが昨年はそこは砂利が流されたということですけども、ごみが流れてくるんじゃないかという近隣の方からも心配の声が上がっておりますので、粘り強く進捗するように、これは要望としてよろしく対応していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2番、学校給食センターについて質問をさせていただきます。再質問ですね。

先ほど市長答弁では、特に大きな課題はなく、順調ということでありましたけれども、先日、議員にも情報提供されました。一部の給食食器が洗浄されていなかったということがありましたけれども、改めて経緯をお聞かせいただきたいと思います。

○給食課長(斎藤謙二郎君) 1学期中にございました食器が洗浄されないまま学校に届いたというお話でございますが、経過といたしましては、給食後に戻ってきましたコンテナから、食器一かごについておろし忘れまして、そのままコンテナと一緒に洗浄されたものでございます。その結果、食器が正しく洗浄されませんでした。これにつきましては、事業者とも調整をし、確認のタイミングを3カ所、各1回、合計3回ふやすとともに、再度確認作業の再徹底を図る。そういった対策をとってございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) このようなことは、今まで他校ではあったのでしょうか。

○給食課長(斎藤謙二郎君) 過去の例といたしましては、これ以前としてはかごを丸々ということ、一クラス分、丸々ということ、それまではなかったと認識しております。ただ、やっぱり落ちが不十分ということで1枚、2枚、そういったものの汚れが若干残ったということはあったと認識しております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。

最近、食中毒とかO-157の被害というのが、こしは昨年よりも多いという報道がされておりますけども、より一層の注意を払っていただきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

この給食に対し、4月から委託調理ということになりましたけれども、職員とか児童・生徒の反応はいかがでしょうか。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 学校の4月以降の給食センター稼働いたしまして、学校の職員、児童・生徒の反応につきましては、声といたしましては、おいしくなった、いろいろ聞いております。7月にアンケートを実施させていただきまして、対象としましては全児童・生徒及び教職員を対象として行っております。結果の分析につきましては、現在してる作業中でございますが、おおむねおいしいという回答をいただいております。ただ、おいしい、おいしくないといった味覚につきましては、個人の好みもありますので、今後、創意工夫を重ねて努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） おいしいということで、大方そういう、よかったですと思いますけれども。

あともう一つ、4月から稼働した給食センターですけども、これに対して意見とか要望とか問い合わせ等は、市民からありますでしょうか。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 新しい学校給食センター、意見、要望、先日、7月に学校の給食担当の先生、その他、教職員の方と意見交換の場を設けました。その中では、やはり個々食器になりましたことによって、学校での配膳等、やはり時間がかかる、食器数がふえたので当然のことではあるんですけども、そういったところ意見をいただいておりますので、今後、努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○学校教育部長（阿部晴彦君） それに加えて、保護者の方とおっしゃられる方からお電話をいただき、先ほどかごからおろし忘れた結果、洗浄が十分じゃなかった件についてということでお話ございました。また、生徒と名乗るお子さんから、カレー味が何か続くような感じがするという、そういう実際に食してみないとわからない御意見、あるいは提案、そういうものもいただいと認識しております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 今カレー味ということでありましたけど、聞くところによるとカレーのときは残食が少ないということ聞いておりますけど、残食の状況はどうでしょうか。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 残菜率と通常申しておりますが、昨年度、今年度、はかり方とか計算方法に多少の違いはございますけども、例えば昨年4月、約11.7%、ことしの4月は約10.9%、例えば5月、昨年5月が14.0%、ことしの5月は11.5%となっております、それぞれ0.8ポイント、2.5ポイント減という形になってございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 実は私、小学生と触れ合う機会がかなり多いもんですから、そういった部分で小学生とよく話をするんですけども、「給食どう」って聞くと、どう答えたと思います。ほとんどの子供が「おいしい」と言っておりました。ほっとしました。

あと以前、前回の議会でも試食をさせていただきましたけども、議員がですね。私がちよっと大食漢なのかわかりませんが、量的なことなんですけれども、食べ盛りの小学校の高学年とか、やっぱり中学校の生徒は量が不十分じゃないかなとは思ってますけども、量に関してはいかがなんでしょうか。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 学校給食の中学生量等でございますが、国のほうで定めている学校給食設置基準に基づきまして栄養士のほうで献立作成をしておりますので、基本的には問題ないと認識しております。ただ、

量につきましては、市内の中学校におきましても、現在も足りないという意見の学校と、多いという意見の学校とありますので、栄養バランス等を含めまして、そういったものを確保しながら今後も検討する必要があるかと考えてございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 私はあの量を見ると、小学生でも多いとは余り感じはしないんですけども、やはり多いというのはどういうことでしょうか。わかりますか。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 多いというところなんですけど、特に4月以降、個々食器になりました。従前はランチ皿という形でしたので、例えばパスタ、スパゲッティですね。それを乗せるときに、足りないからそのかわりに蒸しパンをつけるといったことをしたりしてたんですけども、それが個々食器になりましたので、お皿に十分スパゲッティが盛れるということになったら、やっぱりそうすると児童・生徒としては多くなったと感じたり、そういったことかなと考えてございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 新食器の反応はいかがでしょう。1年生には、うまべえの食器ということもありますけれども。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 新しい個々食器なんですけども、個々食器自体はやはり食育の推進ということを目的に、正しい姿勢で適正な量を確保する。そういった意味で十分な効果を出してるかと思えます。その中で、やはり先ほどちらっと出ましたが、食器数がふえたことによりまして、準備、片づけ、こういったものにやっぱり時間をとられるということもありますので、そういった点はございますが、食事姿勢、そういったものにとっては非常によいものだと認識してございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 個々食器になったということで、やはり時間的にかかる、処理だとか清掃、洗浄、やっぱり時間が大分違いますか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 実は個々食器に変えることによって、その準備等がどうかなというのは気になってはいました。実際に始まってから、全校は回れませんが、定期的に同じ学校にお昼、見に行ってみて、初めはやはり時間がかかっている、そういう様子も見えましたし、先生のほうからも伺ってました。ただし、その後、見ていきますと、やはり子供たち大変、学校の先生の御指導もありますけれども、私どもの給食のほうから片づけの準備の仕方とか、そういうのもわかりやすくということで心がけたこと、さまざまな要因があると思えますけども、何しろ子供たちは順応といいますか、適用が早いですので、初めのうちは大分準備に時間かかっていた様子でしたけれども、各学校から伺っても落ちついたと、手際よくできるようになったという声がありまして、やはり個々食器で姿勢がよくなって、望ましい給食の風景になったという声をいただいております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

続きまして、②番の委託業者の運営……

○議長（押本 修君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時50分 延会